

男川浄水場更新事業
要求水準書（案）に関する質問への回答

平成 23 年 11 月 25 日

岡崎市水道局

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
1	要求水準書(案)	1	1	(2)	イ		男川浄水場の所在地及び立地条件	「未買収地については平成24年度購入予定」とありますが、購入出来ないと判断した時の対処はどうなりますか。	購入できないと判断した時は、借地等により対処する予定です。
2	要求水準書(案)	1	1	(2)	イ		男川浄水場の所在地	未買収地は、平成24年度中に確実に買収できると解釈してよろしいですか。	工事着手時までには買収する予定です。
3	要求水準書(案)	1	1	(2)	イ		男川浄水場の所在地及び立地条件	「未買収地」について、平成24年度の購入予定となっていますが、確実な予定ですか。また、万が一買収が難航し、工程に影響が出た場合のリスク分担(工程遅延による追加費用支払等)をご教示願います。	前段については、No.2をご参照ください。後段については、買収が難航した場合のリスク分担については、実施方針(建設段階、工事遅延)をご参照ください。
4	要求水準書(案)	1	1	(2)	ウ		男川浄水場	「3水源」の原水がありますが、それらの取水に当たっての優先順位はあるのでしょうか。	優先順位はありません。
5	要求水準書(案)	1	1	(2)	ウ	a	場外施設	場外施設には仁木浄水場の系統を除くとの理解でよろしいでしょうか。即ち、添付資料270-シートにおいて「仁木浄水場」につながる70-の(取水施設)(送水・配水施設)(給水地区)いずれも除くとの理解でよろしいでしょうか。	仁木浄水場のみ除きます。
6	要求水準書	1	1	(2)	ウ		男川浄水場	表1-2及び表1-4に3水源の取水方法について記載されていますが、取合いの位置及び取合いをする構造物の図面等、資料を提示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
7	要求水準書(案)	1	1	(2)	ウ		事業の対象となる公共施設等	取水量は、現在の水利権に変更を与えない水量ですか。	水利権水量以内です。
8	要求水準書(案)	1	1	(2)	エ		事業の目的	効率的・効果的に実施することによる財政負担の抑制を目的とされています。事業の効果を見極めるために、男川浄水場、場外施設、簡易水道施設における現状の管理体制(市職員および委託職員の人数)をご教示下さい。	市の職員は43名(課長1名、管理班は3名、南部施設班は16名、中部施設班は6名、北部施設班は12名、東部施設班は5名)です。委託の人数は業務内容で発注しているので人数は把握しておりません。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
9	要求水準書(案)	1	1	(2)	エ		事業の目的	「新設する男川浄水場(浄水施設、排水施設等)については、本市水道局が作成した基本設計を参考に、民間事業者が、実施設計、建設を行った後、保守点検を行うBTM (Build Transfer Maintenance) 方式とし、排水処理施設については、保守点検業務に、運転管理業務と汚泥発生の有効利用を含むこととし、既存の場外施設等(場外施設・簡易水道施設)については維持管理業務を含むこととする。」とありますが、男川浄水場の浄水施設について、運転管理業務は範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	別添資料2	1					添付資料1 男川浄水場更新用地位置図	工事中搬入道路について、技術提案時の検討には管理者、隣地者等との協議が必要となります。仕様、数量をご提示願います。	工事中搬入路は、決定しているものではなく提案によるものとします。
11	要求水準書(案)	2	1	(2)	エ		事業の目的	「保守点検」を行うBTMとありますが、「維持管理」でないでしょうか。既存の場外施設等については「維持管理業務」とありますが「保守点検業務」でないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正致します。
12	要求水準書(案)	2	1	(2)	エ		事業の目的	既存の場外施設及び簡易水道施設の運転・制御は、浄水施設の中央管理室で実施するとの理解でよろしいでしょうか。尚、そうでない場合、どこで実施するのかご教示ください。	簡易水道施設の運転・制御は中央監視室では行いません。運転・制御は現地で行います。
13	要求水準書(案)	2	1	(2)	エ		事業の目的	「本市水道局が作成した基本設計を参考に」とありますが、本書において最終的に「要求事項」として指定された数値・形式・材質等の事項は一切変更できないのでしょうか。また、「貴市水道局が作成した基本設計を参考に、民間事業者が実施設計を行う」とありますが、民間事業者が実施設計を行う際の「自由度」について、具体的にご教示願います。(厳守すべき事項を漏れなくご教示頂く形でも差し支えありません。)	要求水準は最低限守るものであり、優れた提案については問題ありません。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
14	要求水準書(案)	2	1	(2)	エ		事業の目的	「既存の場外施設等(場外施設・簡易水道施設)については維持管理業務を含む」と記載されていますが、頁38以下の(4)場外施設等維持管理業務の記載を読むと、実際は運転管理業務を除いた維持管理業務ですので、そのように理解しておいてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
15	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務	「維持管理業務とは・・・制御する運転管理業務と、」とありますが運転管理業務は含まないのではないのでしょうか。	維持管理業務には運転管理業務を含みません。なお、表1-3を訂正します。
16	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務(表1-3整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲)	「大平水源取水施設築造工事」の用地面積や住所、用途区分についてご教授願います。	大平水源は添付資料3をご参照ください。
17	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務(表1-3整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲)	「粉末活性炭処理棟」について、建屋が不要な場合には、建設しないこととして考えて宜しいでしょうか。	建屋が不要である理由及び管理上有利な理由等を明確にしてください。
18	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務(表1-3取水施設)	「大平水源取水施設築造工事」の用地面積や住所、用途区分について御教示ください。	No.16 をご参照ください。
19	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		表1-3整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲	送水施設、配水施設の維持管理業務において、場外の送配水管網の維持管理は業務範囲外という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務(表1-3整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲)	「大平水源取水施設築造工事」の場所、面積や用途区分についてご指示願います。	No.16 をご参照ください。
21	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務	表1-3の排水処理施設に「排水処理管理棟」の記載がありますが、=脱水機棟との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
22	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務(表1-3整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲)	「大平水源取水施設築造工事」における当該用地面積、住所、用途区分についてご教示願います。	No.16 をご参照ください。
23	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		表1-3 整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲 男川浄水場(新設)(取水施設)	「大平水源取水施設築造工事」につきまして、計画地、敷地面積、用地区分等をご提示いただけますでしょうか。	No.16 をご参照ください。
24	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		表1-3 整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲 男川浄水場(新設)(管理用建物)	浄水場管理棟、粉末活性炭処理棟、自家発電棟とありますが、維持管理性・機能性を考慮し、要求水準の仕様を満たせば、ひとつの建物にすることも可能でしょうか。	提案は自由ですが使用上及び維持管理上有利なものとしてください。
25	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		表1-3 整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲 男川浄水場(新設)(排水処理施設)	排水処理管理棟は、排水処理施設の管理機能を脱水機棟内に設ければ別棟として設置する必要はないものと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		表1-3 整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲 男川浄水場(新設)(外周道路)	外周道路整備工事とは、浄水場の外周でなく、既設浄水場正門前から新設浄水場の正門までの道路という理解で宜しいでしょうか。	添付資料1 男川浄水場更新用地位置図に示す事業対象地域に含まれる全ての外周道路を意味します。
27	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		表1-3 整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲 男川浄水場(新設)(外周道路)	「外周道路整備工事」には、添付資料1の「工事用搬入道路(案)」の工事は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
28	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ			表1-3 事業範囲維持管理業務	運転管理業務は、P.2の「用語の意味と業務範囲」において維持管理業務に含まれていますが、表中の維持管理業務に対する印には、運転管理業務は含まず、備考に示した部分のみ運転管理業務が含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	N015をご参照ください。
29	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	表1-3の事業範囲について、取水施設、導水施設、浄水施設、各種設備、送水施設の「維持管理業務」には「運転管理業務」は含まないのではないのでしょうか。	N015をご参照ください。
30	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務(表1-3整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲)	大平水源取水施設築造工事において、建設予定地についての詳細資料のご提示をお願いします。	No.16 をご参照ください。
31	要求水準書	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象事業	表1-3既存連絡施設の欄に「大西、根石、本宿送水管連絡工事」と記載されています。具体的な工事内容(取合位置、送水管ルートなど)を御指示願います。また、既設取合いがある場合には、図面など参考資料を提示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
32	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	既設の場外施設・簡易水道施設について、対象が表4-1、4-2に示す施設となっておりますが、各施設を構成する各々の機械設備及び電気設備等(維持管理業務の対象となる設備)の仕様(能力、動力、台数等)を提示していただけますでしょうか。	水道局工務課にて閲覧可能です。
33	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	既設の場外施設・簡易水道施設の維持管理業務について、提案作成にあたり、対象となる各設備の現況がわかる資料を提示していただくことや現地調査を実施することは可能でしょうか。	前段については、No.32をご参照ください。後段については、平成24年1月中旬に実施する予定としております。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
34	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象設備及び対象業務	維持管理業務の定義では、運転管理、保守点検、修繕、清掃の業務を含みますが、表1-3 整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲の、取水施設、導水施設、浄水施設、各種設備、送水施設、管理用建物、場内配管、外構施設について、運転管理業務は含まないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
35	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	a	(工)各種設備	「各種設備」とは具体的に何を示すかご教示下さい。	場内排水施設や外灯施設等を示します。
36	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ		対象業務	対象施設建設にあたり、開発許可業務は対象外と考えてよろしいですか。また、今後において同手続きを行う必要がある施設があれば公表願います。	事業に必要な手続きを全て含みます。
37	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ		運転管理業務	貴市にて管理される浄水施設の運転は、事業者提案に基づき実施いただけると理解して宜しいでしょうか。	事業者が提案をして頂き協議によることとします。
38	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務	「修繕業務」は、機器、配管、配線の全面的な更新等の「大規模修繕」は含まれないと理解してよろしいでしょうか？	修繕業務にはあらゆる修繕が含まれます。
39	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ		修繕業務	修繕業務には継続して機能を保持するための更新も含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
40	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	(ウ)周辺影響調査・電波障害等対象業務	開発申請業務は対象外として理解していますが宜しいでしょうか。	全て対象業務とご理解ください。
41	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	(I)建設業務	造成工事は対象外として理解していますが宜しいでしょうか。	全て対象業務とご理解ください。
42	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	(ウ)周辺影響調査・電波障害等対象業務	開発申請業務は対象外として理解して宜しいでしょうか。	全て対象業務とご理解ください。
43	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	(I)建設業務	造成工事は対象外として理解して宜しいでしょうか。	全て対象業務とご理解ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
44	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	(ウ)周辺影響調査・電波障害等対象業務	開発申請業務は対象外で宜しいでしょうか。	全て対象業務とご理解ください。
45	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	(I)建設業務	造成工事は対象外で宜しいでしょうか。	全て対象業務とご理解ください。
46	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	(ウ)周辺影響調査・電波障害等対象業務	本事業において、開発申請業務は事業対象外として理解してよしいでしょうか。	全て対象業務とご理解ください。
47	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	(I)建設業務	本事業において、造成工事は事業対象外として理解してよしいでしょうか。	全て対象業務とご理解ください。
48	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	(ウ)周辺影響調査・電波障害等対策業務	周辺影響調査・電波障害等対策業務に関しまして、開発申請業務は事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	全て対象業務とご理解ください。
49	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	(I)建設業務	建設業務に関しまして、造成工事は事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	全て対象業務とご理解ください。
50	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	b	男川浄水場維持管理業務	本更新事業には、浄水施設の運転管理業務が含まれておりませんが、実際には、保守点検業務、修繕業務等と完全にセパレートすることは困難と考えます。保守や修繕に関するスケジュール調整等は民間事業者側に決定権があると判断してよろしいでしょうか。また、運転管理業務側から突発的な修繕対応依頼があった場合に、スケジュールが変更になることによる損失等に関しては、どのようなリスク分担になると考えればよろしいでしょうか。	保守点検スケジュールは、民間事業者に決定権がありますが、定期的に市と協議してください。また、緊急時の対応は、保守業務に含まれますので全て事業者の負担となります。
51	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	b	男川浄水場維持管理業務	排水処理施設は運転管理業務のみとなっていますが、保守点検業務および修繕業務も含むものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	c	(I)その他業務	運転管理業務、修繕業務、清掃業務は含まないと理解していますがよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
53	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	c	(I)その他業務	場外施設等維持管理業務には、運転管理業務、修繕業務、清掃業務は含まないと理解して宜しいでしょうか。	No.52をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
54	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ		C	場外施設等維持管理業務	その他業務とありますが、要求水準書(案)P.38～43の内容と考えますが、その他記載されていない業務がありましたらご教示下さい。	No.52をご参照ください。
55	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ		C	(イ)その他業務	運転管理業務、修繕業務、清掃業務は含まないとして宜しいでしょうか。	No.52をご参照ください。
56	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ		C	(イ)その他業務	(イ)その他業務とは、運転管理業務、修繕業務、清掃業務は含まないと理解してよろしいでしょうか。	No.52をご参照ください。
57	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ		C	(イ)その他業務	(イ)その他業務とは、P38-43に記載されている「(4)場外施設等維持管理業務」に記載されている内容以外のものは含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	No.54をご参照ください。
58	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ		C	場外施設等維持管理業務	「場外施設等維持管理業務」とありますが、ここでいう維持管理業務とは、P.2-P.3の「用語の意味と業務範囲」における運転管理業務、修繕業務、清掃業務は含まない保守点検業務のみという理解でよろしいでしょうか。	No.52をご参照ください。
59	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ		C	(イ)その他業務	その他業務とは具体的にどのような業務の事を示すのかご教示願います。	No.54 をご参照ください。
60	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ		C	場外施設等維持管理業務	(イ)その他業務とは、具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか。	No.54 をご参照ください。
61	要求水準書(案)	4	1	(2)	カキ			事業期間 事業スケジュール	「維持管理期間」の開始時期は「工事期間」の検討によって前倒しできる可能性があります。その場合には変更が可能でしょうか。	可能とします。
62	要求水準書(案)	4	1	(2)	キ			試運転期間	及び の期間については、事業者の提案によって期間を変更してもよろしいでしょうか。	No.61をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
63	要求水準書(案)	4	1	(2)	キ		事業スケジュール	予定スケジュールを前倒しする提案をした場合は、評価対象になるのでしょうか。	評価対象とすることは考えておりません。
64	要求水準書(案)	4	1	(2)	キ		事業スケジュール等の制約条件	現時点におきまして浄水場の建設や切り替えに際しての工程上の制約条件などはありませんか？またその他設計、建設に関わる制約条件(工程以外も含め)はありますか？	制約条件は、現時点ではありません。
65	要求水準書(案)	4	1	(2)	キ		事業スケジュール	実施設計期間は、平成24年10月からいつまでになりますか？	平成25年9月までと見込んでいますが、市が指定するものではありません。
66	要求水準書(案)	4	1	(2)	ク		法令等	排水処理施設の設置には、産業廃棄物処理施設の設置許可申請が必要と思料いたしますが、申請者名義は岡崎市様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書(案)	5	1	(2)	ク		岡崎市条例等	「同等性能を確保した場合」とは、事業者による技術的知見も同等と扱っていただけるものと理解して宜しいでしょうか。	内容により判断します。
68	要求水準書(案)	5	1	(2)	ク		岡崎市の条例等	技術基準、指針等は以下のとおりであり、その時点において～と記載があります。「その時点」とはいつのことでしょうか。	入札公告時です。
69	要求水準書(案)	5	1	(2)	ク		指針及び各種基準等	記載されている基準等の発行年度月が記載されていません。ご提示くださいますようお願いいたします。	入札公告時です。
70	要求水準書(案)	5	1	(2)	ク		本事業に適用する本市の技術基準、指針等	「本事業に適用する本市の技術基準、指針等は以下のとおりであり、その時点においての最新版を適用する」とありますが、「その時」とは入札説明書公表時点との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時です。
71	要求水準書(案)	6	1	(3)	ア		水理条件	「大平水源については、大平川用水土地改良区との供用施設である」とありますが、大平川用水土地改良区からの制限はあるのでしょうか。	現況水路断面の確保及び農業用利水に影響が無いことが必要です。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
72	要求水準書(案)	6	1	(3)	7		水理条件	表1-4 取水位置における水位とは、最低取水水位と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書(案)	6	1	(3)	7		水理条件	表1-4 取水位置における水位とは、最低取水水位と考えてよろしいでしょうか。	No72をご参照ください。
74	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画地盤高さと盛土	「一部は残土置き場として盛土されている」とありますが盛土材として使用できる土でしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画地盤高さと盛土	「盛土材は、市内の公共工事で・・・」とありますが、発生する掘削残土の予定があれば時期と量をご教授願います。	現時点では不明です。
76	要求水準書(案)	6	1	(3)	1		計画地盤高さと盛土	現在の予定地に既に盛土されている部分は、残土を盛土として使用しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書(案)	6	1	(3)	1		計画地盤高さと盛土	現在の予定地に既に盛土されている部分は、そのまま新設地盤として利用しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画地盤の高さと盛土	「盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する」とありますが、受入可能な発生残土の材質の良否を判断するためのデータについては、貴市から情報提供されるものと考えてよろしいでしょうか。	受入れ時点での事業者による判断です。
79	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画地盤高さと盛土	「盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する」とありますが、残土受け入れの可能性のある市内の公共事業の予定をご教示願います。	No.75をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
80	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画地盤高さ盛土	「盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する」とありますが、公共事業からの残土受け入れの可否は現時点では判断できないことから、これを前提として工事費を見積もることは不可能だと考えられます。従って、当該配慮は、評価対象にはならないと理解してよろしいでしょうか?	現時点で提案してください。評価の対象とします。
81	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画地盤高さ盛土	「盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する」とあります。市外の良質な残土を利用することは可能ですか?	基本的に市内のものとしてください。市外のものの利用は可能ですが、評価対象としません。
82	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		計画地盤高さ盛土	盛土材については原則良質土(購入土)と記載されていますが、要求品質を満足すれば、他の材料でもよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
83	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		計画地盤高さ盛土	盛土材は、市内の公共事業で発生する良質土がない場合、購入土と考えてよろしいでしょうか? その他、購入土の制約条件はありますか?	ご理解のとおりです。 盛土材として問題ないことを確認してください。
84	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画高さ盛土	(一部は残土置き場として盛土されている)と記載があります。この土砂は新設浄水場のための造成(主に盛土管理)を行うに当たり支障となる恐れがあります。どのように対処していいのをご教示願います。	盛土材として問題がないか判断しています。 利用する計画としてください。
85	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画高さ盛土	盛土材は原則良質土(購入土)とありますが、当該工事の掘削残土を使用してもよろしいですか。	盛土材として問題がなければ提案してください。
86	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画高さ盛土	市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する。とありますが、これは有償なのかご教示願います。	現地(指定の場所)までの運搬及び土の費用は無償(残土発生事業者負担)です。
87	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		残土の受入れ	「盛土材は市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する」となりますが、受入計画や調整は請負側にて全て実施することになるのでしょうか?	ご理解のとおりです。
88	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		残土の受入れ	上記において残土受入れは、無償でしょうか?有償でしょうか?	No.86をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
89	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		残土の受入れ	上記において盛土材として本事業で使用可能な良質残土量はどの程度を見込まれているのでしょうか？	No.75をご参照ください。
90	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		基本事項	「盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する。」とありますが、工事工程表作成後、それに合わせた残土の受け入れが可能なような、残土発生計画をさせていただけるのでしょうか。または、残土の仮置き場があり、そこへいただきに行くことになるのでしょうか。この場合の仮置き場の予定地を御教示願います。また、残土の購入単価の予想値を御教示願います。	工事工程に合わせた受入と理解してください。 No.86をご参照ください。
91	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画地盤高さと盛土	盛土材に関する記述の中で、“なお、盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する”とされています。この場合には、貴市手配となりますので、設計・施工について事業者側でコントロールすることが困難となります。ついでには、市内の公共事業で発生する残土について、発生量や発生時期、発生場所、材質(設計定数)等をご教示ください。	No75、No.90をご参照ください。
92	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ		新設浄水場の計画地盤高さと盛土	現状残土置き場として盛土されている範囲の土は、盛土材として流用可能でしょうか。	可能です。
93	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ、ウ		基本事項、 浄水場内施設の水位高低	「新設浄水場の計画高さは、・・・平均で3.0~4.0m程度の盛土が必要になる。」とありますが、水槽天端(1FのF L)をG L +4.0m以上とすれば、盛土は不用となります。施設の浮上対策をすれば、盛土は不用と考えますが、いかがでしょうか。この際、次項の「浄水池水位はHWL+22.50m、LWL+18.50m程度とする。」は一部水槽で遵守しなくてもよろしいでしょうか。御教示願います。	水災対策が十分であり、かつ水位的に問題なく、エネルギー的な観点からも有効ならご提案ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
94	要求水準書(案)	6	1	(3)	ウ		浄水場内施設の水位高低	浄水池水位(HWL+22.50m、LWL+18.50m程度)と中間ポンプ井を設置しないことの2つの条件を満たせば、浄水場内施設の水位高低は、事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		土木・建築・配管	本事業における構造物の耐用年数は法定耐用年数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		土木・建築・配管	「事業期間終了後1年以内に...修繕を行うものとする。」との記載がありますが、この場合、性能低下の帰責事由が事業者でない場合は除外されるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		構造物の耐用年数	著しく耐久性が劣り得る災害が発生した場合はこの限りではないと思われませんが、この際の具体的なリスク分担についてご教示願います。 また、場内配管の場合、地震等により、目に見えぬ損傷が繰り返し起こり、その累積結果として許容繰り返し応力(回数)の低下を招き、時間差で連鎖的に破損するパターンもございます。この場合の取り扱いも含めてご教示願います。	場内配管同様に十分な強度を有する材料及び継ぎ手で不同沈下対策として可とう管を使用していれば、十分に対応した施設と考えられるためその上での損傷ならば予期できないものとしてリスク分担は市側にあるものと考えます。
98	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		構造物の耐用年数	表1-5に示す耐用年数が維持できる仕様とするとありますが、どのようにして確認されるのでしょうか?	水道施設耐震工法指針に基づき設計され各基準にあった鉄筋コンクリート構造物であれば耐用年数が維持できるものと考えます。
99	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		構造物の耐用年数	耐用年数が維持できる仕様とありますが、どのような基準を満たせば維持できることを認めていただけるのか、具体的な基準がございましたらご教示ください。	NO.98をご参照ください。
100	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		構造物の耐用年数	土木構造物と建築構造物の具体的な区分けがありましたらご教示ください。	水道施設耐震工法指針に基づきます。
101	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		構造物の耐用年数	表1-5に記載されている耐用年数を満足していることを証明する方法をご教示ください。	NO.98をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
102	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		土木・建築・配管	場内配管と設備配管との区界をご指示頂けないでしょうか？	埋設されている配管は場内配管、埋設されていないものは設備配管が基本です。
103	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		土木・建築・配管	表1-6において、薬品設備の使用可能期間は、機械設備よりも短く設定されていますが、薬品設備に関連する場内配管の耐用年数も腐食性等の観点から短くなるものと考えます。このことから、薬品設備の場内配管は表1-5 構造物の耐用年数の対象外と考えてよろしいでしょうか？	材料として耐用年数を満足するものを採用してください。
104	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		構造物の耐用年数 土木・建築・配管 設備の使用可能期間	「事業期間終了後1年以内に・・・」とありますが、民間事業者が引き渡し後、適切な運転管理、保守点検を行って頂いた上での保証との理解でよろしいでしょうか？ また、場外施設・簡易水道施設については対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		設備の使用可能期間	要求水準書に示された性能を下回った場合とありますが、性能の確認方法としては、貴市と事業者の双方で施設機能確認などを行うという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		設備の使用可能期間	「事業期間終了後1年以内に...修繕を行うものとする。」との記載がありますが、この場合、性能低下の帰責事由が事業者にない場合は除外されるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書(案)	6	1	(3)	エ		構造物の耐用年数	耐用年数 60年、50年、40年 について、定期的なメンテ費用はどのようにお考えでしょうか？	事業期間中は、耐用年数を維持できるメンテナンス費用を計上してください。
108	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ		設備の仕様可能期間	使用期間を20年と記載されている設備において、保障期間終了後の4年間の消耗部品の交換は、貴市にて実施いただけると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
109	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ		設備の使用可能期間	表1-6の受変電設備等の備考欄に「ただし、保証期間は、事業期間終了後1年とする」とありますが、事業期間終了後の性能保持と保証の考え方について、具体的にお示しいただけないでしょうか。	通常使用時の保障と同等とお考えください。
110	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ		設備の使用可能期間	表1-6の受変電設備等における事業期間終了後1年経過後、すなわち事業期間終了後2~5年の間の対応については、別途協議との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ		設備の使用可能期間	表1-6に事業期間終了後5年以上の性能保持及び1年間の保障期間とありますが、この違いについてご教示願います。また、その保証の範囲についてもご教示願います。	通常使用時の保障と同等とお考えください。保証の範囲は、設備全てです。
112	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ		構造物の耐用年数	表1-6に示されている事業終了後の性能保持期間を満足していることの証明方法をご教示ください。	維持管理期間における性能を参考とします。
113	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ		設備の使用可能期間	使用期間とは「保守点検業務」「修繕業務」での部品交換を前提にしてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
114	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		施設配置	更新対象となる施設構造物は、12頁表2-6記載内容に基づき、急速ろ過池施設と理解して宜しいでしょうか。	更新対象施設は表2-6の浄水施設すべてが対象となります。
115	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		配管関係	「ポンプ周辺の配管は高圧力とすること」とは、必要圧力を満足する仕様と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		配管関係	「ポンプ周辺の配管」とは、ポンプ吐出側と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		ポンプ設備関係	「将来の水配分や統廃合計画」について水量や圧力等具体的に御教示ください。	将来の水需要の変化により変動するものと考えています。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
118	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		オ 各施設の共通要求事項	「ポンプ設備関係」において、「送水ポンプ設備は将来の水配分や統廃合計画により大きく異なるポンプも有る」とありますが、統廃合計画を内容をご教示ください。	No.117をご参照ください。
119	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		オ 各施設の共通要求事項	「建築構造物」の要求事項では「「官庁施設の総合耐震計画及び同解説(平成8年度)の類」相当として設計する。」とありますが、「P.16 f 安全・防災・防犯計画」において被災時には水道局の災害対策本部の機能を必要とするため、防災拠点機能の観点から「類」での設計ではなくてよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。が、類に修正します。
120	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1-7の自家発電設備について「100%の負荷」とありますが、これは添付資料5に記載された「対象負荷(暫定)」の計の値のことでしょうか。	停電時に電力供給が可能な容量です。表1-7を修正致します。
121	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1-7の施設配置において配置は自由ととなっておりますが、添付資料3は配置の一例を示した参考図と考えてよろしいのでしょうか?	ご理解のとおりです。
122	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	構造形式(土木構造物)の要求事項に、液状化対策を考慮することとなっております。受注業者が行う地質調査において、液状化の可能性が判定された場合は、変更の対象となりますか?	提案時点で判定し提案してください。変更の対象となります。
123	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	躯体関係の要求事項に、必要に応じて防食対策を施すこととあります。防食の必要とされる部位と使用についてご指示いただけますか?	貴社の提案される躯体に必要なであれば、実績より判断し提案してください。
124	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	ポンプ設備関係の要求事項に、将来の増設を考慮した合理的なポンプ配置とありますが、想定される増設分の能力についてご指示ください。	No.117をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
125	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		自家発電設備	容量選定条件として、本項の他、P.19 e 発電設備の項やP.25 自家発電設備の項においても記載がありますが、遵守すべき条件を提示願います。	P19.eとP25 の条件を満たす仕様としてください。
126	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1-7のポンプ設備関係で、「将来の水配分や統廃合計画により大きく仕様が異なるポンプも有り」とありますが、具体的にどのポンプの仕様がどのように異なる可能性があるのか提示いただけるでしょうか。	No.117をご参照ください。
127	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1-7 各設備共通の要求事項の内、配管関係について、管種は樹脂粉体塗装鋼管またはステンレス鋼管とあります。原則として本要求水準にて管種を選定しますが、薬品設備等、耐蝕性が要求される配管については適宜材質を変更しても良いでしょうか？	材料は耐食性の高いものを使用する場合のみ変更を認めます。
128	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1-7 各設備共通の要求事項の内、配管関係について、各種設備配管において要求されるフランジ規格はございますか？	JIS(機械廻り)及び水協(場内配管)規格としてください。
129	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1-7 各設備共通の要求事項の内、配管関係について、各種設備配管において要求される最大使用圧力をご指示頂けますか？	ポンプ揚程より想定してください。
130	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1-7 各設備共通の要求事項の内、配管関係について、ポンプ廻り配管以外の機械設備配管に要求事項はあるでしょうか。また、その場合、ポンプ廻り配管との区分をご指示頂けないでしょうか？	要求事項は場内配管と同等です。区分はありません。
131	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1-7の自家発電設備の必要容量は停電時100%の負荷に電力供給が可能な容量となっておりますが、P19では汎用負荷にも供給可能、P25では浄水場としての機能が維持できる電力供給可能な容量と明記されています。表現を統一していただけないでしょうか？	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
132	要求水準書(案)	8	2	(1)	イ		表2-1 対象業務	項目2-6は「運転切替業務」となっていますが頁31の(2)-6は「関連業務」となっています。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
133	要求水準書(案)	8	2	(1)	イ			対象業務について、要求水準書(案)4頁記載の「対象業務」と要求水準書(案)8頁記載の「表2-1 対象業務」の業務名称が異なる箇所があります。統一していただけますでしょうか?	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。	
134	要求水準書(案)	8	2	(2)-1				騒音等の環境測定は含まれておりませんが、測定データ等がございますでしょうか。	測定データはありませんが、周辺環境への影響を考慮することとなっております対策及び測定を含むものとします。	
135	要求水準書(案)	8	2					(2)整備業務、(3)維持管理業務、および(4)場外施設等維持管理業務の記載内容を読むと、SPCから業務委託する各会社が、上記各業務に必要な資格、要件などをすべて満足すれば、SPC専任の人員の常駐(受託企業の業務責任者は適宜SPC兼務として常駐する。)は必要条件ではないと思われませんが、その理解でよろしいですか?	ご理解のとおりです。	
136	添付資料	8						各室に記載された人数に対して、事務机は「事務室」の13人分しか記載されていませんが、「中央管理室」、「上水運用センター」、「水質試験室」の事務机は不要なのでしょうか。	常駐していませんが打合せ用の机及び椅子(8人分程度)用意してください。	
137	添付資料	8						「更衣室」は、男子用・女子用の区分が必要ですが、想定配置人数の男女別内訳はありますか。	更衣室及びロッカーは女子用については、現段階では総個数のうち1割程度を見込む予定です。	
138	要求水準書(案)	9	(2)	-(2)	イ	(7)		大平用水の施設移設の具体的な内容についてご教示願います。	提案による適切な施設としてください。	
139	要求水準書(案)	9	2	(2)	(2)-1	ア	(I)	「本業務開始の際に土壌汚染対策法に基づき対象地域を調査すること」とありますが、過去に汚染土壌が出てきたものがあれば、ご教授願います。今後の調査で、汚染土壌が出てきた場合には設計変更での対応をお願いします。	今年度環境部で行った隣接地の土壌調査では検出されていません。検出された場合には、岡崎市の負担となります。	

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
140	要求水準書(案)	9	2	(2)	(2)-1	ア	(イ)	土壌汚染測定	土壌測定調査によって有害物質が検出された場合は、その処理費用および工事期間延長について協議に応じていただけると考えてよろしいでしょうか。	No.139をご参照ください。
141	要求水準書(案)	9	2	(2)	(2)-1	ア	(オ)	雨水・汚水排水経路の確認	「排水経路等については、雨水及び汚水の既設配管ルート図は添付資料3に示すとおりである」とありますが、排水経路等についてのルート図が添付資料3に見当たりません。ご教授願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
142	要求水準書(案)	9	2	(2)	(2)-1	ア	(オ)	雨水・汚水排水経路の確認	添付資料3には、雨水及び汚水の既設配管ルートが指示されていませんので、改めてご教示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
143	要求水準書(案)	9	2	(2)	(2)-1	イ	(カ)	本業務の実施に当たって留意事項	「本業務に従事する作業員は概ね6か月・・・」とありますが、どの程度の作業を行う作業員までとお考えですか。	1年間のうち4分の1以上の日数、既設浄水場に立ち入る関係者を対象とします。
144	要求水準書(案)	9	2	(2)	(2)-2	ア		本業務の内容	「本市が実施した基本設計を参考に」とありますが、基本設計を参考にしてより良いものを提案するため情報開示以外の基本設計図書についても詳細を開示して頂きたいのですが、何処まで開示頂けますか。	情報開示した基本設計図書以外に詳細が開示できる資料はありません。
145	要求水準書(案)	9	2	(2)	(2)-2	ア		建築確認申請等	建築確認申請を行う設備が決まっておりますらご教示ください。特に、導水ポンプ棟や送水ポンプ棟が、土木構造物である池と一体となった場合、その池についても建築確認申請対象となりますでしょうか。	管理棟は決定していますが、計画により必要となるものは事業者で確認してください。
146	要求水準書(案)	9	2	(2)	(2)-2	イ	(フ)	処理フロー	「大平用水については、現状の施設を移設する必要があり取水口以降の施設も今回の設計の対象になる」とありますが、新設の施設検討をするのに既設の大平用水と取水口の図面が必要です。図面の提示をお願いします。また、新設構造物の移設で指定位置があればご教授願います。	添付資料6を参照してください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
147	要求水準書(案)	9	2	(2)	(I)			土壌汚染測定	対象地域について具体的に御教示ください。	区域全体が対象です。
148	要求水準書(案)	9	2	(2)	(オ)			雨水・汚水排水経路の確認	添付資料3には記載が無いように見受けられます。御教示ください。	N0142をご参照ください。
149	要求水準書(案)	9	2	(2)	ア	(工)		土壌汚染測定	対象地域での汚染物質の使用等の履歴あるいは貴市による調査結果等を事前に開示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書(案)	9	2	(2)	イ	(工)		地下埋設物調査	詳細がわかる現況図面が無い為に、現況図面を教示願いたい。	調査事項としてください。
151	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	ア	(工)		土壌汚染測定	「本事業開始の際に～調査すること」とありますが、本事業開始の際とは、盛土工事前を示しているのでしょうか。また、その場合、盛土後の調査は必要でしょうか。	設計を始める前とします。開発手続等で必要となります。
152	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	ア	(I)		土壌汚染測定	「本事業開始の際」とありますが、必ずしも基本協定締結後～基本契約締結前間に実施しなくても構わないと理解してよろしいでしょうか。(実施の時期はあくまでも事業者の判断によると理解してよろしいでしょうか。)	開発手続で必要ですので事業実施に間に合えば問題ありません。
153	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	ア	(I)		土壌汚染測定	土壌汚染測定の結果、万一汚染が認められた場合、追加費用発生及び工程の遅延のリスクは市が負担されると理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
154	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	ア	(I)		土壌汚染測定	添付資料以外に、地歴等の土壌に関するデータがあれば、ご提供いただけないでしょうか?	No.149をご参照ください。
155	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	ア	(オ)		雨水・汚水排水経路の確認	「雨水及び汚水の既設配管ルート図は添付資料3に示すとおり」とありますが、該当する資料名をご教示ください。	N0142をご参照ください。
156	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	ア	(オ)		雨水・汚水排水経路の確認	雨水及び汚水の既設配管ルートは添付資料3に示すとおりとありますが、添付資料3では分かりませんので、教示願います。	N0142をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
157	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	イ	(I)	地下埋設物	実施方針 p19 リスク責任分担表で地中障害物(仮設材、土壌汚染、不発弾等)の責任範囲は貴市となっています。このことから、事業者が行う地下埋設物調査により建設に障害となる埋設物や地下水が見つかった場合には、その除去・排水・処分等は、貴市の責任範囲との理解でよろしいでしょうか。	費用負担は本市とします。
158	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	イ	(オ)	本業務の実施に当たっての留意事項	「貸し出しする既存の図面」とありますが、いつの段階でお借りできるのでしょうか?(参加表明後にお借りできますでしょうか?)	入札公告後とさせていただきます。
159	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	イ	(カ)	事前調査業務 本業務の実施に当たっての留意事項(検便)	検便は、添付資料1の「事業対象地域」での事前調査業務では不要であり、運転中の既存施設内に入場する場合に適用されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	イ	(カ)	事前調査業務 本業務の実施に当たっての留意事項(検便)	検便は、「(2)-1 事前調査業務」の部分に記載されていますが、建設工事や工事監理等においても必要と考えてよろしいでしょうか。	既設浄水場への立ち入りの際に必要となります。
161	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	イ	(カ)	事前調査業務 本業務の実施に当たっての留意事項(検便)	検便が必要な作業員は、入場回数などがどの程度以上のものが対象と考えれば宜しいでしょうか。また、検便結果は、事業者の自主管理と考えて宜しいでしょうか。	N0143をご参照ください。
162	要求水準書(案)	9	2	(2)-1	イ	(カ)	本業務の実施に当たっての留意事項	「本業務に従事する作業員」の定義について、具体的にご教示願います。	N0143をご参照ください。
163	要求水準書(案)	9	2	(2)-2	ア		本業務の内容	「本市が実施した基本設計を参考に」とありますが、本要求水準書は基本設計を踏襲したものであると考えられますので、要求水準書に従った提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	要求水準書(案)	9	2	(2)-2	ア		ア 本業務の内容	必要な申請書類の作成には、河川協議関連は含まれているでしょうか。	含まれます。
165	要求水準書(案)	9	2	(2)-2	ア		本業務の内容	技術提案時の検討において第三者協議が必要な場合、どのように対応すればよろしいでしょうか?	事業者にて対応してください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
166	要求水準書(案)	9	2	(2)-2	ア			本業務の内容	地質について『男川浄水場更新基本設計業務』及び『地質報告書』を拝見しましたが、事業者側で設計リスクを負うことは困難な情報量です。つきましては、詳細な地質調査結果(地盤の室内力学試験結果～強度試験結果、圧密試験結果～等)のご提示をお願いいたします。	追加で地質調査を計上してください。ただし、工事費の変更はありません。
167	要求水準書(案)	10	2	(2)	2	イ	(7)	処理フロー	記載フローから以下の変更は可能でしょうか。 薬品注入点及び点数。 排水処理返送先	可能ですが、水処理の観点から相当の理由をお示しください。
168	要求水準書(案)	10	2	(2)	2	イ	(7)	処理フロー	H24年度認可予定の認可の範囲内での変更とはどの程度のことですか。	水道法第10条における事業の変更を要しない範囲です。
169	要求水準書(案)	10	2	(2)	2	イ	(7)	処理フロー	記載フローにおいて、塩素混和池からの排水ラインは急速ろ過池の排水と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書(案)	10	2	(2)	2	イ	(4)	男川浄水場施設能力	1日最小水量が50,900m ³ /日(実績)とあるが、この水量を下回る運転を考慮する必要はありませんか。	通常運転での最小水量とお考え下さい。非常時の対応は別途とします。
171	要求水準書(案)	10	2	(2)	2	イ		許可予定の認可の内容	H24年度許可予定である認可の具体的内容をご教授下さい。	男川浄水場の浄水方法の変更及び給水人口の増加です。
172	要求水準書(案)	10	2	(2)	(2)-2	ア		本業務の範囲	「本業務は男川浄水場の設計に関する業務であり、本市が実施した基本設計を参考に、詳細設計及び必要な申請書類(建築確認申請等)の作成等を行うものである。」とありますが、市がH24年度に許可予定の変更認可業務は含まれないとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書(案)	10	2	(2)	(2)-2	イ	(7)	処理フロー	「本市のH24年度許可予定の認可の範囲・・・」とありますが、H24年度の許可予定の認可内容をご教授願います。	No.171をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
174	要求水準書(案)	10	2	(2)	(2)- 2	イ	(ア)	処理フロー	図2-1に「横流式凝集沈澱池」とあるのは、「横流式薬品沈澱池」ではありませんか。また、排水池に入るのは「塩素混和池」からではなく「急速ろ過池」からの排水ではありませんか。	ご理解のとおりです。
175	要求水準書(案)	10	2	(2)	(2)- 2	イ	(ア)	処理フロー	「H24年度許可予定の認可の範囲」はいつ公表いただけるのでしょうか。また、その変更可能範囲についても詳細にご教示願います。	前段については、現在事務を進めておりますので、認可取得後すみやかに公表させていただきます。後段については、No.168をご参照ください。
176	要求水準書(案)	10	2	(2)	(2)- 2	イ	(ア)	処理フロー	図2-1 男川浄水場廻り処理フローでは、マンガン処理槽からの返送先が沈砂池となっていますが、業務要求水準書(案)p.22およびp.24では着水井となっております。どちらが正でしょうか？	自然流下での移送のため沈砂池としていますが、移送に問題がなければ着水井でも問題ありません。
177	要求水準書(案)	10	2	(2)	(2)- 2	イ	(ア)	処理フロー	貴市のH24年度許可予定の認可の範囲内についてご教示下さい。	No.168をご参照ください。
178	要求水準書(案)	10	2	(2)	(2)- 2	イ	(イ)	男川浄水場の施設能力	表2-2に示されている最大水量で施設設計すれば宜しいでしょうか。	施設規模は、ご理解のとおりです。ろ過池等は、運用形態を考慮した施設設計としてください。
179	要求水準書(案)	10	2	(2)	(2)- 2	イ	(イ)	男川浄水場の施設能力	表2-2中の1日最大処理水量が施設設計と条件と理解してよろしいでしょうか。	No.178をご参照ください。
180	要求水準書(案)	10	2	(2)	(2)- 2	イ	(イ)	男川浄水場施設能力	1日最小処理水量が50,900m ³ /日(実績)と記載がありますが、この水量を下回る運転を考慮する必要性はあるのでしょうか。	No170をご参照ください。
181	要求水準書(案)	10	2	(2)	(2)- 2	イ	(イ)	男川浄水場の施設能力	表2-2に示した「1日最小処理水量」は、設計や管理において、どのように使用するのでしょうか。	No170をご参照ください。
182	要求水準書(案)	10	2	(2)- 2	イ	(ア)		処理フロー	「本市のH24年度許可予定の認可の範囲内での変更は可能」とありますが、認可内容について具体的にお示しいただけないでしょうか。また、どのような変更が可能なのかについても同様に、具体的にお示しいただけないでしょうか。	前段については、No.171をご参照ください。後段については、No.168をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
183	要求水準書(案)	10	2	(2)-2	イ	(ア)	図2-1 男川浄水場廻り処理フロー	フローの線種(実線、破線)は何を示しますか。排水、上澄水、汚泥の区別をご教示下さい。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
184	要求水準書(案)	10	2	(2)-2	イ	(ア)	図2-1 男川浄水場廻り処理フロー	排水池やマンガン処理槽からの返送先は沈殿池でなく着水井等別の返送先としても良いですか。返送先が着水井でも良い場合は、返送方法や排水池の機能については事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	事業者提案の範囲とします。
185	要求水準書(案)	10	2	(2)-2	イ	(ア)	図2-1 男川浄水場廻り処理フロー	マンガン処理槽からの返送水は、排水池経由とすることも可能と考えて宜しいでしょうか。	どのような利点があるか明確にして提案してください。
186	要求水準書(案)	10	2	(2)-2	イ	(ア)	処理フロー	「なお～H24年度認可予定の認可の範囲内での変更」とはどの程度のことですか。	No.168をご参照ください。
187	要求水準書(案)	10	2	(2)-2	イ	(ア)	処理フロー	H24年度許可予定の認可の範囲での変更可能とありますが、認可の内容等をご教授ください。	No.171をご参照ください。
188	要求水準書(案)	10	2	(2)-2	イ	(ア)	処理フロー	「H24年度許可予定の認可の範囲での変更可能」とありますが、その認可申請書の内容は、入札参加表明書提出期限以前に開示されるのでしょうか？	No.175をご参照ください。
189	要求水準書(案)	10	2	(2)-2	イ	(イ)	表2-2 男川浄水場施設能力	施設能力(1日最大処理水量)は、排水処理からの返送水を含んだ処理水量68,395m ³ /日と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
190	要求水準書(案)	10	2	(2)-2	イ	(イ)	表2-2 男川浄水場施設能力	1日最小処理水量が50,900m ³ /日(実績値)とありますが、これ以下の水量を想定する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、68,395m ³ /日以上水量を想定する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	前段はNo.178をご参照ください。後段はご理解のとおりです。
191	要求水準書(案)	10	2	(2)-2	イ		男川浄水場廻りフロー図	認可の範囲内で変更は可能と記載されています。H24年度許可予定の認可の内容を教えてください。	No.171をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
192	要求水準書(案)	10	2	(2)-3	イ	(ア)		処理フロー	処理フローでは、排水池への流入水は、塩素混和池からとなっていますが、これで正しいのでしょうか？	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
193	要求水準書(案)	11	2	(2)	2	ウ		取水施設	3水源の内、取水する優先順位はあるでしょうか。ご教示ください。	優先順位はありません。
194	要求水準書(案)	11	2	(2)	2	ウ		男川取水管	本項に記載の接合井はどのような目的で設置されるのでしょうか。また、設置位置は既設浄水場内となりますか。	取水管の管種がヒューム管であり、角度がついているため設置しています。設置位置についてはご理解のとおりです。
195	要求水準書(案)	11	2	(2)	2	ウ		男川取水管	男川取水管の新設管接合工事において、取水停止が可能な時間はどの程度ですか。	水需要が少ない時期の平日の午後、夜間6時間程度です。
196	要求水準書(案)	11	2	(2)	2	ウ		男川取水管	男川取水管の既設の管種を御教示ください。	ヒューム管です。
197	要求水準書(案)	11	2	(2)	2	ウ		大平取水口	大平用水路を移設することとなった理由についてお教えください。	新設浄水場は盛土を行うことから高低差が生じるためです。
198	要求水準書(案)	11	2	(2)	2	ウ		大平取水口	取水口の位置を下流側に限定されている理由を御教示ください。	提案の施設配置により取水位置は自由とします。
199	要求水準書(案)	11	2	(2)	2	ウ		大平取水口	取水口の設置位置変更に関わる許認可は必要ないと理解していますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書(案)	11	2	(2)	2	ウ		大平取水口	取水口の構造は既設設備と同様と理解していますが宜しいでしょうか。また、既設の図面を御教示いただけますでしょうか。	提案による適切な施設としてください。
201	要求水準書(案)	11	2	(2)	2	ウ		大平取水管	大平導水管の新設管接合工事において、取水停止が可能な時間はどの程度ですか。	水需要が少ない時期の平日の午後、夜間6時間程度です。
202	要求水準書(案)	11	2	(2)	2	エ		導水施設	大西導水管の新設管接合工事において、既設配管との取合位置及び取水停止が可能な時間はどの程度ですか。	水需要が少ない時期の24時間程度です。
203	要求水準書(案)	11	2	(2)	(2)-2	ウ		取水施設	沈砂池からの「排砂」は、どのような処分を行うのでしょうか。	産業廃棄物処分とします。
204	要求水準書(案)	11	2	(2)	(2)-2	ウ		取水施設	大平取水口について、「場内からの維持管理が可能な構造」とは、取水口を男川浄水場敷地内に設けるという理解でよろしいでしょうか？	電動弁等による操作が可能なものとしてください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
205	要求水準書(案)	11	2	(2)	(2)-2	ウ		取水施設	大平取水管について、「除塵設備を設置する」とありますが、手動のもので良いとの理解でよろしいでしょうか？	電動としてください。
206	要求水準書(案)	11	2	(2)	(2)-2	ウ		取水施設	大平取水管に設置する除塵設備について、除去対象物やその大きさ、形状等をご指示頂けないででしょうか？	通常の水路でのゴミとご理解ください。
207	要求水準書(案)	11	2	(2)	(2)-2	ウ		取水施設	沈砂池に設置する自動除塵機について、除去対象物やその大きさ、形状等をご指示頂けないででしょうか？	通常の水路でのゴミとご理解ください。
208	要求水準書(案)	11	2	(2)	(2)-2	ウ、エ		取水施設の要求事項、導水施設の要求事項	沈砂池および導水ポンプ棟の基礎構造は地質調査結果に基づき決定とありますが、入札時にご提示された地質調査結果と契約後に実施する地質調査結果に相違があり、基礎構造の変更の必要が発生した場合は工事費の変更は認めていただけるでしょうか。	変更対応します。
209	要求水準書(案)	11	2	(2)	(2)-2	エ		導水施設	大西導水管について、「管種は耐震管とし、既設男川浄水場周辺～新設沈砂池又は・・・」とありますが、「既設男川浄水場周辺」の具体的な位置をご教授願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
210	要求水準書(案)	11	2	(2)	(2)-2	エ		導水施設	表2-4 導水施設の要求事項において、場内導水管の備考欄に場内管の要求水準に準じるとありますが、これはp6表1-5及びp7表1-7を指すのでしょうか？	ご理解のとおりです。
211	要求水準書(案)	11	2	(2)-2		ウ		表2-3 取水施設の要求事項	男川取水管における接合井はどのような目的で設置されるのでしょうか。また、設置位置は既設浄水場内となりますか。	No.194をご参照ください。既設取水管がHPであること及び角度がつくことから接合井が必要です。位置は既設浄水場内です。
212	要求水準書(案)	11	2	(2)-2		ウ		表2-3 取水施設の要求事項	男川取水管、大平取水管の新設管接合工事において、取水停止が可能な時間はどの程度でしょうか。	No.195をご参照ください。
213	要求水準書(案)	11	2	(2)-2		ウ		表2-3 取水施設の要求事項	大平取水口の位置を下流側に限定されている理由は何でしょうか。	No.198をご参照ください。提案の施設配置により、取水口の位置は自由とします。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
214	要求水準書(案)	11	2	(2)-2	ウ		取水施設	男川水源からの導水管は、現在の浄水場用地を通ることになります。新浄水場に切り替わった後の既設用地の利用形態は確定しているのでしょうか。	未確定ですが、接合井及び導水管上に施設の建設は考えていません。
215	要求水準書(案)	11	2	(2)-2	エ		表2-4 導水施設の要求事項	大西導水管の新設管接合工事において、取水停止が可能な時間はどの程度でしょうか。	No.202をご参照ください。
216	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	(4) 浄水水質の目標値	要求水準目標値は年間検査回数の75%以上の回数を達成することとありますが、各項目の検査回数は過去の水質データ(添付資料9)の検査回数と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	(4) 浄水水質の目標値	腐食性を考慮し、総アルカリ度の目標値を20度以上と考えられていると思われませんが、これを達成した場合に極端に浄水池出口のpH値が上昇する場合もあると考えられます。したがって、腐食性の指標としてpH値も考えられることから、アルカリ度の設定ではなく、pH値での目標設定で宜しいでしょうか。	腐食性を考慮した総アルカリ度ではありませんので、表2-5から総アルカリ度の目標値は削除します。
218	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	(4) 浄水水質の目標値	これらに記載されていない項目については、水質基準を満足するものとして考えて良いですか。	ご理解のとおりです。
219	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	浄水施設の要求事項	「予備力を25%確保し、4池構成とする」と記載されている項目については、1日最大処理水量を3池で処理することと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	生物処理施設	生物処理施設の要求水準としてアンモニア態窒素を0.1mg/L以下に低減できる方式とありますが、原水(着水井)のアンモニア態窒素の想定値は、過去の水質データ(添付資料9)に記載されている値に準ずるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。添付資料9の最大値としてください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
221	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	生物処理施設	突発的にアンモニア濃度が上昇した場合に対応が難しいと考えられますが、この場合でも生物処理施設にて0.1mg/L以下まで低減する必要があるのでしょうか。	常時アンモニア態窒素がある場合は、0.1mg/l以下となるようにしてください。
222	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	生物処理施設	運転操作、安定性を考慮し設置する池数の増やすことは可能ですか。また、その際は、1池休止状態において全量処理できる仕様と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	生物処理	洗浄を行う際の時間的制約はございますか。ある場合は、具体的に実施可能な時間帯を御教示ください。	洗浄時においても浄水処理に影響のない施設としてください。
224	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	粉末活性炭接触池	本設備の除去対象物質を御教示ください。	主に臭気と有機物です。
225	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	粉末活性炭接触池	「接触時間は20分以上」とは、1日最大処理水量時に3池にて20分以上と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	塩素混和池	添付資料3より池数は2池と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	急速ろ過池	洗浄を行う際の時間的制約はございますか。ある場合は、具体的に実施可能な時間帯を御教示ください。	洗浄時においても浄水処理に影響のない施設としてください。
228	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	その他	「状況が確認できるようにテレビカメラを設置」とは、設備外観の運転状況を監視するためと理解して宜しいでしょうか。	処理状況が判断できるようにしてください。
229	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	浄水施設の要求水準	凝集沈殿池欄に、1系列ずつの更新が可能な構造と記載されていますが、付帯する電気設備は適用外と理解して宜しいでしょうか。	電気設備も同様です。
230	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	生物処理施設	設置する池の数を増やしても宜しいでしょうか	可能です。
231	要求水準書(案)	12	2	(2)	2	オ	表2-6浄水施設の要求事項	要求事項の中で各施設の池数を指定してあります。実施設計を行うにあたり、それぞれの池数を増やす事は認められますか。	可能です。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
232	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水施設の要求水準(表2-6浄水施設の要求事項)	「0.1mg/L以下に低減」とは、常時アンモニア態窒素がある場合の条件下で低減すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水施設の要求水準(表2-6浄水施設の要求事項)	「活性炭が沈降しない」とは、沈降した粉炭について引抜が出来る機構を用いることで適切な方法と理解して宜しいでしょうか。	接触池については沈降しない機構としてください。
234	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水水質の目標値	「要求水準目標値は、年間検査回数の75%以上の回数を達成すること」ありますが、実績値で75%をクリアされているという解釈でよろしいでしょうか。また、達成できない場合は減額の対象となるのでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、目標値を守るよう改造または更新してください。
235	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水水質の目標値	腐食性を考慮して、総アルカリ度目標値は20度以上のお考えと思われませんが、この数値を準拠した場合に浄水池の出口のpH値が上昇する可能性があると考えられます。腐食性の指標としてpH値も考えられることから、アルカリ度の設定ではなく、pH値での目標設定することでもよろしいでしょうか。	No.217 をご参照ください。
236	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水施設の要求水準(表2-6浄水施設の要求事項)	生物処理施設の要求事項として「0.1mg/L以下に低減」とありますが、常時アンモニア態窒素がある場合の条件下で低減すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水施設の要求事項	「予備力を25%確保し、4池構成とする」とは1日最大処理水量を3池で処理することと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
238	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	生物処理施設	生物処理施設の要求水準として「アンモニア態窒素を0.1mg/L以下に低減できる方式」と記載されておりますが、着水井原水のアンモニア態窒素の想定値は、添付資料9に示す過去の水質データに記載されている数値に準ずるものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
239	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	生物処理施設	アンモニア濃度が突発的に上昇した場合でも生物処理施設にて0.1mg/L以下まで低減する必要がありますのでしょうか。	No.221 をご参照ください。
240	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	生物処理施設	設置する池数は、4池より増やすことは可能ですか。	可能です。
241	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	生物処理	貴市が御考えられている生物処理方式がありましたら、御教示いただけないでしょうか。	実証試験行っていますが、処理の確実性が担保されれば、方式の指定は行いません。
242	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	生物処理	現地実験に参加していない事業者の技術評価は、実際に実験に参加した事業者と比べ、評価が低くなるのでしょうか。	他の実証試験データ等により確実性が担保されれば、評価は変わらないものと考えます。
243	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	生物処理	現地での実験データ、運転条件について、御教示いただけないでしょうか。	水道局工務課にて閲覧可能です。
244	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	粉末活性炭接触池	粉末活性炭接触池の除去対象となる物質を御教示いただけないでしょうか。	主に臭気と有機物です。
245	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水水質の目標値	記載水質が守れる見込みのある場合、民間事業者による特徴的な計画設計(具体的にはフロー変更等)は可能でしょうか。	ご提案ください。
246	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水水質の目標値	「臭気」の単位が「TON」とされ、要求水準値等が「異常なし」となっていますが、数値的な判断基準はあるのでしょうか。	水質基準の変更に伴うものであり、異常なしとします。
247	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水水質の目標値	「濁度」については、ろ過池出口で要求水準値を満足するよう求められていますが、浄水場出口での要求水準値はないのでしょうか。	水質基準値とします。
248	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水水質の目標値	要求水準目標値は、年間検査回数の75%以上の回数とありますが、この設定根拠と過去何年かの達成状況をご教示願います。	年間4回の内3回の達成を目標としており、実績では達成できています。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
249	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水施設の要求水準	「予備力を25%程度と設定」とありますが、「4池構成」の場合には、「内予備1池」と設定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水施設の要求水準	生物処理施設は、「塩素注入によらず原水のアンモニア態窒素を0.1mg/L以下に低減できる方式とする。」とありますが、原水の設定値(最大、平均、最小)をご教示願います。	要求水準書(案)P19.オ.浄水施設.(イ).浄水水质の目標値をご参照ください。
251	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水施設の要求水準	アンモニア態窒素除去他について、(高度浄水処理等ではなく)生物処理とした理由についてご教示願います。(例えば生物処理と粉末活性炭処理ではなく、高度処理(オゾン+粒状活性炭)を導入すると不具合が生じるか等)	アンモニア態窒素除去を目的とした各種処理方法について、維持管理及びランニングコスト等を総合的に判断した結果、生物処理を選定しました。
252	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水施設の要求水準	凝集沈殿池について、「沈殿池は、横流式薬品沈殿池年、傾斜板装置は設置しないものとする。」とありますが、その表面負荷率(滞留時間)即ち施設規模の設定の考え方はありますか。また、傾斜板沈殿池の提案は受け付けられませんでしょうか。	施設余裕として傾斜板なしで施設を計画していますので、採用できません。
253	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	浄水施設の要求水準	「生物処理施設」のアンモニア態窒素低減については、実験等による処理能力の証明が必要でしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
254	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(イ)	生物処理施設	表2-6において、生物処理設備では「原水への油混入時に生物処理を通さずに処理できるバイパス等の機能を有すること」とありますが、油混入時には原水流入を停止するのではなく、粉末活性炭接触槽以降にて油処理を行い処理を継続する必要がありますのでしょうか。	緊急時の対応策としてバイパスを考えてください。基本的には取水停止とします。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
255	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(4)	浄水水質の目標値	表2-5 男川浄水場原水の設定値と浄水処理目標値について、原水の設定値は、原水の最大値との考えでよろしいでしょうか？	原文のとおりご理解ください。
256	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(4)	浄水水質の目標値	表2-5 男川浄水場原水の設定値と浄水処理目標値について、原水の総トリハロメタンは総トリハロメタン生成能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
257	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(4)	浄水水質の目標値	表2-5 男川浄水場原水の設定値と浄水処理目標値について、原水の設定値は実績に基づくものと考え、現状のフローにて浄水場出口実績値を達成しているとの考えでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
258	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(4)	浄水水質の目標値	表2-5 男川浄水場原水の設定値と浄水処理目標値について、浄水場出口実績値を達成された際の凝集剤や粉末活性炭などの薬品注入率をご教示頂けないでしょうか？	岡崎市水道局HPをご確認ください。
259	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(4)	浄水水質の目標値	表2-5 男川浄水場原水の設定値と浄水処理目標値について、原水の設定値にアンモニア態窒素が含まれていませんが、対応すべき設定値をご教示頂けないでしょうか？	N0220をご参照ください。
260	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ	(4)	浄水水質の目標値	総アルカリ度の要求水準値(目標値)が20度以上とありますが、これはどのように管理することを想定されておりますでしょうか？	N0217をご参照ください。
261	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ		浄水施設の要求水準	表2-6 浄水施設の要求事項の生物処理施設について、生物処理施設に用いる材質の要求水準はないとの理解でよろしいでしょうか？	処理能力として要求水準を満たしてください。
262	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)- 2	オ		浄水施設の要求水準	浄水施設の要求事項について、「浄水場施設の予備力を25%と設定し」とあります。また、生物処理施設、粉末活性炭接触池、凝集沈澱池の項において、「予備力を25%確保し、4池構成とする」とあるのですが、1池あたりの最大処理水量をご指示頂けないでしょうか？	浄水場処理水量からお考えください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
263	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)-2	オ	浄水施設の要求水準	生物処理について基本設計内で実験を行っているようですが、実験データは全て開示頂けるのでしょうか？生物処理について実験データが開示されない場合は実験に協力した業者が入札に有利となり公平性に欠けるため、競争入札の意義に反すると考えます。	水道局工務課にて閲覧可能です。
264	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)-2	オ	浄水施設の要求水準	「清掃・補修・部品の取り替え・不測の事故に備えた施設を停止する最少単位を2池と考えることとする」とありますが、不測の事故等に備えて施設を2池以上で構成するという意味であるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
265	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)-2	オ	浄水施設の要求水準	「技術革新による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合、本市との協議により施設内容の見直しが行えるものとする。」について、機能向上や事業費の低減等ができる技術を提案書にて提案し、落札後に貴市との協議により施設内容を見直すことができるという理解でよろしいでしょうか？それとも提案は要求水準書に沿ったものとし、落札後に見直しの協議ができるという意味でしょうか？	技術提案に含めて頂き、これを評価する方式とします。
266	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)-2	オ	浄水施設の要求水準	フロック形成池における、パドル式攪拌装置の段数は3段との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
267	要求水準書(案)	12	2	(2)	(2)-2	オ	浄水施設の要求水準	凝集沈澱池において、「池全長にわたり掻き取り可能な汚泥掻寄機」とありますが、取り出し設備のトラフ下を除く全長を掻き取り可能なものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
268	要求水準書(案)	12	2	(2)	オ	(1)	総トリハロメタン	総トリハロメタンの原水水質は、総トリハロメタン生成能と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
269	要求水準書(案)	12	2	(2)	オ	(1)	浄水施設 生物処理設備	同上、生物処理の処理水のアンモニア態窒素0.1mg/l以下はどのような制約があるのでしょうか。(例：要求水準値の目標値と同等など)	目標値とお考えください。
270	要求水準書(案)	12	2	(2)- 2	オ	(1)	浄水施設の要求水準	「清掃・補修・部品の取り替え・不測の事故に備えた施設を停止する最小単位を2池と考える」とありますが、「停止する最小単位を2池」の意味をご教示ください。	予備池を考慮するという意味です。
271	要求水準書(案)	12	2	(2)- 2	オ	(1)	浄水施設の要求水準	「技術革新による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合、本市との協議により施設内容の見直しが行える」とありますが、貴市との協議とは「個別対話」のことで、その結果を反映した提案書を提出できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	要求水準書(案)	12	2	(2)- 2	オ	(1)	浄水施設の要求水準	表2-6の凝集沈殿池について「傾斜板装置は設置しないものとする」とありますが、傾斜板は濁度低減に有効な手段と思料いたしますが、提案を含めて設置は不可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	要求水準書(案)	12	2	(2)- 2	オ	(1)	表2-6 浄水施設の要求事項 (生物処理施設)	「予備力を25%確保し、4池構成とする。」とありますが、1日最大処理水量を3池で処理するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	要求水準書(案)	12	2	(2)- 2	オ	(1)	表2-6 浄水施設の要求事項 (生物処理施設)	生物処理施設について「高濁度時に・・・バイパス等の機能を有すること」とありますが、具体的には濁度が何度以上でバイパスすると考えればよろしいでしょうか。	生物処理施設の方式により異なります。
275	要求水準書(案)	12	2	(2)- 2	オ	(1)	表2-6 浄水施設の要求事項 (生物処理施設)	生物処理施設について「アンモニア態窒素を0.1mg/L以下に低減できる方式」とありますが、原水(着水井)でのアンモニア態窒素の想定値をご教授下さい。また、突発的に濃度が上昇した場合に対応が難しいと考えられますが、この場合でも0.1mg/L以下まで低減する必要があるのでしょうか。	要求水準値の目標値とお考えください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
276	要求水準書(案)	12	2	(2)-2	オ	(1)	表2-6 浄水施設の要求事項(生物処理施設)	生物処理につきまして、現地実験のデータ及び運転条件等について開示いただくことは可能でしょうか。	水道局工務課にて閲覧可能です。
277	要求水準書(案)	12	2	(2)-2	オ	(1)	表2-6 浄水施設の要求事項(粉末活性炭接触池)	粉末活性炭接触池の除去対象物質を御提示ください。	主に有機物です。
278	要求水準書(案)	12	2	(2)-2	オ	(1)	浄水水質の目標値	濁度は上限値、目標値共に0.1度以下と設定されていますが、これは流入原水の濁度が288度以下の条件における値との理解でよろしいでしょうか。	実績の最大ではなく余裕をお取りください。
279	要求水準書(案)	12	2	(2)-2	オ	(1)	表2-5 男川浄水場原水の設定値と浄水処理目標値	表2-5に記載されていない項目については、入札説明書等の公表時における水質基準を満足することと理解してよろしいでしょうか。	表2-5に記載されていない項目については、原水水質が水質基準を超過することがなかったことを意味しています。要求水準としては水質基準を守ることをご理解ください。
280	要求水準書(案)	12	2	(2)-2	オ	(1)	表2-5 男川浄水場原水の設定値と浄水処理目標値(総アルカリ度)	総アルカリ度の要求水準値で目標値が設定されていますが、アルカリ度上昇に伴うpH上昇を考慮する必要はないでしょうか。	No.217をご参照ください。
281	要求水準書(案)	12	2	(2)-2	オ	(1)	浄水水質の目標値	要求水準値目標値の達成に関しては、浄水施設の運転管理は貴市の業務範囲であることから、貴市の運転管理に起因する要求水準の未達もあると考えます。従って、に記載されております75%以上の回数達成については、貴市の運転管理に起因して達成できなかった場合は除外されるものと考えてよろしいでしょうか。	原因が明らかなら考慮します。
282	要求水準書(案)	12	2	(2)-2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「要求水準目標値は年間検査回数の75%以上の回数を達成すること」とありますが、各項目の検査回数は過去の水質データ(添付資料9)の検査回数と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
283	要求水準書(案)	12	2	(2)-2	オ	(1)	浄水水質の目標値	浄化施設の要求水準に「技術革新による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合、本市との協議により施設内容の見直しが行える」とありますが、見直す場合は要求水準の変更として、変更に伴う追加費用等のリスクは市にご負担いただくと理解してよろしいでしょうか?	提案の中で見直しをして頂き入札時に反映してください。
284	要求水準書(案)	12	2	(2)-2	オ	(イ)	浄水水質の目標値	生物処理施設の要求事項に、アンモニア態窒素を0.1mg/l以下とありますが、表2-5に原水水質の標記がありません。原水のアンモニア態窒素の水質は、常時0.1mg/l以下と考えてよろしいでしょうか?	No.221をご参照ください。
285	要求水準書(案)	12	2	(2)-2	オ		浄水施設	浄水施設の予備力を25%確保することとなっているが、68,395m ³ /日の1.25倍である85,500m ³ /日(21,375m ³ /日×4系列)と考えればよろしいか。	3系列で100%の能力としてください。 68,395/3 = 22,798m ³ /日(1系列)
286	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水ポンプ井	送水ポンプ井は、浄水池と兼用の構造としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水設備	各送水系統の管路縦断図を御教示ください。	送水管の縦断管理はしておりませんが、平均土被り1.2mで布設しています。
288	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水設備	根石・大西送水系統の各送水量を御教示ください。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
289	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水設備	根石・大西送水系統の分岐点及び位置を御教示ください。また、その制御は必要でしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
290	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水設備	将来の増設に対応できる配置計画と記載されていますが、具体的な将来の増設計画を御教示ください。	No.117をご参照ください。
291	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水設備	記載されている現状ポンプ台数からの変更は可能でしょうか。また、予備数の考え方について御教示ください。	事業者の提案によるものとします。ただし、系列毎に予備を1台としてください。
292	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水設備	各送水系統の管路縦断図を御指示願います。	No287をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
293	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水設備	根石・大西送水系統の分岐点及び位置を御指示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
294	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水設備	将来の増設に対応できる配置計画と記載されていますが、具体的な将来の増設計画があればご指示願います。	No.117をご参照ください。
295	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水設備	表2-7 送水施設の要求事項 での現状送水ポンプ設備能力が記載されています。根石・大西送水系統はどのように分離しているのかご教示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
296	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	カ	送水設備	「送水ポンプ設備は、ポンプ周り配管も含め将来の増設に対応できる配置計画とする。」と記載されています。具体的にどの程度の増設を想定しているかご教示願います。	No.117をご参照ください。
297	要求水準書(案)	13	2	(2)	2	キ	薬品注入点	記載されている注入点数および位置は参考と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、表の下の に記載する条件の場合です。
298	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	オ (イ)	浄水施設の要求水準(表2-6浄水施設の要求事項)	「120～150m/日」とは、ろ過速度の最大水量時における洗浄時の数値と理解して宜しいでしょうか。	急速ろ過の浄水ろ過速度の範囲です。
299	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	オ (イ)	浄水施設の要求水準	急速ろ過池について、「自然平衡形ろ過池とする。」とありますが、その中で「自己逆流洗浄型」に限定はしないのでしょうか。	自己洗浄方式を考えていますが、色々なタイプがあるためこの表現としています。
300	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	オ (イ)	浄水施設の要求水準	表2-6に「浄水施設について、状況が確認できるよう。」とありますが、水中の処理状況まで確認対象とするのでしょうか。	提案によることとします。
301	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	オ	浄水施設の要求水準	「運転に係る浄水施設(生物処理施設、粉末活性炭接触池、凝集沈澱池、急速ろ過池)について、状況が確認できるようにテレビカメラを設置すること。」とありますが、各池毎に設置するものとの理解でよろしいでしょうか？	配置によりますが全ての池が確認できるものとします。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
302	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	カ		浄水施設の要求水準(表2-7送水施設の要求事項)	「ポンプ設備」とは、送水ポンプを問わず、ポンプの設備仕様として、陸上ポンプ仕様だけと理解して宜しいでしょうか。	ここの表現は、送水ポンプであり陸上ポンプを前提としています。
303	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	カ		送水設備	各送水系統の管路縦断図を御開示いただけないでしょうか。	N0287をご参照ください。
304	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	カ		送水設備	根石・大西送水系統の各送水量を御開示いただけないでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
305	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	カ		送水設備	「将来の増設に対応できる配置計画」と記載されていますが、具体的に将来の増設計画を御教示いただけないでしょうか。	No.117をご参照ください。
306	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	カ		送水設備	記載されている現状のポンプ台数から変更は可能でしょうか。	可能です。
307	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	カ		送水施設	送水ポンプについて、「将来の増設に対応」及び「系統は分離して設置」とありますが、系統別の送水計画はあるのでしょうか。また、予備ポンプ台数の設定は任意となるのでしょうか。	前段については、No.117をご参照ください。後段について、予備は必要ですが、その台数については任意とします。
308	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	カ		送水施設	「将来増設に対応できる配置計画とする」とありますが、具体的な計画はあるのでしょうか。(送水ポンプ 台追加など)基本設計において、美合系送水ポンプや、大西系送水ポンプ(将来)、根石系送水ポンプ(将来)などありましたが、具体的な将来計画をご教示下さい。	No.117をご参照ください。
309	要求水準書(案)	13	2	(2)	(2)-2	カ		送水設備	根石送水系統と大西送水系統の流量(ポンプ台数)の配分についてご教示下さい。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
310	要求水準書(案)	13	2	(2)	カ		送水施設	「ポンプ能力 9.5 m ³ /min×6 台×67.0 m, 8.4 m ³ /min×2 台×95.5m」とあり、ウォーターハンマー対策が必要となります。送水管の縦断面図の御提示をいただけますでしょうか。	No.303をご参照ください。
311	要求水準書(案)	13	2	(2)	カ		送水施設	備考欄に「将来の増設に対応できる配置」とありますが、各系統1台程度の増設スペースを確保する考えでしょうか？	No.117をご参照ください。
312	要求水準書(案)	13	2	(2)	カ		送水施設	根石送水系統と大西送水系統は分離して設置すること」とありますが、何台ずつ分ければよいでしょうか？また、各配水場の配水池容量、水位、実績・計画配水量(日最大、平均、最小)をご提示お願いいたします。	前段については、最適な運用が図れる設定としてください。 後段については、入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
313	要求水準書(案)	13	2	(2)-2	カ		表2-7 送水施設の要求事項	各送水系統の管路縦断面図をご提示ください。	No.303をご参照ください。
314	要求水準書(案)	13	2	(2)-2	カ		表2-7 送水施設の要求事項	根石・大西送水系統の各送水量をご提示ください。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
315	要求水準書(案)	13	2	(2)-2	カ		表2-7 送水施設の要求事項	根石・大西送水系統の分岐点及び位置をご提示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
316	要求水準書(案)	13	2	(2)-2	カ		表2-7 送水施設の要求事項	将来の増設について具体的な計画をご教示願います。	No.117をご参照ください。
317	要求水準書(案)	13	2	(2)-2	カ		表2-7 送水施設の要求事項	記載されている現状ポンプ台数は参考であり、変更は可能と理解してよろしいでしょうか。	可能です。
318	要求水準書(案)	13	2	(2)-2	カ		表2-7 送水施設の要求事項	備考欄にて「分離して設置すること」とあり、現状は同一のポンプから分岐していると想定されます。分岐点の位置をご教示ください。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
319	要求水準書(案)	13	2	(2)-2	カ		送水施設	送水管の設計、施工範囲を教えてください。(場外のどこまで対象ですか)	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
320	要求水準書(案)	14	2	(2)	2	キ	使用薬品	浄水場の運転に使用する次亜塩素酸ナトリウムの仕様を御教示ください(濃度:12%、1級品等)。	次亜塩素酸ナトリウムの濃度は12%で設計してください。表2-8を訂正します。
321	要求水準書(案)	14	2	(2)	2	キ	使用薬品	浄水場の運転に使用するPACの仕様を御教示ください(塩基度、アルミ含有量等)。	要求水準書のとおりです。
322	要求水準書(案)	14	2	(2)	2	キ	使用薬品	浄水場の運転に使用する苛性ソーダの仕様を御教示ください(濃度:20%、比重等)。	苛性ソーダの濃度は25%で設計してください。表2-8を訂正します。
323	要求水準書(案)	14	2	(2)	2	ク	管理棟	「水質管理域」に記載されている将来導入予定の設備を具体的に御教示いただけますか。	導入予定の設備は未定です。
324	要求水準書(案)	14	2	(2)	2	ク	管理棟	建物概要に示されている仕様は、どの程度遵守しなくてはならないでしょうか。または、要求水準書に示される機能を満足すれば、変更は可能と考えても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
325	要求水準書(案)	14	2	(2)	2	ク	管理棟	水質試験室に必要なスペース・ユーティリティをご教示ください。または提案によるものとしてよいでしょうか。	提案してください。
326	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	キ	薬品注入設備	各薬品の注入率について、ご教示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。
327	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	キ	薬品注入設備	各社によって、注入機の定義が異なります。そのため、注入機の定義をご教示願います。	比例注入が安定的に出来るものとしてください。
328	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	キ	薬品注入設備の要求事項	表2-8 薬品注入設備の要求事項の使用薬品について、次亜塩素酸ナトリウムおよび苛性ソーダの濃度についてご指定はないでしょうか？	N0320、322をご参照ください。
329	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	キ	薬品注入設備の要求事項	表2-8 薬品注入設備の要求事項の貯槽容量において、次亜貯蔵槽容量は平均注入量の10日分とのことですが、本容量は1槽あたりに確保することを要求されておられるのでしょうか？	入札公告時の入札説明書等をご参照下さい。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
330	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	キ	薬品注入設備の要求事項	表2-8 薬品注入設備の要求事項の貯槽容量において、PAC・苛性貯蔵槽容量は平均注入量の30日分とのことですが、本容量は1槽あたりに確保することを要求されておられるでしょうか？	入札公告時の入札説明書等をご参照下さい。
331	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	キ	薬品注入設備の要求事項	表2-8 薬品注入設備の要求事項の貯槽容量において、粉末活性炭の貯蔵槽容量は平均注入量の10日分とのことですが、本容量は1槽あたりに確保することを要求されておられるでしょうか？	入札公告時の入札説明書等をご参照下さい。
332	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	キ	薬品注入設備の要求事項	表2-8 薬品注入設備の要求事項の貯槽容量において、平均注入量を算出するため、各薬品の注入率をご提示頂けないでしょうか？	水道局工務課にて閲覧可能です。
333	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	キ	薬品注入設備の要求事項	表2-8 薬品注入設備の要求事項の注入機仕様において、本仕様を決定するために、各薬品の最小および最大の注入率をご提示頂けないでしょうか？	水道局工務課にて閲覧可能です。
334	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	キ	塩素酸対策	「夏場の塩素酸濃度の抑制対策」とは、次亜塩素酸ナトリウムの温度管理が可能な設備との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
335	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	キ	他の薬品の使用	「有効利用の提案がある場合は他の薬品の使用も可能とする」とありますが、有効利用を提案すれば、高分子凝集補助剤を使用することも可能になるとの理解でよろしいでしょうか？	高分子凝集補助剤は使用不可です。表2-8は修正します。
336	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	ク	管理棟(表2-9管理棟の要求事項)	「電気室」とは、プラント電気室と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)-2	ク	管理棟	表2-9で水質管理域について、備考欄に「設備は将来導入予定」となっているため、今回の範囲外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
338	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)- 2	ク	管理棟	表2-9で操作管理域について、「中央管理室」と「上水運用センター」があり、これらには個別の運転管理要員が配置されるようですが(添付資料8)、各要員の執務机を各室内に置くのでしょうか。	上水運用センターには必要ありません。
339	要求水準書(案)	14	2	(2)	(2)- 2	ク	管理棟	表2-9の「事務室」は、事務・運転・水質管理要員室とされていますが、添付資料8には「浄水課13人」とあります。これらの関係はどうなっているのでしょうか。また、受託側の要員も管理棟内「事務室」に配置できるのでしょうか。	前段について、今回事務室には13人分の執務机を配置してください。後段については、No.382をご参照ください。
340	要求水準書(案)	14	2	(2)	キ		薬品注入設備	注入機仕様において、粉末活性炭を「ドライ炭注入方式」とありますが、これは注入点までドライ炭で注入する装置と認識します(途中でドライ炭をスラリー状に溶解するものは除外する)がよろしいでしょうか。	注入方式に規定はありません。
341	要求水準書(案)	14	2	(2)	キ		薬品注入設備	各薬品の注入率設定(最大、平均、最小)の指定または過去の注入率実績のご提示をお願いいたします。	水道局工務課にて閲覧可能です。
342	要求水準書(案)	14	2	(2)- 2	キ		薬品注入設備	表2-8の設置条件について、鉄骨製の粉末活性炭注入棟の提案は可能でしょうか。また、粉末活性炭貯蔵槽等を屋内に収容しない提案は可能でしょうか。	提案して頂くのは可能です。これに伴う手続きも含まれます。
343	要求水準書(案)	14	2	(2)- 2	キ		表2-8 薬品注入設備の要求事項 (使用薬品)	使用する薬品について次亜塩素酸ナトリウムの次亜塩素酸ナトリウムのグレードに指定はありますか。(濃度、1級品等)	N0320をご参照ください。
344	要求水準書(案)	14	2	(2)- 2	キ		表2-8 薬品注入設備の要求事項 (薬品注入点)	記載されている注入点は参考と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
345	要求水準書(案)	14	2	(2)- 2	キ		表2-8 薬品注入設備の要求事項 (薬品注入点)	薬品注入点について に混和池6点とありますが、各薬品で6点ずつ必要ですか。もしくは前次亜2点、PAC2点、前苛性2点と考えるのでしょうか。	後段のとおり、前次亜2点、PAC2点、前苛性2点です。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
346	要求水準書(案)	14	2	(2)-2	キ			薬品注入設備	表2-8の欄外に「有効利用の提案」とありますが、ここでいう有効利用とは有価利用のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	要求水準書(案)	14	2	(2)-2	ク			表2-9 管理棟の要求事項	管理棟の要求事項として、事業者側(男川浄水場維持管理業務、場外施設等維持管理業務等を従事する者)の要員室は設けていたでけるのでしょうか。	管理棟内に設置することも可能です。
348	要求水準書(案)	14	2	(2)-2	ク			表2-9 管理棟の要求事項(操作管理域)	「上水運用センター」が必要とする機能について、貴市の要求する機能を明示下さい。	市内の配水施設のコントロールが可能です。(ブロック化に対応)
349	要求水準書(案)	14	2	(2)-2	ク			管理棟の要求事項	水質試験室の備考に、設備は将来導入予定とあります。設備とは分析装置のことでしょうか。建築設備としては何が必要となりますか?	将来的に水質試験室の諸設備が設置可能な位置・構造としてください。
350	要求水準書(案)	15	2	(2)	(2)-2	ク	(ア)	d. 平面計画	バリアフリー化は管理棟内だけの建屋について対応すると考えて宜しいでしょうか。	施設見学ルートについても考慮してください。
351	要求水準書(案)	15	2	(2)	(2)-2	ク	(ア)	共通事項/配置・ボリューム計画	見学者説明室は「小学生100人同時収容可能」とありますが、これは添付資料8により、長机使用の配置と考えてよろしいでしょうか。	長机の使用は考えておりません。
352	要求水準書(案)	15	2	(2)	(2)-2	ク	(ア)	共通事項/平面計画	「中央管理室と運用管理センター監視室」とあり、これらには個別の運転管理要員が配置されるようですが(添付資料8)、各要員の執務机も各室内に置くのでしょうか。	No.338をご参照ください。
353	要求水準書(案)	15	2	(2)	ク	(ア)	a	外観計画	デザインにおける最終的な判断はどのような形で実施する予定でしょうか。また、外観について周辺住民への説明等は必要でしょうか。	デザインについては提案に基づいて協議して決定します。また、外観については市のまちづくり条例の対象となるため住民説明等必要です。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
354	要求水準書(案)	15	2	(2)	ク	(ア)	c	平面計画	対象施設は3階建ての計画ですが、参考図にはエレベータの計画はないですがバリアフリー化を考慮しエレベータの設置を計画してよろしいですか。 また、エレベータは身障者対応としてよろしいですか。	昇降用エレベータを提案することも可能ですが、設置については協議して決定します。
355	要求水準書(案)	15	2	(2)	ク	(ア)	c	平面計画	身障者対応を考慮する場合、職員の身障者対応も含めて計画してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
356	要求水準書(案)	15	2	(2)-2	ク	(ア)	b	災害対策拠点	「災害対策拠点」として必要な機能を明示下さい。	LAN及びOA機器用の電源確保(パソコン2~3台、プリンタ、コピーFAX、プロジェクターの利用を事務室より移動させて使用する)
357	要求水準書(案)	15	2	(2)-2	ク	(ア)	b	配置・ボリューム計画	「・見学者説明室は小学生100人同時収納可能とする。」と記載がありますが、見学者の来館時間についてご教示願います。	9:00~16:00です。
358	要求水準書(案)	15	2	(2)-2	ク	(ア)	b	配置・ボリューム計画	「・見学者説明室は小学生100人同時収納可能とする。」と記載がありますが、1日1組の見学と考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	小学校(50校)、水道週間(1週間)、おいでん施設めぐり(20回)、その他団体(地元等)(30回)を想定しています。
359	要求水準書(案)	15	2	(2)-2	ク	(ア)	b	配置・ボリューム計画	災害時の災害対策拠点として、人数及びその他必要な事項をご教示願います。	50自治体100人を想定しています。
360	要求水準書(案)	15	2	(2)-2	ク	(ア)	c	動線計画	雨天時の最小限の見学ルートについて、想定されている最小限の見学施設範囲を提示いただけるでしょうか。	管理棟から沈殿池、急速ろ過池、送水ポンプ室等です。
361	要求水準書(案)	15	2	(2)-2	ク	(ア)	d	平面計画	中央管理室と運用センター監視室は、別部屋で同一階にする必要があると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
362	要求水準書(案)	15	2	(2)-2	ク	(ア)		管理棟	b配置・ボリューム計画に「災害時は災害対策拠点として機能する配置」とありますが、防災拠点や避難所には該当しないと理解してよろしいでしょうか?	No.356をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
363	要求水準書(案)	15	2	(2)-2	ク	(ア)	管理棟	b 配置・ボリューム計画に「災害時は災害対策拠点として機能する配置」とありますが、現施設の管理棟は、災害対策拠点としての機能を有しているのでしょうか?有している場合は、その機能について具体的にご教示願います。	No.356をご参照ください。
364	要求水準書(案)	15	2	(2)-2	ク	(ア)	共通事項	「・外壁、屋根、・・・・・華美とならないようデザイン、仕上げ等に十分配慮すること。」と記載がありますが、抽象的な記載となっております。具体的に華美の定義をお示し願います。	N0353をご参照ください。
365	要求水準書(案)	15	2	(2)-3	ク	(ア)	b 配置・ボリューム計画	「騒音対策」は規制値以内に抑えることでよろしいでしょうか?その場合の規制値をご教示下さい。	関係法令を遵守してください。
366	要求水準書(案)	15	2	(2)-3	ク	(ア)	d 平面計画	「中央管理室と運用センター監視室が上下階に分離しないこと」とありますが、運用センター監視室の内容をご教示ください。	現時点では整備内容は決まっています。
367	要求水準書(案)	16	2	(2)	2	ク	h 管理棟	設計耐用年数60年とは土木構造物と考え、建築構造物は50年と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
368	要求水準書(案)	16	2	-(2)	7	(ア)	h 維持管理計画	設計耐用年数60年以上にわたる建物利用を考慮しとありますが、P.6 表1-5にある年数が提示いただいた条件と考えました。よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
369	要求水準書(案)	16	2	(2)	ク	(ア)	f 安全・防災・防犯計画	被災時は水道局の災害対策本の機能を果たすこととありますが、防災拠点機能は市水道局の拠点として考えればよろしいですか。市の防災対策本部(市長公室防災危機管理課等)との関連は考慮しなくてもよろしいですか。	ご理解のとおりです。既存の無線機の移設は必要です。
370	要求水準書(案)	16	2	(2)	ク	(ア)	f 安全・防災・防犯計画	本業務には防災無線等の整備は含まないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
371	要求水準書(案)	16	2	(2)	ク	(ア)	f	安全・防災・防犯計画	岡崎市地域防災計画の地震災害対策計画には上水道施設の耐震化の推進として応急給水体制と防災用資器材の整備拡充が挙げられています。対応すべき整備施設(将来計画も含む)があればご教示いただきたい。	要求水準書(案)P27.2.(2).(2)-2.ソ.応急給水施設に記載の設備品を保管できるスペースです。
372	要求水準書(案)	16	2	(2)	ク	(ア)	g	環境計画	「管理棟の排気の影響を考慮すること。」とありますが、具体的な内容をご教示ください。	排気が周辺環境に影響を与えないように配慮してください。
373	要求水準書(案)	16	2	(2)	ク	(ア)		管理棟	a~jの各項目は、すべて管理棟にのみ関わる記述と考えてよろしいでしょうか。(例としてg環境計画の、自然エネルギーの利用など、浄水施設への記述とも捉えられるため)	ご理解のとおりです。
374	要求水準書(案)	16	2	(2)-2	ク	(ア)	h	維持管理計画	管理棟の設計耐用年数60年以上と明記されていますが、「6頁 工 構造物の耐用年数」における建築構造物の耐用年数は50年と明記されています。どちらが正しいのでしょうか。	50年に統一します。
375	要求水準書(案)	16	2	(2)-2	ク	(ア)	g	環境計画	ライフサイクルCO2の削減、自然エネルギーの利用、リサイクル資材の活用など環境への配慮を求められていますが、これらは評価の対象となるのでしょうか?	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
376	要求水準書(案)	16	2	(2)-2	ク		f	安全・防災・防犯計画	浸水対策を講じること、とありますが、考慮すべき洪水水位がありましたらご教授ください。	男川浄水場付近での堤防越流時を想定していますが、具体的な水位は考えていません。
377	要求水準書(案)	16	2	(2)-3	ク	(ア)	h	維持管理計画	「行政ニーズの変化、将来の情報通信技術等の対応」とは具体的にご教示下さい。	将来的な技術革新等(無人化等)への対応という意味です。
378	要求水準書(案)	17	2	(2)	2	ク	b	管理棟事務室	常駐管理者の人数を御教示ください。また、事業者側の執務スペースは、本事務室に含まれるのでしょうか。	事業者側の常駐管理者は必須ではありません。また、事業者の事務室は浄水場の運転、維持管理に支障がない場所であれば、特に指定しません。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
379	要求水準書(案)	17	2	(2)	(2)- 2	ク	(ア)	i 外構計画	「(c)植栽」の緑化率及び緑化計画の届出等、ご教授願います。	まちづくり条例に合致する必要があります。
380	要求水準書(案)	17	2	(2)	(2)- 2	ク	(ア)	共通事項/外構計画	(a)敷地境界に、「集中監視室」とありますが、これは「中央管理室」と「運用管理センター監視室(上水運用センター)」のどちらを指していますか。	中央管理室です。
381	要求水準書(案)	17	2	(2)	(2)- 2	ク	(ア)	共通事項/外構計画	(d)駐車場に、公用車用に「屋根付」とありますが、これは車庫(建屋)ではなく屋根のみあればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
382	要求水準書(案)	17	2	(2)	(2)- 2	ク	(イ)	各諸室の要求水準/共通事項	「選定事業者が必要と思われる諸室」とありますが、事業者の要員を管理棟内に配置してもよろしいのでしょうか。	No.347をご参照ください。
383	要求水準書(案)	17	2	(2)- 2	ク	(フ)	i	外構計画 (c)植栽	「樹種の選定にあたっては、維持管理が容易な樹種を選定すること」とありますが、維持管理が容易なこと以外には、特別な樹種指定条件はないとの理解でよろしいのでしょうか。	在来種としてください。
384	要求水準書(案)	17	2	(2)- 2	ク	(フ)	i	外構計画	フェンス、門扉、植栽の仕様に具体的な制約はありますか。	浄水場として安全性が確保できるものであれば、特にありません。
385	要求水準書(案)	18	2	(2)	2	ク	c	見学者説明室	災害対策本部として使用する場合は、他事業体からの応援人員の相当数は何名を想定すればよろしいのでしょうか。	50事業体100人を想定しています。
386	要求水準書(案)	18	2	(2)	2	ク	g	薬品注入室	「注入点に近い位置に設置」とありますが、具体的なお考えがあれば御教示ください。	薬品の安定性のために近い位置を考えています。
387	要求水準書(案)	18	2	(2)	(2)- 2	ク	(イ)	b.事務室	「班長以上は両袖机、一般職は・・・」について各階級の職員数をご教授願います。	班長以上は4名、一般職は9名を予定しています。
388	要求水準書(案)	18	2	(2)	(2)- 2	ク	(イ)	b.事務室	「電子機器類の設置場所」、「プリンタ設置場所」について、台数及び内容をご教授願います。	プリンタ1台、コピー-FAX1台、パソコン1台

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
389	要求水準書(案)	18	2	(2)	(2)- 2	ク	(イ)	e.電気室	「二酸化炭素による消火」とは、消防との協議により変更可能と考えていますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
390	要求水準書(案)	18	2	(2)	(2)- 2	ク	(1) b	事務室	「机の大きさは、班長以上は両袖机、一般職は片袖机を基本とする」とありますが、班長以上と一般職の人数はいか程確保する必要がありますか。ご教授願います。	No.387をご参照ください。
391	要求水準書(案)	18	2	(2)	(2)- 2	ク	(1) c	見学者説明室	「災害時には、本市水道局の災害対策本部として使用できる施設とする」とありますが、災害対策本部としての機能についてお考えがあれば、ご教授願います。	N0356をご参照ください。
392	要求水準書(案)	18	2	(2)- 2	ク	(1)	b	事務室	「会議室については、・・・プロジェクターの利用もできるよう配慮すること。」とありますが、プロジェクター及びスクリーンの設置は要求水準と考えてよろしいでしょうか?それとも市による持ち込みでしょうか?	市による持ち込みです。
393	要求水準書(案)	18	2	(2)- 2	ク	(1)	b	事務室	事務机について、事務室使用人数13人のうち、班長以上及び一般職はそれぞれ何人でしょうか。	No.387をご参照ください。
394	要求水準書(案)	18	2	(2)- 2	ク	(1)	c	見学者説明室	他事業体からの相当数の応援受付が可能となるよう考慮すること、とありますが、具体的にご指示ください。	No.385をご参照ください。
395	要求水準書(案)	18	2	(2)- 2	ク	(1)	c	見学者説明室	「他事業体からの相当数」と記載がありますが、具体的な人数をご教示願います。	No.385をご参照ください。
396	要求水準書(案)	18	2	(2)- 2	ク	(1)	e	電気室	二酸化炭素による消火、とありますが、二酸化炭素消火設備は必須ですか。それとも所管消防署の指導により不要と判断された場合は指導に従うことでよいですか。	ご理解のとおりです。
397	要求水準書(案)	18	2	(2)- 3	ク	(イ)	f	中央管理室	(上水運用センター含む)とありますが、上水運用センターについてご教示ください。	スペースの確保をお願いします。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
398	要求水準書(案)	18	2	(2)-3	ク	(イ)	f	中央管理室	「機器の発熱対策」とは設置機器からの発熱を考慮し、影響を及ぼさないよう空調を設置するという解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
399	要求水準書(案)	18	2	(2)-3	ク	(ウ)	e	発電設備	「・・汎用負荷にも供給可能とする」の汎用負荷とは何を指すのでしょうか、また最大容量(kW)をご教示ください。	雑電源負荷とします。
400	要求水準書(案)	18	2	(2)-3	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	太陽光発電設備の容量指定はありますでしょうか？	指定はありません。
401	要求水準書(案)	19	2	(2)	2	ク	c	受変電設備	本項に記載されている受変電設備は、男川浄水場施設全体の仕様と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
402	要求水準書(案)	19	2	(2)	2	ク	d	静止形電源設備	本項に記載されている静止型電源設備は、男川浄水場施設全体の仕様と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
403	要求水準書(案)	19	2	(2)	2	ク	e	発電設備	本項に記載されている発電設備は、男川浄水場施設全体の仕様と理解して宜しいでしょうか。また、貴市にて検討されている最低限の負荷を御教示いただけないでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
404	要求水準書(案)	19	2	(2)	2	ク	f	自然エネルギーの設備	太陽光発電等による売電を行う場合、その収入は貴市の収入でしょうか、事業者の収入でしょうか。御教示ください。	高圧受電のため売電は困難と考えますが、売電した場合の収入は本市の収入になります。
405	要求水準書(案)	19	2	(2)	7	(ウ)	f	新エネルギー設備	新エネルギー設備とは太陽光発電と考えてよろしいですか。	太陽光発電も一部と考えています。
406	要求水準書(案)	19	2	(2)	7	(ウ)	f	新エネルギー設備	新エネルギーでの発電負荷範囲をご教示願います。	指定はございません。
407	要求水準書(案)	19	2	(2)	(2)-2	ク	(ウ)	電気設備計画の要求水準	「b.幹線・動力設備、c.受変電設備、d.静止形電源設備、e.発電設備、f.新エネルギー設備」については、プラント電気設備と兼用すると考えていますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
408	要求水準書(案)	19	2	(2)	(2)-2	ク	(ウ)	電気設備計画の要求水準/発電設備	「災害時、負荷を制限して3日間運転できること。」とありますが、「制限」の程度については任意でよろしいのでしょうか。また、この「制限」は設備規模(負荷の100%)とは関係しないのでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
409	要求水準書(案)	19	2	(2)	(2)-2	ク	(ウ)	電気設備計画の要求水準/発電設備	災害時、負荷を制限して3日間運転できることとありますが、この場合、予備タンク等を別途設ける形で運転時間を確保する考えでも良いのでしょうか？	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
410	要求水準書(案)	19	2	(2)	(2)-2	ク	(ウ)	電気設備計画の要求水準/新エネルギー設備	「太陽光発電設備等」を設置とありますが、目標とする発電量はあるのでしょうか。また、この件の設置内容の判断に関しては、費用対効果の評価を必要とするのでしょうか。	目標値はありません。 電力使用量の低減を示してください。
411	要求水準書(案)	19	2	(2)	(2)-2	ク	(ウ)	電気設備計画の要求水準/防災設備	各検討にあたり、現在貴市にて対応されている各種届け出状況についてご教示願います。	特にありません。
412	要求水準書(案)	19	2	-(2)	(2)-2	ク	(ウ)	電気設備計画の要求水準	e発電設備の非常用電源要求範囲は「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修)の第8章「発電機回路とする負荷(事務庁舎)」の甲類を基準とすることとありますが、何年度版を参照すればよろしいですか？	最新版を参照してください。
413	要求水準書(案)	19	2	-(2)	(2)-2	ク	(ウ)	電気設備計画の要求水準	f 新エネルギー設備を設置することとありますが、どの程度の容量を想定されていますか？また、必要な負荷に供給とありますが、どのような負荷を想定されていますか？	負荷等は任意です。
414	要求水準書(案)	19	2	(2)	ク	(ウ)	b	幹線・動力設備	1番目に「将来の幹線増設を…」とありますが、具体的な増設計画がございますか。	N0117をご参照ください。
415	要求水準書(案)	19	2	(2)	ク	(ウ)	b	電気設備計画の要求水準 b	幹線・動力設備につき、将来の増設スペースを見込むこと、と記載がありますが、将来設備としては、添付資料5 男川浄水場負荷集計表に記載の将来負荷と添付資料7 3F平面図記載の運用センター監視室内機器を見込むことと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
416	要求水準書(案)	19	2	(2)	ク	(ウ)	c	受変電設備	「2回線受電方式とする」と記載されていますが、添付資料7の3F平面図の電気室受変電は1回線受電面数となっています。	参考図面とお考えください。
417	要求水準書(案)	19	2	(2)	ク	(ウ)	c	受変電設備	3番目に「将来の負荷の増設を見込んだ…」とありますが、具体的な増設計画がございましたか。	NO.117をご参照ください。
418	要求水準書(案)	19	2	(2)	ク	(ウ)	e	発電設備	本項は「管理棟負荷用に限定した設備」として管理棟内に設置するものでしょうか。(添付資料7に該当する部屋が見当たりません)	浄水場全体負荷に対応したものとしてください。
419	要求水準書(案)	19	2	(2)	ク	(ウ)	e	発電設備	「災害時、負荷を制限して」について、浄水及び送水量何%まで制限可能でしょうか。	任意の提案をお願いします。
420	要求水準書(案)	19	2	(2)	ク	(ウ)	f	電気設備計画の要求水準 f	商用電源との系統連係形(逆潮あり)を基本とし、と記載がありますが、常時、逆潮流を行うのではなく、災害等で浄水施設として運用が不可能な場合(浄水処理停止)において、逆潮流を行うとの考えでしょうか。想定されている容量がございましたら、教示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
421	要求水準書(案)	19	2	(2)	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	設備規模について要求または目安はありませんか。	特にありません。
422	要求水準書(案)	19	2	(2)-2	ク	(ウ)	d	静止形電源設備	「・通信情報機器の停電時補償用に無停電電源装置を設けること。」と記載がありますが、停電時間は、何時間以上を確保すれば良いでしょうか、ご提示願います。	3時間程度とします。
423	要求水準書(案)	19	2	(2)-2	ク	(ウ)	e	発電設備	「災害時、負荷を制限して3日間運転できること」とありますが、3日間連続運転が可能な設備を設置することが条件であり、その間に燃料の補給で対応することは問題ないと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
424	要求水準書(案)	19	2	(2)-2	ク	(ウ)	e	発電設備	災害時は、負荷を制限して3日間運転できることとありますが、負荷制限に対しては、事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
425	要求水準書(案)	19	2	(2)-2	ク	(ウ)	e	発電設備	災害時は、負荷を制限して3日間運転できることとありますが、その間の浄水量については、事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
426	要求水準書(案)	19	2	(2)-2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	「商用電源との系統連係形(逆潮あり)を基本とし、停電時には自立運転可能」とありますが、この要求事項は必須と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
427	要求水準書(案)	19	2	(2)-2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	「停電時には自立運転可能で、必要な負荷に供給する」とありますが、「必要な負荷」とは事業者の提案によると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
428	要求水準書(案)	19	2	(2)-2	ク	(ウ)	f	管理棟 新エネルギー設備	停電時には自立運転可能で、必要な負荷に供給するものとすると思いますが、必要な負荷に関する要求項目はありますか。	特にありません。
429	要求水準書(案)	19	2	(2)-2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	太陽光発電設備等の新エネルギー設備を設置することとありますが、出力など規模に関する要求事項はありますか?	特にありません。
430	要求水準書(案)	19	2	(2)-2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	新エネルギー設備の配置義務がありますが、容量等その規模は提案事項でしょうか?	ご理解のとおりです。
431	要求水準書(案)	19	e					発電設備	災害時の運転に関する負荷制限の思想をご教示願います。	災害時においても必要に応じた運転を行い断水しない対策を講じてください。
432	要求水準書(案)	20	2	(2)	2	ク	k	テレビ共同受信設備	ケーブルテレビ会社との契約は貴市と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
433	要求水準書(案)	20	2	(2)-2	ク	(ウ)	k	テレビ共同受信設備	「・地上デジタル放送、・・・CATVによる受信設備を設け・・・」と記載がありますが、ケーブルTV受信料は、貴市にて負担と考えて宜しいでしょうか、また、契約回線数を指示願います。	前段についてはご理解のとおりです。後段については2回線としてください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
434	要求水準書(案)	20	2	(2)	ク	(工)	a	共通事項	「地震などの・・・また、ガス、水道、排水管の・・・配慮すること」とありますが、排水管とは、下水道宅内取付管との理解でよろしいでしょうか。また、その場合面整備管の上流側起点延長は貴市負担による整備範囲との理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については全て当工事に含まれます。
435	要求水準書(案)	20	i					構内交換設備	電話回線及びIP電話回線を引き込むとの記述は、常用及びバックアップ用としてどちらも使用することでよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。IP電話回線は削除します。
436	要求水準書(案)	21	2	(2)	2	ク	g	給水設備	給水設備は、男川浄水場浄水池より給水すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
437	要求水準書(案)	21	2	(2)	2	ク	i	排水設備	「震災時においても、1階に配置する全てのトイレが排水できるように計画すること」とは、具体的にどの様なものをお考えでしょうか。	自然流下で排水が可能なように計画するという意味です。
438	要求水準書(案)	21	2	(2)	2	ク	i	衛生設備	「必要に応じて」とは、どのような場合をお考えでしょうか。	要望があればとお考えください。
439	要求水準書(案)	21	2	(2)	(2)-2	ク	(工)	機械設備計画の要求水準	「k.ガス設備」については、必須ではないと理解して宜しいでしょうか。	管理棟における給湯設備等の使用に支障がなければ必須とはしません。
440	要求水準書(案)	21	2	(2)	(2)-2	ク	(工)	機械設備計画の要求水準/自動制御設備	今回、運転管理業務が含まれていないため、貴市の考え、意見を踏まえる必要があると考えます。そのため、こちらの対象外業務の設備計画に関する貴市との連携・仕様確定方法について具体的にご教示願います。	既設の運転状況を十分に把握し運用上の問題がない提案をしてください。詳細については、個別対話時の協議とします。
441	要求水準書(案)	21	2	(2)	(2)-2	ク	(工)	機械設備計画の要求水準/昇降機設備	資材搬入用エレベータについては「設置...認める」とありますが、これは貴市としては必要としないという意味でしょうか。	有用と判断されれば設置してください。
442	要求水準書(案)	21	2	(2)	ク	(工)	f	自動制御設備	「監視システム」について、プラント用と建築付帯用とを別々に考えていますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
443	要求水準書(案)	21	2	(2)	ク	(工)	i	排水設備	「公共下水道に排水すること」と記載されていますが、具体的な取り合い地点を確認ねがいます。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
444	要求水準書(案)	21	2	(2)-2	ク	(I)		排水設備	「・震災時においても、1階に配置する全てのトイレが排水できるよう計画すること。」と記載がありますが、何日間使用可能と考えれば宜しいでしょうか、ご提示願います。	継続的に使用できるものとします。
445	要求水準書(案)	22	2	(2)	2	サ	(ア)	再検証	「試験結果に基づいて再検証」とは、事業契約後の設計段階で実施すると考えて宜しいでしょうか。また、その際、提案内容からの設計変更は可能と考えて宜しいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については設計変更は考えておりません。
446	要求水準書(案)	22	2	(2)	2	サ		排水処理施設の提案	「脱水ケーキの有効利用を提案し、かつ着水井マンガン濃度1.0mg/L以下となる場合は提案を受け付けるものとする」と記載されていますが、ここでいう有効利用とは、有価利用と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
447	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	コ		外構施設	表2-12で、外構(外周)擁壁について「天端高さ+22.60m以上併せて設置」とありますが、「併せて」とはどのような意味でしょうか。	高さを合わせるとの誤記です。入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
448	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥(100m ³ /年程度)の処理を考慮すること。」とありますが、受入れ1回あたりの量及び濃度をご教示願います。また、簡易水道施設からの汚泥の搬出は、費市範囲と考えますがよろしいでしょうか。	前段については、入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。後段についてはご理解のとおりです。
449	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	「沈降試験」による「再検証」のための「適切な時期」とありますが、これには各季節を網羅するために最低1年間は必要となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
450	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	表2-13で活性炭固形物量の実績値について、「(35%)」とありますが、これは粉末活性炭注入実施日の割合でしょうか。	年間の活性炭注入日数割合です。
451	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	(ア)施設能力において、簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥(100m ³ /年)の処理を考慮することとありますが、本汚泥の濃度や固形物量をご提示頂けないでしょうか？	N0448をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
452	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥(100m ³ /年程度)の処理を考慮すること」とありますが、簡易水道施設の維持管理業務において、発生した汚泥を男川浄水場に移送し、排水処理施設で処理するとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、移送は市の業務とします。
453	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	(ア)施設能力において、排水処理施設の仕様は、適切な時期を設定して沈降試験を行い、その試験結果に基づいて再検証することとありますが、適切な時期とは提案期間中に設けられるのでしょうか？	実施設計期間中とします。
454	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ		排水処理施設	「以下に示す(ア)、(イ)、(ウ)については本浄水場にクロードシステムを採用し...となる場合は、提案を受け付けるものとする。しかし、脱水ケーキの有効利用を提案しない場合は提案は認めないこととする。」とありますが、これは脱水ケーキの有効利用を提案しない事業者は、要求水準書(案)示された要求事項並びに図2-1の処理フローと異なる提案は(内容の如何を問わず)一切受け付けないとの理解でよろしいでしょうか。	脱水ケーキの有効利用を提案しない場合、使用する薬品と排水処理施設の仕様のみ提案は受け付けません。 図2-1の処理フローについてはあくまでも認可の範囲内であれば提案の受け付けは可能とします。
455	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ		排水処理施設	返送水の溶存マンガン濃度が「1.0mg/L以下」とありますが、この条件に対してはどのように証明すればよろしいでしょうか。	実験または文献などにより証明できる資料を添付し、証明して下さい。
456	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ		排水処理施設	マンガン処理施設からの返送先が着水井となっていますが、実施方針p.5および業務要求水準書(案)p.10のフローでは沈砂池となっております。どちらが正でしょうか？	No.176をご参照ください。
457	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ		排水処理施設	着水井返送水の溶存マンガン濃度を1.0mg/L以下とする提案を実施する場合、その検討を目的にサンプルをご提供頂くことは可能でしょうか？	可能です。入札公告後に水道局工務課にお問合せください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
458	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ	排水処理施設	既設着水井返送水の水質情報(全マンガン濃度、溶存マンガン濃度およびこれらの最小、最大、平均値等)をご提示頂けないでしょうか？	水道局工務課にて閲覧可能です。
459	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ	排水処理施設	「脱水ケーキの有効利用を提案し、かつ着水井返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/L以下となる場合は提案を受け付けるものとする」とありますが、有効利用を提案し、溶存マンガン濃度が1.0mg/L以上となる場合は、提案は受け付けないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
460	要求水準書(案)	22	2	(2)	(2)-2	サ	排水処理施設	「脱水ケーキの有効利用を提案しない場合は提案は認めないこととする」とは、有効利用を提案しない場合は要求水準が未達で失格になるという意味でしょうか？それとも有効利用を提案しない場合は、クロードシステムの採用や着水井返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/Lとなることを求めないという意味でしょうか？	失格にはなりません。 No.454をご参照ください。
461	要求水準書(案)	22	2	(2)	サ	(ア)	施設能力	最下段で「適切な時期を設定して、沈降試験を行い、その試験結果に基づいて再検証すること」とありますが、本検証は提案書提出前に、応募者が自主的に行うことは可能でしょうか。	契約後の再検証は必要です。
462	要求水準書(案)	22	2	(2)	サ		排水処理施設	冒頭の「以下に示す(ア)、(イ)、(ウ)(途中略)提案を認めないこととする。」について、文意をそのまま解釈すると、脱水ケーキ等の有効利用等を提案した場合のみ、(全体の)提案を受付ると理解します。即ち本提案は脱水ケーキの有効利用を前提としていると解釈できますが、これは要求水準で示した、有効利用が任意提案であることと矛盾しています。本文の意図について、判りやすくご教示下さい。	No.454をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
463	要求水準書(案)	22	2	(2)	サ		排水処理施設	高濁度の継続期間(時間)および、高濁度の発生頻度をご提示お願いいたします。	台風の影響による2日程度です。
464	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(7)	排水処理施設-施設能力	簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥の運搬方法と頻度をご教示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。
465	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	コ		外構施設	警備システムを要求事項(施設要件)として必要ないのでしょうか。	維持管理業務で警備業務を計上しています。
466	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(7)	施設能力	「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥の処理を考慮すること」とありますが、汚泥の運搬や受入業務等は本事業の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
467	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(7)	処理能力	季節変動の特性を把握するための検証時期は、いつ頃を想定されているのかご教示ください。	No.449をご参照ください。
468	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	「簡易水道施設等の他の浄水場」とは、岡崎市殿管轄の浄水場を示すもので、他の自治体の浄水場は対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
469	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥の処理する」と記載されていますが、その汚泥の性状・成分をご教示願います。	No.448をご参照ください。
470	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(7)	他の浄水場での発生汚泥の処理	汚泥の受入(100m3/年程度)の汚泥濃度、受入頻度について、想定されている計画をご教示願います。	No.448をご参照ください。
471	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(7)	施設能力	「適切な時期を設定して沈降試験を行い」とありますが、沈降試験の適切な時期について、具体的に想定されている時期はございますか。	No.449をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
472	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(ア)	排水処理施設	排水処理施設の施設能力における発生固形物量の算出のパラメーターであるE1(濁度固形物換算係数)=1.1及びE2(PAC固形物換算係数)=0.168の設定根拠をご教示ください。	実績データです。
473	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	表2-13は、既設男川浄水場のみデータと考えるとよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
474	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	簡易水道等他の浄水場で発生した汚泥(100m ³ /年程度)の処理を考慮すること、とあります。 汚泥の搬送は、民間の業務範囲でしょうか? 表2-13に示される計画汚泥量に、さらに100m ³ /年分の汚泥を考慮する必要があるということでしょうか?	本市の業務範囲とします。 ご理解のとおりです。
475	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	簡易水道施設等の他の浄水場で発生する汚泥(100m ³ /年程度)は、毎日ほぼ定量(100m ³ /365日=約0.3m ³ /日)発生するものと考えればよろしいでしょうか。	No.448をご参照ください。
476	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(ア)	施設能力	簡易水道施設等の他の浄水場で発生する汚泥(100m ³ /年程度)の固形物濃度及び固形物量を提示いただけるでしょうか。	No.448をご参照ください。
477	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場から搬出される脱水ケーキの性状(含水率、粒径等)及び発生量(日量、月間量、年間量)を提示いただけるでしょうか。	仁木浄水場の排水処理施設については、現在更新を予定しており、平成27年度より無薬注方式として稼働予定です。 よって、脱水ケーキの性状は現状から変更となるため、提示しておりません。発生量については入札公告時にお示しします。
478	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ		排水処理施設	「着水井返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/L以下」とありますが、当該値は上限値でしょうか、それとも目標値でしょうか、ご教示ください。	上限値とご理解ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答	
		頁	項							
479	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ		排水処理施設	クローズドシステムの採用、脱水ケーキの有効利用提案、着水井返送水の溶存マンガン濃度1.0mg/L以下の3つの条件を満たせば、脱水機の方式変更等、自由提案を受け入れていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
480	要求水準書(案)	22	2	(2)-2	サ		排水処理施設	「本浄水場に・・・場合は、提案を受け付けるものとする。」とありますが、ここでいう提案とは要求水準書の表2-15に記載されている要求事項によらない提案、すなわち、排水処理施設の提案に関しては要求水準書(案)に従わなくてもよい、という解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。	
481	要求水準書(案)	23	2	(2)	2	サ	(ウ)	排水処理施設	本設備の設計諸元の確認をするため、採水は可能ですか。	事前に水道局工務課にご連絡いただいた場合に限り、可能とします。
482	要求水準書(案)	23	2	(2)	2	サ	(ウ)	排水池	生物処理、急速ろ過池の排水池を個別の池として設置しても宜しいでしょうか。	効率的で有用ならばご提案ください。
483	要求水準書(案)	23	2	(2)	2	サ	(ウ)	排泥池	「簡易水道施設の汚泥」の受入れ頻度を御教示ください。	No.448をご参照ください。
484	要求水準書(案)	23	2	(2)	2	サ	(ウ)	汚泥処理	他浄水場において発生した汚泥および脱水ケーキの受入れは、法令上の問題はないのでしょうか。	問題ありません。
485	要求水準書(案)	23	2	(2)	(2)-2	サ	(イ)	脱水処理施設	脱水処理方式に「無薬注長時間脱水方式」を指定していますが、稼働実績について「多数」の判断基準はありますか。また、その週間等における運転日数については指定がありますか。	5件以上とします。運転日数に指定はありません。
486	要求水準書(案)	23	2	(2)	(2)-2	サ	(イ)	脱水処理施設	表2-14に「乾燥汚泥」とあるのは、「乾燥固形物量(DS)」のことでしょうか。また、ろ過時間(時間)は、長時間加圧脱水方式での1サイクルのろ過時間のことですか。その他、「汚泥濃度」や「ろ過速度」について、年間各月や高濁度期間の詳細データをご教示願います。	前段、中段についてはご理解のとおりです。後段については水道局工務課にて閲覧可能です。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
487	要求水準書(案)	23	2	(2)	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥を受け入れる」となっていますが、汚泥の運搬は市側の業務でよろしいのでしょうか。また含水量がどの程度の汚泥でしょうか。ご教授願います。	No.448をご参照ください。
488	要求水準書(案)	23	2	(2)	(2)-2	サ	(ウ)	表2-15 排水処理施設の要求事項(排水池)	「急速ろ過池洗浄排水・・・を受入れる容量とする」とありますが、P.11「図2-1 男川浄水場廻り処理フロー」図中には、急速ろ過池と排水池間が結線されておりません。表2-15中文章が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
489	要求水準書(案)	23	2	(2)	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求基準	脱水施設について、無薬注長時間加圧脱水方式は厳守事項でしょうか。	No.335をご参照ください。
490	要求水準書(案)	23	2	(2)	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15の「脱水施設」で「粒径6mm程度」とあり、そのためには「破碎・造粒設備」が必要になりますが、提案設備の造粒性能の証明方法について条件はございますか。	破碎機等の能力をお示しください。
491	要求水準書(案)	23	2	(2)	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	有効利用の提案がある場合は「仕様変更も可能」とありますが、表2-15で設置しないとされた「乾燥設備の設置」も可能となるのでしょうか。	「乾燥設備の設置」は可能ですが、排気ガスの発生する設備は設置しないでください。
492	要求水準書(案)	23	2	(2)		サ	(イ)	脱水施設	発生土の粒径は6mm程度とありますが、具体的な要求値はありますでしょうか。また粒径は有効利用できれば支障ないと認識しますが、上記粒径を指定する理由をご教示下さい。	現状での有効利用を続けるための条件として6mmとしています。有効利用が明らかならばこれにこだわりません。
493	要求水準書	23	2	(2)		サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15その他の欄に「場内の雨水等を取り込むクローズドシステム」と記載がありますが、この場合の雨水とは、更新用地内に降る雨水全てが対象ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
494	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	脱水機棟又はケーキヤード内に、排水処理施設運転管理業務、男川浄水場維持管理業務、場外施設維持管理業務及び簡易水道施設維持管理業務に従事する職員のための事務室等を計画することは可能でしょうか	可能です。
495	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	ケーキヤードで300m ³ 分のケーキを確保できるスペースを要求していますが、将来対応の仁木浄水場脱水ケーキ受け入れ分を含んだ数量でしょうか。	ご理解のとおりです。
496	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(イ)	脱水処理施設	表2-14の年度毎の汚泥脱水処理実績データですが、月毎の実績データも開示していただけないでしょうか。	No.486をご参照ください。
497	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(イ)	脱水処理施設	「稼働実績が多数」とは、どの程度の台数または納所数を想定されていますか。	No.485 をご参照ください。
498	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15の濃縮槽について「同上」とありますが、簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥は、排泥池と濃縮槽の両方で受け入れるとの理解でよろしいでしょうか。	排泥池とご理解ください。
499	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「発生土の性状は、粒径6mm程度とする」とありますが、場外に搬出する際の平均粒径との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
500	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	排水処理施設のケーキヤード等について、鉄骨製の提案は可能でしょうか。	可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
501	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「 上記に示した排水処理施設の要求事項については脱水ケーキの有効利用の提案がない場合であり、... 」とありますが、有効利用の提案がある場合は、表2-15の要求事項は全て参考となり、各々の要求事項については、事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。 尚、そうでない場合、要求事項の変更可否内容を具体的にお示しいただけないでしょうか。 また、いずれの場合でも、脱水施設の方式は無薬注方式であれば変更可能との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
502	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15の要求事項に即した施設を採用した場合でも、「着水井返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/L 以下」は遵守しなければならない基準との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
503	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	表2-15 排水処理施設の要求事項(排泥池)	「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥の運搬業務」は本事業の対象外と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
504	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	表2-15 排水処理施設の要求事項印注記	「・・・有効利用がある場合は、施設の方式、池数等の仕様変更も可能とする。」とありますが、提案で有効利用がある場合の仕様変更とは、どのような場合を想定されているのかご教示願います。	No.501 をご参照ください。
505	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	汚泥処理	簡易水道含め他浄水場において発生した汚泥を受入れることは、法令上において問題はないのでしょうか。	No.484をご参照ください。
506	要求水準書(案)	23	2	(2)-2	サ	(ウ)	表2-15 排水処理施設の要求事項	ケーキヤードの要求事項について、「300m3のケーキを確保できるスペースとする。」とありますが、300m3保管の根拠を教えてください。	現況からの判断です。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
507	要求水準書 (案)	23	2	(2)- 2	サ	(ウ)	表2-15 排水処理施設の要 求事項 (脱水施設)	「発生土の性状は、粒径6mm程度とする」とありますが、粒径6mm程度とは、既存施設から排出される粒径程度と考えて宜しいでしょうか。	既存施設の粒径よりも小さい粒径となります。
508	要求水準書 (案)	23	2	(2)- 2	サ	(ウ)	表2-15 排水処理施設の要 求事項 (ケーキヤード)	ケーキヤード300m3には、P.24(キ) 仁木浄水場の脱水ケーキ受け入れを行った場合にも支障のない容量と考えて宜しいでしょうか。	No.495をご参照ください。
509	要求水準書 (案)	23	2	(2)- 2	サ	(ウ)	表2-15 排水処理施設の要 求事項 (ケーキヤード)	ケーキヤードは、既存施設と同様に側面の壁は完全に覆わなくても宜しいでしょうか。	法令に順じた構造としてください。
510	要求水準書 (案)	23	2	(2)- 2	サ	(ウ)	表2-15 排水処理施設の要 求事項 (ケーキヤード)	ケーキヤード内及び搬出用の「作業用車両」は、ホイールローダのような重機でしょうか。また、その重機は事業者側で準備することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
511	要求水準書 (案)	23	2	(2)- 2	サ	(ウ)	表2-15 排水処理施設の要 求事項 (その他)	「場内の雨水等を浄水処理に取り込むクローズドシステムを採用すること」とありますが、不純物の混入に対するリスクがあると思われませんが、そのリスクに対しては、貴市が負担していただくと考えて宜しいでしょうか。	不純物によりますが、事業者で不可避のものは、協議によるものとします。
512	要求水準書 (案)	23	2	(2)- 2	サ	(ウ)	表2-15 排水処理施設の要 求事項 (その他)	「場内の雨水等を浄水処理に取り込むクローズドシステム」とありますが、取り込む範囲について具体的にご教示下さい。	新設する男川浄水場内全域です。
513	要求水準書 (案)	23	2	(2)- 2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15の排泥池の項目で、他の浄水場で発生した汚泥を受け入れることとありますが、車両により運搬される汚泥を受け入れるということでしょうか。また、この汚泥の収集・運搬・投入については貴市の責任範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
514	要求水準書 (案)	23	2	(2)- 2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15のケーキヤードの項目で、300m3分のケーキを確保できるスペースとありますが、これは仁木浄水場から排出される脱水ケーキ量も考慮した容量でしょうか。	No.495をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答	
		頁	項							
515	要求水準書(案)	23	2	(2)-3	サ	(ウ)	マンガン処理施設	マンガン処理の手法が記述されていますが、その処理方法による効果確認を行ったデータ等は、入札参加表明書提出期限以前に、開示されるのでしょうか？	マンガン処理のデータはありません。ご提案ください。	
516	要求水準書(案)	24	2	(3)	7	イ	有効利用	有効利用に努めることとありますが、建設資材等への再利用(有効利用)と、園芸用土等への売却(有効利用)では評価が異なるのでしょうか。	有効利用を上位と考えます。有効利用は有効利用とご理解ください。	
517	要求水準書(案)	24	2	(2)	2	サ	(キ)	脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場において発生する汚泥性状、容量、頻度について御教示ください。	No.477をご参照ください。
518	要求水準書(案)	24	2	(2)	2	サ	(キ)	脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の脱水ケーキは有効利用の対象でしょうか。	無薬注方式を採用予定のため、有効利用の対象とします。
519	要求水準書(案)	24	2	(2)	2	サ	(キ)	脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場において発生する脱水汚泥も有償譲渡となるのでしょうか。また、その単価はどの程度でしょうか。御教示ください。	男川浄水場と同様の扱いとします。
520	要求水準書(案)	24	2	(2)	2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の脱水ケーキは今回事業範囲で受け入れ・処理可能な施設とする必要がありますか。将来増設等で受け入れ対応が可能な検討を実施することでよいでしょうか。	現状での受け入れを検討してください。
521	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準(表2-16マンガン処理設備諸元と運転条件)	「着水井返送水：1.0以下(溶存マンガン濃度)」とは、処理方式が仕様発注であるため、本処理において1.0以下とならない場合においても、要求水準未達成とならないと考えても宜しいでしょうか。	本処理において1.0以下とならない場合においては要求水準未達成となります。
522	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準(表2-16マンガン処理設備諸元と運転条件)	表中の運転条件で「着水井返送水：1.0以下(溶存マンガン濃度)」とありますが、処理方式が仕様発注であるため、本処理において1.0以下とならない場合においても、要求水準未達成とはならないと理解してよろしいでしょうか。	No.521をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
523	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15 排水処理施設の要求水準のマンガン処理施設において、緩速攪拌池、マンガン沈降槽(傾斜沈降装置付き)を設置することを要求されており、さらに表2-16 マンガン処理設備諸元と運転条件が示されておりますが、本条件において着水井返送水の溶存マンガン濃度の要求水準を満たすことが可能との理解でよろしいでしょうか？また、本条件で実施した場合の処理前後の水質データ(全マンガン濃度、溶存マンガン濃度およびこれらの最小、最大、平均値等)をご提示頂けないでしょうか？	前段についてはご理解のとおりです。後段については水質データはありません。
524	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-16 マンガン処理設備設計諸元と運転条件について、マンガン沈殿槽の表面負荷率をご提示頂けないでしょうか？	条件はありません、ご提案ください。
525	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-16 マンガン処理設備設計諸元と運転条件において、マンガン処理施設からの返送先が着水井となっておりますが、実施方針p.5および業務要求水準書(案)p.10のフローでは沈砂池となっております。どちらが正でしょうか？	No.176をご参照ください。
526	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(エ)	浄水施設との分界点	排水処理施設の運転管理要員のための「事務室」等は、排水処理施設内に設置するのでしょうか。	設置は可能です。
527	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「仁木浄水場から搬出された脱水ケーキの受け入れを検討すること」とありますが、脱水ケーキの受け入れ時期はいつ頃になるのか、また脱水ケーキはどのくらいの量になるのか、ご教授願います。	No.477をご参照ください。
528	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	想定される受入期間、汚泥量、汚泥性状をご教示下さい。	受け入れ時期については、平成27年度以降において男川浄水場維持管理業務期間中とします。汚泥量、汚泥性状については、No.477をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
529	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「仁木浄水場(処理能力51,180m ³ /日)から搬出された脱水ケーキの受け入れを検討すること。」とありますが、計画処理固形物量と現状浄水場における過去3カ年の発生固形物量等のデータについて、具体的にご教示願います。	No.477をご参照ください。
530	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場(処理能力51,180m ³ /日)から搬出された脱水ケーキの受け入れを検討すること」とありますが、具体的なケーキ量や含水率などご教示下さい。	No.477をご参照ください。
531	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「仁木上浄水場」とありますが、仁木浄水場の誤りでしょうか？	ご指摘のとおりです。
532	要求水準書(案)	24	2	(2)	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	現状において仁木浄水場で発生する脱水ケーキ量をご教示下さい。	No.477をご参照ください。
533	要求水準書(案)	24	2	(2)	サ	(ウ)		各施設の要求水準	表2-16にある、苛性注入及び硫酸によるpH調整は、薬品注入設備に含まれますか。それとも排水処理施設付属の設備との解釈でよろしいでしょうか。	排水処理施設付帯とお考えください。
534	要求水準書(案)	24	2	(2)	サ	(キ)		仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	当初、男川分のみで、有価物処理で実施していたものが仁木分を受け入れて成分が変わり、有価物処理出来なくなった場合のリスクは市と事業者のどちらとなりますか。	当初から仁木分も受け入れるため、これも考慮して有効利用をお考えください。
535	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(ウ)		各施設の要求水準	マンガン処理施設に流入する溶存マンガン濃度の最大値をご教示ください。	ろ液の最大値は、10mg/L程度です。
536	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(ウ)		表2-16 マンガン処理設備 諸元と運転条件	マンガン原水貯留槽の滞留時間は、槽への流入のバランスが取れていれば、必ずしも1日分以上としなくても良いと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
537	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(ウ)	表2-16 マンガン処理設備諸元と運転条件	表2-16に詳細な緒元が記載されていますが、記載の緒元にあわせた施設とすれば、処理目標値1mg/Lを満足するという理解で宜しいですか。また、要求水準として提示された本施設にてマンガン処理を行なった場合は、処理目標値を満足できない場合でも要求水準未達とはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、表2-16の緒元にあわせた施設とする場合は評価の対象とはなりません。
538	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(ウ)	表2-16 マンガン処理設備諸元と運転条件	表2-16 マンガン処理設備諸元と運転条件に運転条件(pH値)が記載されていますが、pHを調整するための薬品費を算出するために、男川浄水場の原水pHを11.5にするために必要な苛性ソーダ添加量をご教示下さい。また、pH11.5を5.8~8.6にするために必要な硫酸添加量をご教示下さい。	pH11.5とするための苛性ソーダ(10%濃度)の注入率は、1.2mg/L程度と考えています。 また、上澄水のpH11.5を5.8~8.6にするための硫酸(5%濃度)の添加率は、100mg/L~120mg/Lと考えています。
539	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(ウ)	マンガン処理設備諸元と運転条件	本設備の諸元の妥当性を確認するため、採水は可能でしょうか。また、その結果によって、事業者提案おいてこの諸元を変更することは可能でしょうか。	No.481をご参照ください。
540	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(エ)	浄水施設との分界点	管理分界点上に設置される流量計測設備とは、「P35排水処理施設運転管理業務 運転管理上の分界点」と同一であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
541	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(イ) (オ)	浄水施設との分界点 信号授受	p26の表2-20で返送水の必要計測機器として流量計、pH計、濁度計に印が付いていますが、pH計と濁度計はマンガン処理施設からの返送水のみが必要で、排水池から沈砂池への返送水には不要との理解でよろしいでしょうか。	必要ですので考慮してください。
542	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(カ)	メータの設置	「尚、機械用水については、無償とする」とありますが、これらの場内給水の整備は本事業の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。尚、その場合、場内給水に関する要求事項があれば、具体的にお示しいただけないでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については特にありません。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
543	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(カ)	メータの設置	排水処理施設に使用する生活用水等のユーティリティ以外は、貴市のご負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
544	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「脱水ケーキの受け入れを検討すること」とありますが、受け入れスペースの確保との理解でよろしいでしょうか。尚、その場合、どのくらいの面積が必要なのかご教示ください。また、当該脱水ケーキの有効利用は、本事業の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。中段については全体で300m3のスペースを確保するようにしてください。また、P23.表2-15をご参照ください。後段については有効利用の範囲とします。
545	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	将来更新する仁木浄水場の脱水ケーキについて、発生予定時期、想定発生量、想定固形分率をご教示ください。	No.477をご参照ください。
546	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の排水処理施設の更新計画をご教示願います。	No.477をご参照ください。
547	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ時期をご教示願います。	平成27年度以降において男川浄水場維持管理業務期間中とします。
548	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の脱水ケーキの運搬業務は本事業の対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
549	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の脱水ケーキについて、年間あたりの受入量をご教示願います。	No.477をご参照ください。
550	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の脱水ケーキを男川浄水場に受け入れることは、緊急時以外は法的にできないと考えますが、可能なのでしょうか。	可能と判断します。
551	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「仁木浄水場の脱水ケーキを男川浄水場に受け入れることを検討すること」ありますが、設計する上で、搬入車両の仕様についてご教示下さい。	4tダンプ程度と考えています。
552	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の脱水ケーキを男川浄水場に受け入れる場合の計画している物量(容量)、頻度をご教示願います。	No.477をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
553	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(†)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「仁木浄水場から搬出された脱水ケーキの受け入れを検討すること」とありますが、受け入れの是非は、事業者の判断によるものであり、評価の対象にはならないと理解してよろしいでしょうか?	評価対象となります。
554	要求水準書(案)	24	2	(2)-2	サ	(†)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「脱水ケーキの受け入れ」とは、男川浄水場内での作業なのか、仁木浄水場からの搬出も含むのでしょうか?	男川浄水場内での作業になります。仁木浄水場からの搬出は業務範囲外です。
555	要求水準書(案)	24	2	(2)-3	サ	(†)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の脱水汚泥の性状等、有効利用の検討に必要なデータは、入札参加表明書提出期限以前に、開示されるのでしょうか?	No.477をご参照ください。
556	要求水準書(案)	24	(†)				仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	将来仁木浄水場の脱水ケーキを受け入れとの記述がありますが、具体的な量をご教示お願いします。	No.477をご参照ください。
557	要求水準書(案)	24	シ				電気計装設備	既設電気計装設備の図書の閲覧は可能でしょうか。(単線結線図、計装フローシート、システム構成図、機器配置図、配線図等)	水道局工務課にて閲覧可能です。
558	要求水準書(案)	25	2	(2)	(2)-2	シ	受変電設備	「民間事業者用」電気設備とは、何を指しているのでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
559	要求水準書(案)	25	2	(2)	(2)-2	シ	自家発電設備	燃料タンクの「低負荷時」とは、どのような条件を設定するのでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
560	要求水準書(案)	25	2	(2)	(2)-2	シ	電気計装設備の要求水準	C 自家発電設備の使用燃料は災害時にも確保しやすい燃料とし、とありますがどのようなシステムを想定されていますか?	通常の自家発電機で使用される燃料であり通常のシステムです。
561	要求水準書(案)	25	2	(2)	(2)-2	セ	計装設備設計	電子データを「市へ提出」とありますが、データ収集は市側の運転管理業務に含まれると考えますが、如何でしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
562	要求水準書(案)	25	2	(2)	シ		自家発電設備	「浄水、送水などの機能が維持できる電力供給が可能な容量」と「災害時、負荷を制限して」(P19 2 (2) ク (ウ) e) は矛盾していますが、「低負荷時」の意味を具体的に教示願います。	No.559をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答	
		頁	項							
563	要求水準書(案)	25	2	(2)-2	シ		c	自家発電設備	「燃料タンクは低負荷時において3日間運転可能な容量」とありますが、「低負荷」の定義をご教示願います。	No.559をご参照ください。
564	要求水準書(案)	25	2	(2)-2	シ			自家用電気工作物保安規定	電気主任技術者は貴市にて配置いただけると理解してよろしいでしょうか。その場合は保安規定の案を事業者として提示するという理解でよろしいでしょうか。	民間事業者にて、電気主任技術者を配置するとともに、手続きを行ってください。
565	要求水準書(案)	25	2	(2)-3	シ		b	規模	浄水場としての機能が維持できる電力(容量)を具体的にご教示下さい。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
566	要求水準書(案)	25	2	(2)-3	シ		c	自家発電設備	燃料タンクは低負荷時3日間運転可能とありますが低負荷の考えを御教示下さい。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
567	要求水準書(案)	25	2	(2)-3	セ			計装設備設計	既設設備の過去データで新設設備に引き継がなければならないものがありますでしょうか？ある場合、「表2-18データの保存ファイルの内容」のデータのうち日間ファイル、月間ファイル、年間ファイルが該当すると考えます。宜しいでしょうか？	引継ぎ方法について最適な提案を求めます。
568	要求水準書(案)	26	2	(2)	2	セ		計測機器	大西水源の流量計、水位計が新設と記載されておりますが、これは大西水源に設置するのでしょうか。大西水源に設置する場合、既設設備の図面を公表いただけますでしょうか。	水道局工務課にて閲覧可能です。
569	要求水準書(案)	26	2	(2)	2	セ		計測機器	「TOC・UV計」とは、適正を判断した上でどちらかを設置すると理解して宜しいでしょうか。	両方とも設置してください。
570	要求水準書(案)	26	2	(2)	2	セ		計測機器	男川水源の水位計が新設と記載されておりますが、設置位置(取水口又は新設男川浄水場)について御教示ください。取水口に設置する場合、既設図面を公表いただけますでしょうか。	前段について接合井に設置してください。後段については現地確認してください。
571	要求水準書(案)	26	2	(2)	2	セ		計装設備設計の切替手順について	「既設監視対象の切替は、データの保存を確実にし、常時監視が行える方法で切り替えるものとする。」と記載がありますが、常時監視が行える状態は新・旧双方の設備で監視が行えると理解しますがよろしいでしょうか。	系統ごと順次切替を行いますが、切替時は現地等の確認が行える体制とします。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
572	要求水準書(案)	26	2	(2)	2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視	「水道局本庁での場外施設、簡易水道施設の監視状況がわかる施設」とは、具体的にはどのような仕様でしょうか。また、本庁とは岡崎市役所との理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
573	要求水準書(案)	26	2	(2)	2	セ	ソフトの改良	場外施設等の増減に対応するソフトの改良とは、具体的にどのような事でしょうか。	表示画面及びその表示システムの改造です。
574	要求水準書(案)	26	2	(2)	(2)-2	セ	監視制御装置	今回、運転管理業務が含まれていないため、貴市の考え、意見を踏まえる必要があると考えます。そのため、こちらの対象外業務の設備計画に関する貴市との連携・仕様確定方法について具体的にご教示願います。	設備計画は業務の対象であり、事業者が運転方法について提案をして頂き、市と協議により決定するものとしします。
575	要求水準書(案)	26	2	(2)	(2)-2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「今後の統合を考慮して、…」とありますが、コストを算出するためには、具体的な将来計画と検討方法が必要です。関連資料をご教示願います。	現段階では統合に関する資料はありません。
576	要求水準書(案)	26	2	(2)	(2)-2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	水道局本庁でも監視状況がわかる設備を設けること、と記載がありますが、浄水場における監視項目と同等の内容でしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
577	要求水準書(案)	26	2	(2)	(2)-2	セ	場外施設等の増減に対応するソフトの改良	コストを算出するためには、具体的な将来計画と検討方法が必要です。関連資料の提示をお願いします。	現段階では施設の増減に関する資料はありません。
578	要求水準書(案)	26	2	(2)	セ		切替手順	旧監視装置での保存データを新監視装置でも活用するという意味でしょうか。その場合、汎用フォーマットでのデータ授受が可能でしょうか。	No.567をご参照ください。
579	要求水準書(案)	26	2	(2)	セ		場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	P2の表1-3によりますと、場外施設、簡易水道施設の整備業務は対象外となっています。「・・・の監視が男川浄水場で行えるようにすること」という表現と矛盾します。監視を要する場合には対応すべき対象施設と各施設の監視点数をご教示下さい。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。また平成24年1月中旬予定の現地見学会にて確認してください。
580	要求水準書(案)	26	2	(2)	セ			場外施設等が増減した場合のソフト改良費用は本事業とは別途となりますでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
581	要求水準書(案)	26	2	(2)	セ		場外施設の増減に対応するソフトの改良を行うこと	「場外施設の増減」とは、いつの時点からいつの時点への増減でしょうか？ また、ソフトは新設と考えますが、「改良」の意味をご教示願います。	前段については入札公告時から事業期間終了までの期間とします。後段についてはNo.573をご参照ください。
582	要求水準書(案)	26	2	(2)-2	セ		監視制御設備	監視制御システムの画面構成は、事業者提案により作成しますが、既設監視画面とは異なるものであっても、許容されますか？	ご理解のとおりです。
583	要求水準書(案)	26	2	(2)-2	セ		切替手順	「既設監視対象の切替は、データの保存を確実に」とありますが、既存設備で保存すると考えますがよろしいですか。また、既存設備及び保存方法の詳細は事業者側では不明なため、データの保存作業は貴市で実施頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	既存設備、新規設備ともに保存できるようにしてください。作業は全て事業者の実施するものです。
584	要求水準書(案)	26	2	(2)-2	セ		場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「場外施設、簡易水道施設の監視が男川浄水場で行えるようにすること」とありますが、これに伴う場外施設等における設備追加や設定変更業務等は本事業の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	現在の場外計装設備を利用し、監視できるシステムを提案してください。
585	要求水準書(案)	26	2	(2)-2	セ		場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「簡易水道施設の統合を考慮して」とありますが、統合の計画についてご教示願います。	No.575をご参照ください。
586	要求水準書(案)	26	2	(2)-2	セ		場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「簡易水道施設の統合を考慮して」とありますが、統合の計画についてご教示願います。	No.575をご参照ください。
587	要求水準書(案)	26	2	(2)-2	セ		場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「水道局本庁でも場外施設、簡易水道施設の監視状況がわかる設備を設けること」とありますが、本設備の内容は事業者の提案によるものと考えますが、よろしいですか。貴市が必要と考えている機能があれば明示下さい。	No.572をご参照ください。
588	要求水準書(案)	26	2	(2)-2	セ		場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	場外施設、簡易水道施設の監視が男川浄水場で行えるようにすることとありますが、監視対象の設備、範囲、内容等を提示いただけるでしょうか。	No.579をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
589	要求水準書(案)	26	2	(2)-2	セ		ソフトの改良	「場外施設の増減に対応するソフトの改良」とは、事業期間中に市が場外施設を増減した場合に、ソフトウェアを事業者の負担で改良するという理解でよろしいでしょうか。その場合は、費用算出のための条件を明示下さい。もし条件が明示いただけない場合は、事業者で費用を算出することはできないため、事業範囲外として下さい。	前段についてはご理解のとおりです。後段については入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
590	要求水準書(案)	26	2	(2)-2	セ		計装設備設計	現在の場外施設の監視制御状況を教えてください。今回設計では、場外施設の監視制御方針は確定しているのでしょうか。	No.579をご参照ください。
591	要求水準書(案)	26	2	(2)-3	セ		切替手順	「既設監視対象の切替は、データの保存を確実にを行い、常時監視が行える方法で」との記述がありますが、新施設内に設置する新監視装置に、現浄水場施設の運転監視機能を持たせることを意味しますか？	現浄水場施設に運転監視機能を持たせることも可能です。
592	要求水準書(案)	26	2	(2)-3	セ		切替手順	「データの保存を確実にい…」とありますが、切替中にデータを失わないようにすることとの解釈でよろしいでしょうか？	切替前のデータを確実に保存することであり、切替中のデータを保存するという意味ではありません。
593	要求水準書(案)	26	2	(2)-3	セ		場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「今後の簡易水道施設統合を考慮して、場外施設、簡易水道施設の監視が男川浄水場で行えるようにすること」とありますが、2頁の表1-3の事業範囲では場外施設、簡易水道施設は整備業務の対象となっておりません。実施設計業務のみで建設業務には含まれないという解釈でよろしいでしょうか？	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。します。
594	要求水準書(案)	26	2	(2)-3	セ		場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「水道局本庁でも場外施設、簡易水道施設の監視状況がわかる設備を有する設備を設けること」とありますが、2頁の表1-3の事業範囲では場外施設、簡易水道施設は整備業務の対象となっておりません。実施設計業務のみで建設業務には含まれないという解釈でよろしいでしょうか？	No.593をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
595	要求水準書(案)	26	2	(2)-4	セ		切替手順	「既設監視対象の切替は、データの保存を確実にし、常時監視が行える方法で」との記述がありますが、新施設内に設置する新監視装置内にデータ保存のために移植するデータの内容・期間はどの程度となりますか？	事業者が提案してください。
596	要求水準書(案)	26	2	(2)-4	セ		場外施設、簡水水道施設の監視の計装設備	「今後の簡易水道施設の統合を考慮して……」との記述がありますが、現在の監視状況はどのような状態になっているのでしょうか。現男川浄水場に監視装置が存在するのか、しないのか、存在するのであれば、その機能の内容を、入札参加表明期限までに開示いただけるのでしょうか？	No.579をご参照ください。
597	要求水準書(案)	26	2	(2)-5	セ		場外施設、簡水水道施設の監視の計装設備	「今後の簡易水道施設の統合を考慮して……」との記述がありますが、現在の監視施設の状況 男川浄水場稼働開始時点(平成29年)に要求される監視施設の内容 簡水統合が終了した時点で要求される監視施設の内容を、入札参加表明期限までに開示いただけるのでしょうか？	No.579をご参照ください。
598	要求水準書(案)	26	2	(2)-6	セ		場外施設、簡水水道施設の監視の計装設備	「今後の簡易水道施設の統合を考慮して……」との記述と「水道局本庁でも……」という記述がありますが、水道局本庁に設置しなければならない装置の機能は、男川浄水場における監視装置の機能と同様と考えてよろしいか？	No.572をご参照ください。
599	要求水準書(案)	26					監視制御設備	監視対象となる場外施設の詳細設備情報(システム構成図・入出力項目等)の閲覧は可能でしょうか。	No.579をご参照ください。
600	要求水準書(案)	26					場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	水道局本庁の監視設備設置スペースはどの程度でしょうか。	No.572をご参照ください。
601	要求水準書(案)	26					場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	水道局本庁に設置する監視設備で、将来、今回対象外の浄水場等の施設も監視する思想でしょうか。	No.572をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
602	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	外周道路整備工事は基本設計に含まれていますでしょうか。もし基本設計がありましたら、その敷設位置、総延長を基に提案すればよろしいでしょうか。	No.572をご参照ください。
603	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	路面排水構造物とは、道路側溝の排水路と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
604	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	路面排水の行先を御教示ください。	既設男川浄水場の北側の排水路です。
605	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	農業用水・排水施設とは具体的にどのようなものか御教示ください。	男川浄水場周囲の水田用の用水路と排水路です。側溝で対応可能と考えています。
606	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	農業用水・排水施設の行先について御教示ください。	No604をご参照ください。
607	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	外周道路整備工事は基本設計に含まれていますでしょうか。基本設計がありましたら、ご指示願います。またその敷設位置、総延長に従ってに提案すれば宜しいでしょうか。	No602をご参照ください。
608	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	路面排水構造物とは、道路側溝の排水路で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
609	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	路面排水構造物は基本設計に含まれていますでしょうか。基本設計がありましたら、ご指示願います。またその敷設位置、総延長に従ってに提案すれば宜しいでしょうか。	No602をご参照ください。
610	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	路面排水の排水先をご指示願います。	No604をご参照ください。
611	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	農業用水・排水施設とは具体的にどのようなものでしょうかご指示願います。	No605をご参照ください。
612	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	農業用水、排水施設は基本設計に含まれていますでしょうか。基本設計がありましたら、ご指示願います。またその敷設位置、総延長に従ってに提案すれば宜しいでしょうか。	No602をご参照ください。
613	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	農業用水・排水施設の行先についてご指示願います。	No604をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答	
		頁	項							
614	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	男川浄水場外周道路について、御市が作成した基本設計を参考にしてよろしいでしょうか。	No602をご参照ください。	
615	要求水準書(案)	27	2	(2)	2	チ	男川浄水場外周道路	管理用道路の道路舗装・路面排水溝・農業用水溝・排水施設に関して、具体的な要求事項をご提示ください。	舗装、路面排水溝は本市道路維持課の基準によるものです。農業用水溝、排水施設は本市農地整備課による基準です。	
616	要求水準書(案)	27	2	(2)	7	(ウ)	m	昇降式設備	エレベーターは1機設置と考えてよろしいですか。	提案によります。
617	要求水準書(案)	27	2	(2)	(2)-2	チ	男川浄水場外周道路	場外周道路は事業対象地域内に設けることでよろしいですか。また、用水及び排水の場外排水経路はどこになりますか。	前段についてはご理解のとおりです。後段についてはNo.604をご参照ください。	
618	要求水準書(案)	27	2	(2)	(2)-2	チ	男川浄水場外周道路	管理用道路や農業用水・排水施設の、幅員・延長・構造等を示した図面の提示をお願いします。	No.615をご参照ください。	
619	要求水準書(案)	27	2	(2)	(2)-2	ツ	沈下対策	圧密沈下対策を十分考慮する必要があるため、地質の室内試験結果があればご教授願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。	
620	要求水準書(案)	27	2	(2)	(2)-2	ツ	建設用地内の緑地は本条例に基づいて適切に配置すること	「市内の公共工事で発生する良質な残土の受け入れ・・・」とありますが、公共工事予定があればご提示ください。残土計画に盛り込みます。	現時点ではありません。	
621	要求水準書(案)	27	2	(2)	(2)-2	ツ	その他の留意事項	「市内の公共工事で発生する良質な残土の受入れについて前向きに検討すること。」とありますので、盛土工事の進捗に支障がないように、貴市が責任を持って、残土の受入の手配をしていただくと考えてよろしいですか。	残土受入れの手配は、民間事業者が責任を持って行ってください。	
622	要求水準書(案)	27	2	(2)	(2)-2	ツ	d	設計に伴う各種確認・調査事項	「d河川法等(・・・、工事前仮設道路等)」と設計に伴う各種確認・調査事項となっています。工事前仮設道路が明記されていますが、工事前仮設道路は対象施設に入るのでしょうか。	工事前仮設道路は案であり、提案があれば対象施設になります。
623	要求水準書(案)	27	2	(2)	(2)-2	ト	完成検査	「本市の指示」とは、入札説明書公表時に指示内容一覧が公表して頂けると理解して宜しいでしょうか。	本市が行う実施設計業務の完了検査と同等とします。	

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
624	要求水準書(案)	27	2	(2)	(2)-2	ト	実施設計業務の完成検査	詳細設計図書完了時に御市の検査を受けることとなっておりますが、図書提出から承認が得られるまでの検査期間はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。	1箇月程度予定しています。
625	要求水準書	27	2	(2)	チ		男川浄水場外周道路	「男川浄水場外の管理用道路の道路舗装、路面排水構造物及び農業用水・排水施設を行うこと。」と記載されていますが、管理用道路の位置・範囲及び既設図面を提示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
626	要求水準書	27	2	(2)	ツ		設計に伴う各種確認・調査事項	乙川に隣接した用地であることから、河川法の規定に準じた対応が必要と考えます。河川区域・河川保全区域の位置がわかりましたら御教授願います。また、今回用地を盛土(擁壁)する計画となっておりますが、この行為に対しては事前協議が済みであり、了解済みと考えてよろしいでしょうか。	前段について、設計時には愛知県河川課にご確認ください。後段について提案による設計であるため、計画時に協議を行ってください。
627	要求水準書(案)	27	2	(2)	ツ		その他の留意事項	河川管理者への事前協議は実施されているでしょうか。	提案による設計であるため、計画時に協議を行ってください。
628	要求水準書(案)	27	2	(2)	ナ		詳細設計図書の提出	この時点で提出する工事費内訳書は、詳細設計を経てからのものであるため、応札額とは異なると考えられます。工事費内訳書にて応札額からの増減の調整が可能とすることよろしいでしょうか？	実施方針P.18リスクと責任分担表によります。
629	要求水準書(案)	27	2	(2)-2	チ		男川浄水場外道路	男川浄水場外の管理用道路とは、どこを示していますかご指示願います。	No.625をご参照ください。
630	要求水準書(案)	27	2	(2)-2	ツ		その他留意事項	市内公共工事で発生する残土受け入れを検討する。とありますが、その情報は、提示していただけるのでしょうか。	現時点ではありませんが、情報があれば提示します。
631	要求水準書(案)	27	2	(2)-2	テ		周辺の生活環境	工事中用搬入道路は、既設浄水場の北側道路としてもよろしいでしょうか。	事業者が、周辺環境への影響及び地域住民との協議による理解を前提とします。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
632	要求水準書(案)	27	2	(2)-2	テ		環境対策	「周辺の景観に配慮すること。」とありますが、基本設計時に周辺住民から具体的要望事項が出ているのでしょうか。	ありません。
633	要求水準書(案)	28	2	(2)	4	ア	既設運用管との接続点	既設運用管との接続点の指定はありますか。また、埋設深さ等が判別できる場内配管図を公表いただけますか。	No.289をご参照ください。
634	要求水準書(案)	28	2	(2)	4	ア	既設管連絡条件	既設管の口径及び連絡方法(不断水or断水施工)をご教示下さい。	No.289をご参照ください。連絡方法は不断水施工としてください。
635	要求水準書(案)	28	2	(2)	4	ア	工事竣工から運用開始までの期間における切替工事	各種試運転に必要な電気、水、薬品については、貴市殿と事業者のどちらが負担するのでしょうか。	施設の引き渡し前までは事業者負担となります。
636	要求水準書(案)	28	2	(2)	4	ア	工事竣工から運用開始までの期間における切替工事	各種試運転発生する排水、汚泥処分費については、貴市と事業者のどちらが負担するのでしょうか。	No.635をご参照ください。
637	要求水準書(案)	28	2	(2)	4	ア	工事竣工から運用開始までの期間における切替工事	試運転時に供給いただける試運転用水の最大量を御教示ください。	3水源からの最大取水量分は可能ですが、全量を既設男川浄水場へ返送してください。
638	要求水準書(案)	28	2	(2)	4	ア	工事竣工から運用開始までの期間における切替工事	試運転時に発生する排水は、放流することは可能でしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
639	要求水準書(案)	28	2	(2)	4	ア	既設浄水場の処置	配線、配管の処理は埋め殺しによる処置として宜しいでしょうか。	管理棟、警備ITVカメラは切替後も使用するため、使用可能な状態としてください。その他はご理解のとおりです。
640	要求水準書(案)	28	2	(2)	(2)-3	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	説明会への出席とありますが、住民説明会のことと理解します。説明会の実施時期についてご教示願います。また、「矢作川沿岸水質保全対策協議会」への説明も含まれますか。	前段について、時期は未定ですが協議によって順次決めていきます。後段について、漁協関係も含まれます。
641	要求水準書(案)	28	2	(2)	(2)-4	ア	既設運用管との関連	本業務の計画にあたり、既設取水口と既設管の図面等資料をご提示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
642	要求水準書(案)	28	2	(2)	(2)-4	ア	b	既設運用管との関連	「・供用開始後の大平取水場の撤去工事及び導水管の撤去工事」とありますが、既設浄水場からの切り替え計画を行うため既設管の図面と撤去する大平取水場の図面をご提示願います。	No.641をご参照ください。
643	要求水準書(案)	28	2	(2)	(2)-4	イ		本業務に当たっての留意事項	監理技術者等に求められる資格基準(実績等)について明記されていませんが、現時点でのどのようにお考えですか？	実施方針P21をご参照ください。
644	要求水準書(案)	28	2	(2)-3		ア		本業務の内容	「周辺影響調査」と記載がありますが、周辺とは、何処までの範囲を想定されているのでしょうか、ご教示願います。	影響範囲は全てとなりますが、車両交通であれば幹線から、また本市の水と緑・歴史と文化のまちづくり条例では、周辺50m以内の住民への説明が必要となることから、この範囲の調査は必須と考えます。
645	要求水準書(案)	28	2	(2)-3		ア		本業務の内容	「周辺環境調査を行う」となります。具体的調査内容は決まっているのでしょうか。	同項イに記載のとおりです。
646	要求水準書(案)	28	2	(2)-4		ア		既設運用管との連絡	既設運用管が腐食など老朽化が著しく、連絡工事が不可能であるような状況の場合、ご協議に応じていただけますか？	協議します。
647	要求水準書(案)	28	2	(2)-4		ア		工事竣工から運用開始までの期間における切替工事	「切替工事の準備業務から切替工事・・・全ての業務を含むこととする。」とありますが、既設施設の運転管理及び維持管理業務は含まない、場外施設、簡易水道施設の維持管理業務も含まないとの理解でよろしいですか？ また、場外施設等で新たに設置する設備については、維持管理期間開始となる平成29年10月(P.4 キ 事業スケジュール)から、民間事業者が引き継ぐものと理解しますがよろしいですか。	前段の、についてはご理解のとおりです。 後段については、新たに設置した設備は工事竣工から運用開始までは事業者の建設業務期間なので事業者の責任範囲とします。
648	要求水準書(案)	28	2	(2)-4		ア		各施設の水抜、配線、配管工事	パテ詰で考えていますが、特別な処理方法をお考えであれば御教示下さい。	本市が特に指定する方法はございません。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答	
		頁	項							
649	要求水準書(案)	28	2	(2)-4	ア			「場外施設等の増減に対応するソフトを改良すること」とありますが、実施設計業務の内容でしょうか？建設業務完了後（供用開始後）のように受け取れますが、維持管理業務に含まれる内容でしょうか？	No.589をご参照ください。	
650	要求水準書(案)	28	2	(2)-4	ア		本業務の内容	将来使用しない既存施設の撤去は業務範囲外と解釈してよろしいですか。	事業対象地域内の撤去は本事業に含まれます。	
651	要求水準書(案)	29	2	-(2)	4	イ	e	使用機材について	「使用機材については新品に限る」と記載がありますが、以下前提を満たせば既設設備（装置）を流用することでも問題ないでしょうか。民間事業者の責任において規定されている使用期間（16年、20年）を保全する。	ご理解のとおりですが、あくまで本市既設設備品の流用であって他の設備品の流用は認めません。
652	要求水準書(案)	29	2	(2)	(2)-4	ア		新設浄水場供用開始後の各種業務	「切替後の既設浄水場は、・・・下記の安全対策を施しておくこと」とありますが、安全対策を計画するため男川浄水場の既設図面を貸与願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。
653	要求水準書(案)	29	2	(2)	(2)-4	ア		新設浄水場供用開始後の各種業務	本業務は新浄水場供用開始時に安全対策設備を施す事みの業務であると解釈しました。それでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
654	要求水準書(案)	29	2	(2)	(2)-4	ア		新設浄水場供用開始後の各種業務	aに「各施設の排水処理」とありますが、既設施設の排水処理で処理すると考えてよいですか。	既設の設備は全て休止となりますので、他の方法で対応してください。
655	要求水準書(案)	29	2	(2)	(2)-4	イ	e	本業務の実施に当たっての留意事項	「使用機材については新品に限る」とありますが、既設男川浄水場の機材で使える物があっても、転用は不可ということでしょうか。	No.651をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
656	要求水準書(案)	29	2	(2)	(2)-4	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	設備台帳システムを構築することとありますが、機器仕様、故障履歴、在庫管理等の一元管理ができるシステムを想定されていますか。また、そうでない場合は要求するシステムの具体的な内容をご教示下さい。	ご理解のとおりですが、詳細は協議により決定します。
657	要求水準書(案)	29	2	(2)	(2)-4	イ	出来高検査及び完成検査	「出来高」とは、各施設における完工毎の出来高として理解して宜しいでしょうか。	年度ごとの出来高となります。
658	要求水準書(案)	29	2	(2)-4	ア	a	新設浄水場供用開始後の各種業務	各施設の水抜きで、抜いた水(排水)の処置、行き先は、どのように考えられているのでしょうか。	No.654をご参照ください。
659	要求水準書(案)	29	2	(2)-4	ア	c	新設浄水場供用開始後の各種業務	池状構造物への落下防止対策は、蓋等をするのではなく、池周囲への侵入禁止措置(バリケードの設置等)を行うと理解して宜しいでしょうか。	ご提案ください。ただし容易に乗越えることが可能な策は落下防止対策とはなりません。
660	要求水準書(案)	29	2	(2)-4	ア		新設浄水場供用開始後の各種業務	「建設業務」において記載されている「d その他必要と思われる安全対策」は、既設を含めて設計業務段階において配慮する必要がありますか。	設計段階に限らず適宜対応してください。
661	要求水準書(案)	29	2	(2)-4	イ		設備台帳システムの構築	男川浄水場設備を対象とする設備台帳システムを構築することと記載されていますが、場外施設等(場外施設、簡易水道施設)も台帳システムの利用を含みますでしょうか。	ご理解のとおりです。
662	要求水準書(案)	29	2	(2)-4	イ		男川浄水場設備台帳システムの構築	設備台帳システムの仕様について、具体的に要求水準が示されるのでしょうか？	No.656をご参照ください。
663	要求水準書(案)	29	2	(2)-4	イ	b	工事期間中の対応	試運転における電気、薬品、燃料等については、貴市の負担でしょうか、あるいは、事業者側の負担でしょうか。	事業者の負担となります。
664	要求水準書(案)	29	2	(2)-4	イ	b	工事期間中の対応	建設工事に必要な水道について、設備、引込工事及び水道使用料金を事業者が負担するものとして、既設浄水場内から供給していただくことは可能でしょうか。	可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
665	要求水準書(案)	29	2	(2)-4	イ		工事期間中の対応	「試運転期間中における排水計画は、本市と協議の上、決定する」とありますが、大量の排水処分費を事業者が見込む必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.638をご参照ください。
666	要求水準書(案)	29	2	(2)-4	イ		工事期間中の対応	試運転時に発生する脱水ケーキの処分は、事業者にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
667	要求水準書(案)	29					新設浄水場供用開始後の各種業務	切替後に無人となる既設浄水場の安全対策検討のため、既設構造物の資料の閲覧は可能でしょうか。(地上・地下構造物、管廊等)	平成24年1月中旬予定の現地見学会にて確認してください。
668	要求水準書(案)	30	2	(2)	(2)-5	イ	a 各工事	「土木」「水道施設」の工事区分についてご教授願います。	事業者の判断とします。
669	要求水準書(案)	30	2	(2)	(2)-5	イ	a 各工事	「土木」「水道施設」の工事区分について御教示ください。	No.668をご参照ください。
670	要求水準書(案)	30	2	(2)	(2)-5	イ	a 各工事	「土木」「水道施設」の工事区分についてご指示願います。	No.668をご参照ください。
671	要求水準書(案)	30	2	(2)	(2)-5	イ	a 各工事	各工事のうち、「土木工事」及び「水道施設工事」の工事区分についてご教示願います。	No.668をご参照ください。
672	要求水準書(案)	30	2	(2)	(2)-5	イ	a 各工事	「各工事(土木・建築・電気・機械・水道施設)を監理する工事監理者を配置し」と記載があります。それぞれの工事について工事監理者は特定の者を配置する必要があるのでしょうか。また、土木・水道施設の区分についてご教示願います。	前段について各工事毎に配置する必要があります。資格があれば兼務可能です。後段についてNo.668をご参照ください。
673	要求水準書(案)	30	2	(2)-5	イ	a	工事監理業務	「各工事(土木・建築・電気・機械・水道施設)・・・」とありますが、ここでいう「水道施設」の工事区分について、「土木」「機械」等との違いをご教示願います。	事業者の判断とします。
674	要求水準書(案)	30	2	(2)-5	イ		工事監理総括者	工事監理総括者は現場に常駐する必要がありますでしょうか?	常駐です。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
675	要求水準書(案)	30	2	(2)-5	イ	a	工事監理者	工事監理者は、工種(土木、建築、機械、電気、水道施設)毎に配置する必要があるということでしょうか。	No.672をご参照ください。
676	要求水準書(案)	31	2	(3)	1	ア	場外施設等	場外施設等の項目に記載されている計装機器(男川浄水場内)とは、具体的にどのようなものをお考えでしょうか。	テレメータ等の機器です。
677	要求水準書(案)	31	2	(3)	1	ア	導送配給水管について	導水・送水・配水・給水管路等の管理は外部施設も含め業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
678	要求水準書(案)	31	2	(3)	(3)-1	ア	保守点検業務に関する役割分担表(表3-2)	現場管理業務とは、報告書の作成等という解釈でよろしいでしょうか。	報告書の作成や点検計画等の業務管理するものです。
679	要求水準書(案)	31	2	(3)	(3)-1	ア	保守点検業務に関する役割分担表(表3-2)	各点検内容に点検頻度が記載されていますが、要求水準の回数を満たしている場合、詳細な頻度については応募者の計画に基づいた内容でよろしいでしょうか。	ご提案内容により判断します。
680	要求水準書(案)	31	2	(3)	(3)-1	ア	保守点検業務に関する役割分担表(表3-2)	水槽内状況確認とありますが、水抜き後の内部点検ではなく、躯体等の目視点検程度の内容でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
681	要求水準書(案)	31	2	(3)	(3)-1	ア	本業務の内容	表3-2により、浄水場の「日常点検」に、毎日点検(1回/日以上)はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
682	要求水準書(案)	31	2	(3)	(3)-1	ア	保守点検業務	空調等の建築付帯設備は含まないと考えてよいですか。	含みます。
683	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	引渡し後のユーティリティ費用(電気代、薬品費、水道・下水道、ガス、発電機燃料等)の負担は貴市と考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
684	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	通常時の水運用計画の策定は貴市にて実施されるものと理解して宜しいでしょうか。また、使用する水源の優先順位はございますか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については優先順位はありません。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
685	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	薬品の受入れ作業は貴市にて実施されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
686	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	取水や沈砂池設備において発生する砂や汚泥の処分は、貴市にて実施されると理解して宜しいでしょうか。	事業者の範囲内です。
687	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	施設に対する運転等は、事業者側が行う説明に対し貴市が受講していただくと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
688	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	水運用に係る計画策定は、貴市にて実施されると理解してよろしいでしょうか。	No.684をご参照ください。
689	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	薬品の受入れ作業は、貴市にて実施されると理解してよろしいでしょうか。	No.685をご参照ください。
690	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	取水や沈砂池設備において発生する土砂や汚泥の処分は、貴市にて実施されると理解してよろしいでしょうか。	No.686をご参照ください。
691	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	維持管理期間中の電気代、薬品費、水道・下水道、ガス等のユーティリティーの負担は貴市という理解でよろしいでしょうか。	No.683をご参照ください。
692	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	水運用計画の策定は事業範囲外という理解して宜しいでしょうか。	No.684をご参照ください。
693	要求水準書(案)	31	2	(2)-6	ア		備品の設置	「関連業務」とありますが、当該業務は実施方針12頁記載の「建設業務」に含まれると理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
694	要求水準書(案)	31	2	(3)-1			保守点検業務	電気事業法に基づく保安点検業務及び経済産業省への電気主任技術者の選任、届出は貴市にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。尚、そうでない場合、設置者及びみなし設置者の位置付けについてご教示ください。また、保安点検業務及び電気主任技術者を保安協会等に外部委託することは可能でしょうか。	入札公告時の入札説明書等をご参照下さい。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
695	要求水準書(案)	31	2	(3)-1 (3)-2			保守点検業務 修繕業務	(3)-1、(3)-2の記載を読むと、取水・導水施設から場外施設等の5施設の保守点検と修繕は、1社が包括的に行うこと(SPCの直轄か、SPCから1社に包括委託するかは民間の提案事項ですが...)を前提にしている、との理解でよろしいですか？	複数社でも問題ありません。
696	要求水準書(案)	31	3	(3)-1	ア		本業務の内容	保守点検業務に受変電設備、発電設備、監視設備の電気点検も含まれるっていると解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
697	要求水準書(案)	31	3	(3)-1	ア		本業務の内容	修繕業務に受変電設備、発電設備、監視設備の電気点検も含まれるっていると解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
698	要求水準書(案)	32	2	(3)	1	ア	表3-2 保守点検業務に関する役割分担表	日常点検において、点検頻度が「1回/週以上」の項目として -1~2に記載のものが挙げられておりますが、毎日必要な点検項目として具体的にどのようなものがありますか。また、その頻度等の現状をご教授ください。	前段については浄水場の毎日点検はありません。後段については水道局工務課にて閲覧可能です。
699	要求水準書(案)	32	2	(3)	1	ア	表3-2 保守点検業務に関する役割分担表	日常点検には、外部施設も含め夜間や休日(土・日・祝)の点検・監視は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	場内の点検は週1回以上とし、外部施設の点検はP38(4)に記載のとおりです。
700	要求水準書(案)	32	2	(3)	1	ア	表3-2 保守点検業務に関する役割分担表	運転操作は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
701	要求水準書(案)	32	2	(3)	1	イ	電気主任技術者	「受変電電気主任技術者は事業者側で定めること」とは事業者側で定めると理解して宜しいでしょうか。	No.694をご参照ください。
702	要求水準書(案)	32	2	(3)	2	ア	修繕の判断	修繕業務に関する役割分担がありますが、ある不具合に対して緊急的な修繕とするか予定される計画修繕で対応するかの判断は岡崎市様、民間事業者どちらがするのでしょうか	民間事業者の判断です。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
703	要求水準書(案)	32	2	(3)	(3)-1	イ	電気主任技術者	電気主任技術者を配置することになっていますが、保安協会等への外部委託は可能でしょうか。また、場外施設や簡易水道施設の電気主任者の配置は業務範囲外という解釈でよろしいでしょうか。	前段についてはNo.694をご参照ください。後段については事業者において場外施設、簡易水道施設の電気主任技術者の配置を行ってください。
704	要求水準書(案)	32	2	(3)	(3)-1	イ	駐車使用料	使用料金をご教示下さい。	本市職員と同額となりますが、まだ決まっています。
705	要求水準書(案)	32	2	(3)	(3)-1	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	に「現場業務責任者」の設置が求められていますが、これは浄水場の「保守点検業務」のみの責任者ですか。維持管理業務全体の責任者の設置は必要ないのでしょうか。	本事業全体と考えてください。
706	要求水準書(案)	32	2	(3)	(3)-2	ア	修繕業務	空調等の建築付帯設備は含まないと考えてよいですか。	含みます。
707	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	ア		保守点検業務に関する役割分担表	-2で処理状況の確認とありますが、民間事業者は保守点検の際に行い、通常時は運転管理側で行われるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
708	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「現場業務を総括する現場業務責任者」と記載されており、ここで示す『現場業務』とは、男川浄水場保守点検業務、排水処理施設運転管理業務及び、場外施設等維持管理業務を示すと理解してよろしいでしょうか。	No.705をご参照ください。
709	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「水道浄水施設管理技士2級以上の者を1名専任で配置」とありますが、当該人員は、現場に常駐する必要がありますでしょうか？	常駐です。
710	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「現場業務を総括する現場業務責任者」とありますが、当該責任者は、(4)の場外施設及び簡易水道施設の保守管理業務の業務責任者を兼務してもよろしいでしょうか？	兼務可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
711	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	水道浄水施設管理技士2級以上の者を1名専任で配置すること。また、水道浄水施設管理技士2級以上の者が現場業務責任者を兼務することは可能とします。と記されています。場外施設等の兼務も可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
712	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	保守点検マニュアルを作成しなければならない時期は、いつでしょうか	保守点検開始前です。
713	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ		電気主任技術者について	電気主任技術者は、「保安規定」を制定する義務があるものと理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
714	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ		自家用車等の駐車使用料	「市有財産の有効活用に関する基本方針」に基づくと、通勤のための私用車にかかる駐車使用料を規定していることより、巡回車両等、業務に使用する車両は適用外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
715	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	駐車場使用料の徴収対象となる車両は、通勤車両と考えてよろしいでしょうか。また、使用料について(月極料金等)ご教示下さい。	前段についてはNo.714をご参照ください。後段についてはNo.704をご参照ください。
716	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	本業務の作業を実施する者の駐車場について、市が使用料を徴収されますが、現施設の使用料をご教示いただけませんか?	No.704をご参照ください。
717	要求水準書	32	2	(3)-1	イ		留意事項(駐車場の管理)	作業に必要な駐車場の管理で使用料を徴収する事とは、具体的に事業者が作業員が使用した駐車場の使用料を市殿に納入するとの理解で宜しいでしょうか。駐車料金をお示しください。	No.715をご参照ください。
718	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「水道浄水施設管理技士2級以上の者を1名専任で配置すること」とありますが、専任とは本業務を実施するための事務所へ常駐するという意味でしょうか?	浄水場内で作業者と兼務は可能です。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
719	要求水準書(案)	32	2	(3)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	男川浄水場維持管理業務や場外施設等維持管理業務を実施する上で、民間事業者用の事務所として、管理棟内の一部を借用することは可能でしょうか？その場合は駐車場と同様に使用料を貴市に支払うことになるのでしょうか？	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
720	要求水準書(案)	32	2	(3)-2	ア			本業務の内容	修繕業務を実施する際の発注者はSPCであり、SPCから修繕業務を請け負う元請会社が建設業法上の許可を有している必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
721	要求水準書(案)	32	2	(3)-2	ア			本業務の内容	大規模修繕：市運転員の誤操作等により故障が発生した場合の修繕は、市の負担により実施することでよろしいか。	ご理解のとおりです。
722	要求水準書(案)	33	(3)	- (3)				災害及び事故対策業務	貴市の危機管理マニュアルの閲覧は可能でしょうか。	水道局工務課にて閲覧可能です。
723	要求水準書(案)	33	2	(3)	3	ア		災害及び事故対策業務	非常時の最小給水量を御教示ください	管理マニュアル作成時に協議します。
724	要求水準書(案)	33	2	(3)	3	ア		災害及び事故対策業務	災害対応時の水運用計画の策定は貴市にて実施されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
725	要求水準書(案)	33	2	(3)	3	ア		災害及び事故対策業務	災害協定の内容について御教示ください	事業者が行える範囲で提案してください。
726	要求水準書(案)	33	2	(3)	3	ア		災害及び事故対策業務	災害時に実施する対策業務は、男川浄水場内の復旧作業及び給水作業と理解して宜しいでしょうか。	災害時において本事業で行う業務関連及びその他事業者が行える範囲で提案してください。
727	要求水準書(案)	33	2	(3)	3	ア		災害及び事故対策業務の内容	危機管理マニュアルの作成対象は、対象とする施設に対するものですか？それとも岡崎市水道局様で活用する全体版をイメージされていますか？	今回の対象施設です。
728	要求水準書(案)	33	2	(3)	3	ア		災害及び事故対策業務の内容	非常時の給水を可能とする体制とは維持管理対象の施設に限定したものですか？それとも給水車配備や緊急配管修理などもイメージされていますか？	維持管理対象施設です。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答	
		頁	項							
729	要求水準書(案)	33	2	(3)	(3)-2	ア	本業務の内容	表3-4修繕業務に関する役割分担表で「不可抗力に起因する故障に対する修繕業務 3-3」で「3-3の想定外水質による機器類の故障」は民間事業者が従たる負担者になっていますが、実施方針の「リスクと責任分担表」では「原水の水量・水質変動」は市のみの負担になっています。市のみの負担と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。	
730	要求水準書(案)	33	2	(3)	(3)-2	ア	事業引渡し前の修繕業務(表3-4)	要求水準書(案)p.6の設備の使用可能期間に記載されている通り、保証期間1年以上を担保できる場合は、修繕を実施する必要はないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
731	要求水準書(案)	33	2	(3)	(3)-3	3	ア	災害および事故対策業務の内容	危機管理マニュアルについては、例えばBCPの概念を盛り込む形となれば、民間事業者だけの作成は困難と考えます。そのため、市と民間事業者が協力して、全体的な「危機管理マニュアル」を作成する考えはあるでしょうか。	ご提案ください。
732	要求水準書(案)	33	2	(3)	(3)-3	ア	本業務の内容	「災害および事故は突発的に発生するものであり、この対応に係る費用について民間事業者は、市と協議により別途定めるものとする」とありますが、実施方針の「リスクと責任分担表」に則って行いますが、費用の上限値等についてお考えがあればご教授願います。	特にありません。	
733	要求水準書(案)	33	2	(3)	(3)-3	ア	本業務の内容	市と災害協定を結ぶこととありますが、災害協定の詳細な内容(対応内容・金額面等)についてご教示願います。	事業者の提案事項とします。	
734	要求水準書(案)	33	2	(3)	(3)-3	ア	本業務の内容	災害及び事故は～この対応に掛る費用について民間事業者は市と協議により別途定める。と記載されていますが、どの段階で別途協議を行うのかご教示願います。	災害及び事故対応が完了した段階です。	

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
735	要求水準書(案)	33	2	(3)-3	ア		本業務の内容	「非常時においても給水を可能とするための体制を構築する。」とありますが、例えば給水車の配備等も考慮しなければならないでしょうか。	No.726をご参照ください。
736	要求水準書(案)	33	2	(3)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「本業務の作業を実施する者の駐車場については、自家用車等を男川浄水場内に駐車する場合において、『私有財産の有効活用に関する基本方針』に基づき、使用量を徴収するものとする。」とありますが、駐車料金をご教示願います。	No.704をご参照ください。
737	要求水準書(案)	33	2	(3)-2	ア	表3-4	修繕業務	水槽内清掃について、既設の男川浄水場の各池(沈砂池、着水井、生物処理設備、粉末活性炭接触池、混和池、フロック形成池、沈殿地、塩素混和地、急速ろ過池、浄水池)の現状の清掃頻度をご教示頂けないでしょうか？	沈砂池は年1回、フロック形成地・沈殿池は年2回、取水口はその他に関しては不定期です。
738	要求水準書(案)	33	2	(3)-2	ア	表3-4	修繕業務	既設の男川浄水場における、薬品注入設備と水質計器類のメーカー点検(オーバーホール、校正等を含む)の頻度をご教示頂けないでしょうか？	3~5年に1回です。
739	要求水準書(案)	33	2	(3)-2	イ		定期修繕計画	定期修繕計画は、当該機器等の状態を民間事業者により判断し、適宜見直しできるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
740	要求水準書(案)	33	2	(3)-2	イ		定期修繕計画	予防保全を実施することにより、定期修繕計画の見直しを行った際は、事業者のリスクまたはインセンティブとするものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
741	要求水準書(案)	33	2	(3)-2	イ		定期修繕計画	「定期修繕計画を策定し、本市に報告すること」とありますが、提案時に事業期間にわたる定期修繕計画を策定して、費用を算出して応札するものとの理解でよろしいでしょうか？その場合、費用は物価変動部分を除き、事業終了まで固定されるものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
742	要求水準書(案)	33	2	(3)-2	イ		状況確認及び応急措置	夜間等、民間事業者が不在時に警報装置が作動した際の連絡方法についてどの様にお考えか、具体的にお示しいただけないでしょうか。 また、貴市と共に応急措置等の対応を行う時の指揮命令系統及びそのリスク所掌についても同様に、具体的にお示しいただけないでしょうか。	前段については本市から民間事業者に対し電話連絡を主として考えています。 後段については故障状況により異なります。
743	要求水準書(案)	33	2	(3)-3	ア		災害及び事故対策業務	非常時の給水とは、どの程度を想定されていますか。	No.723をご参照ください。
744	要求水準書(案)	33	2	(3)-3	ア		本事業の内容	費用は協議により別途定めるとなっておりますが、入札金額には含まないのでしょうか?その場合、契約変更等となるのでしょうか?	費用についてはリスク分担により費用が発生します。本市が負担する場合は契約は変更契約ではなく災害協定に基づいて別契約となります。災害協定の内容については提案して頂くこととなります。
745	要求水準書(案)	33	2	(3)-3	イ		緊急時に留意した運転方法	「緊急時に留意した運転方法を立案し、実施すること」とありますが、浄水施設の運転管理業務は貴市の業務範囲のため、本留意事項の対応方法を具体的にお示しいただけないでしょうか。	事業者が考える運転方式に基づきマニュアルを作成してください。
746	要求水準書(案)	34	2	(3)	5	イ	清掃業務留意事項	清掃対象の沈殿池等とは、すべての水槽構造物をイメージされていますか?また清掃頻度などの制約条件はございますか?	No.737をご参照ください。
747	要求水準書(案)	34	2	(3)	(3)-4	ア	植栽管理業務	男川浄水場(既設)の植栽管理業務は含まれないという解釈でよろしいでしょうか。	含みます。
748	要求水準書(案)	34	2	(3)	(3)-4	ア	本業務の内容	一部業務を再委託することは可能でしょうか。	可能です。
749	要求水準書(案)	34	2	(3)	(3)-4	ア	本業務の内容	民間事業者の責任において～と記載があるが、当業務の年間当たりの回数について、どのように想定しているかご教示願います。	提案内容により協議します。
750	要求水準書(案)	34	2	(3)	(3)-5	ア	本業務の内容	一部業務を再委託することは可能でしょうか。	No.748をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
751	要求水準書(案)	34	2	(3)	(3)-5	ア		本業務の内容	施設の清掃を定期的に行う。と記載がありますが、定期的とはどの程度の期間を想定しているかご教示願います。	No.749をご参照ください。
752	要求水準書(案)	34	2	(3)	(3)-6	ア		本業務の内容	放射性物質検出に関するリスク分担についてご教示願います。	実施方針P20リスクと責任分担表の維持管理段階、脱水ケーキの有効利用の不可抗力等のとおりです。
753	要求水準書(案)	34	2	(3)-4	イ			男川浄水場の緑化保持	適切な方法をとっているにも係らず、何らかの原因で樹木が立ち枯れてしまった場合、復元方法に関しては貴市と協議させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
754	要求水準書(案)	34	2	(3)-5	ア			清掃業務	現在の管理棟で実施している清掃業務内容を明示下さい。また、今回の清掃については、現在の内容と同等の清掃内容でよろしいでしょうか。	直営で週3回行っていきます。清掃内容については提案内容により協議します。
755	要求水準書(案)	34	2	(3)-5	ア			清掃業務	貴市業務で発生するゴミの排出者は貴市であるため、貴市管理による要員室等は本業務の清掃範囲対象外であると理解してよろしいでしょうか。	管理棟内はすべて清掃範囲対象内です。
756	要求水準書(案)	34	2	(3)-5	ア			清掃業務	本業務には、配水池等の池内清掃は含まれてないという解釈でよろしいですか。	男川浄水場内すべては清掃範囲内とします。
757	要求水準書(案)	34	2	(3)-5	イ			沈殿池清掃	沈殿池は定期的に清掃とありますが、具体的な頻度を明記願います。	No.737をご参照ください。
758	要求水準書(案)	34	2	(3)-5	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	「男川浄水場の沈殿池等は定期的に清掃を行うこと。」とありますが、参考として現状の各設備の清掃頻度をご教示願います。	No.737をご参照ください。
759	要求水準書(案)	34	2	(3)-5	イ			除草	「施設的美観を維持するために適時作業を行うこと」とありますが、具体的にどの程度の除草が必要と考えればよろしいでしょうか。もしくは、現在どのくらいの頻度で除草を実施されているかご教示下さい。	委託により年3回行っていきます。また直営は年2回行っていきます。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
760	要求水準書(案)	34	2	(3)-5	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	「廃棄物の保管及び処分を行うこと」とありますが、廃棄物処理はSPC及び当該業務受託企業が行うのではなく、市が排出事業者として廃棄物処理業者に処理を委託されると理解してよろしいでしょうか?	入札公告時の入札説明書等をご参照下さい。
761	要求水準書(案)	34	2	(3)-5	イ			廃棄物の保管及び処分	廃棄物の処理費用は岡崎市負担と考えてよろしいでしょうか?	入札公告時の入札説明書等をご参照下さい。
762	要求水準書(案)	34	2	(3)-7	ア			本業務の内容	脱水ケーキ有効利用の「提案がない場合は、本市が有効利用を行う」とありますが、市が予定される有効利用の仕方について、具体的にご教示いただけませんか?	既設の男川浄水場で行っている有効利用を継続するものです。
763	要求水準書(案)	34	3	(3)-5	イ			清掃計画	「浄水施設等の清掃は民間事業者の各施設の清掃計画書を作成し、本市の承認を受けること」とありますが、提案時に事業期間にわたる清掃計画を策定して、費用を算出して応札するものとの理解でよろしいでしょうか?その場合、費用は物価変動部分を除き、事業終了まで固定されるとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
764	要求水準書(案)	35	2	(3)	(3)-6	イ		一般事項	処理水の返送について、浄水処理運転管理者の指示に従うとありますが、浄水処理運転管理者は市の担当者との認識でよろしいでしょうか。また、内容については、指示連絡の齟齬が生じないように文書でご指示頂けると解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
765	要求水準書(案)	35	2	(3)	(3)-6	イウ	,b ,a		に「浄水処理運転管理者」、,bに「浄水処理運転管理者」、,aに「浄水処理責任者」とありますが、同一と考えてよろしいでしょうか。	同一とご理解ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
766	要求水準書(案)	35	2	(3)	(3)-6	ウ	ユーティリティ	排水処理施設運転管理業務におけるユーティリティのうち、電気については支払いのみ(契約は除く)との認識でよろしいでしょうか。また、その他維持管理上必要なユーティリティ(浄水薬品、マンガン砂等)の調達は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	事務所のユーティリティは事業者が負担し、それ以外は本市が負担します。
767	要求水準書(案)	35	2	(3)	(3)-6	ウ	調整濃縮施設の運転管理	「沈澱池スラッジ」に関する「把握」や「設定」の記載がありますが、沈澱池スラッジの排出操作を排水処理施設側から行うということでしょうか。	沈澱池スラッジの排出操作は本市職員(浄水処理運転管理者)が行います。上水処理の運転に影響がでないよう排水処理の運転側にあわせてください。
768	要求水準書(案)	35	2	(3)	(3)-6	ウ	脱水ケーキ等の運転管理	「廃掃法等の関連法令に基づき、…。また、脱水処理施設等に脱水ケーキが滞ることがないように適正に管理すること。」とありますが、定量的な基準をご教示願います。	廃掃法等の関連法令上、問題が無いように管理してください。
769	要求水準書(案)	35	2	(3)	(3)-6	ウ	a 脱水ケーキ等の運転管理	「脱水処理施設等に脱水ケーキが滞ることがないように適正に管理すること」とありますので適正な管理をするためにも、簡易水道施設等の汚泥や仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れを事業計画に反映できるような配慮をお願いします。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。。
770	要求水準書(案)	35	2	(3)	(3)-6	ウ	排水処理業務責任者及び従事者の資格基準	「業務責任者」の記載がありますが、これは維持管理業務全体の責任者と兼務することができますか。また、従事者の資格基準として、「機械、電気等業務に必要な学科を…、またはこれと同等以上の能力を有するものと認められる者。」とありますが、同等以上の能力を有するものと認める基準は、何でしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、実績を基準と考えています。
771	要求水準書(案)	35	2	(3)-6	ウ		ユーティリティ	「運転管理業務中のユーティリティーは、民間事業者の費用負担で設置したメーター管理により有償とする」とありますが、ユーティリティ費用は事業者により提案可能で、対価としてサービス購入料に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ユーティリティ費用は運転管理業務中の実績値で請求します。対価としてサービス購入料で支払います。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
772	要求水準書(案)	35	2	(3)-6	ウ		本業務の実施に当たっての留意事項	下水使用量に係る水道メーターとは、トイレ、洗面台等で使用する衛生用水の水道メーターと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
773	要求水準書(案)	35	2	(3)-6	ウ		本業務の実施に当たっての留意事項	「機械用水として使用する水道については、メーター管理を行うが、無償とする。(中略)なお、下水使用量は、水道メーターで管理された使用量と同等し、費用を民間事業者が負担するものとする。」とありますが、水道のうち、機械用水は下水費用負担不要と判断し、衛生用水に設置した水道メーター分のみ下水費用負担との理解してよろしいですか？	ご理解のとおりです。
774	要求水準書(案)	35	2	(3)-6	ウ	a	調整濃縮施設の運転管理	「沈殿池のスラッジ掻き寄せ機の稼働状況及び排泥頻度など適切に設定」とありますが、浄水施設(凝集沈殿池)の運転管理は貴市の責任範囲ではないでしょうか。	No.767をご参照ください。
775	要求水準書	35	2	(3)-6	ウ		留意事項(ユーティリティ)	水道、電気、ガスの基本料金の取扱と料金についてお示しください	基本料金は徴収しません。
776	要求水準書(案)	36	2	(3)	7	7	有効利用	有効利用とは、脱水ケーキを売却する有価利用と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
777	要求水準書(案)	36	2	(3)	(3)-6	ウ	排水処理業務責任者及び従事者の資格基準	排水処理施設の運転管理等に関する実務経験とありますが、ここでの排水処理設備とは具体的にどんな設備でしょうか？	濃縮槽、脱水施設の運転です。
778	要求水準書(案)	36	2	(3)	(3)-7	ア	有価利用	仁木浄水場から搬出された脱水ケーキの有効利用を考慮するのは、将来更新した後ですか、あるいは現状の脱水ケーキの有効利用も考慮するということですか。	将来の更新後です。
779	要求水準書(案)	36	2	(3)	(3)-7	ア	本業務の内容	有価物の定義をご教示願います。(仮に運搬コスト等が販売価格を上回った場合でも有価物となるのか)	運搬コストも含めた販売価格としてください。
780	要求水準書(案)	36	2	(3)	(3)-7	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	放射性物質検出に関するリスク分担についてご教示願います。	No.752をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
781	要求水準書(案)	36	2	(3)	(3)-7	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	脱水ケーキの全量有価利用が出来なかった場合、ペナルティー条項はありますか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
782	要求水準書(案)	36	2	(3)-6		ウ	排水処理業務責任者及び従事者の資格基準	排水処理業務責任者は、現場業務責任者と兼務することは可能でしょうか。	可能です。
783	要求水準書(案)	36	2	(3)-7		ア	有価利用	仁木浄水場から受け入れる脱水ケーキを有効利用する際、その脱水ケーキも貴市より有償譲渡されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
784	要求水準書(案)	36	2	(3)-7		ア	有価利用	現状の男川浄水場及び仁木浄水場の脱水ケーキの成分分析(環境庁告示13号試験)結果について、開示していただけませんか。	現状の脱水ケーキの溶質試験結果は水道局工務課にて閲覧可能です。
785	要求水準書(案)	36	2	(3)-7		ア	本業務の内容	仁木浄水場の脱水ケーキの有効利用を提案する場合、仁木の脱水ケーキは男川浄水場へ一旦搬入しなければいけないのでしょうか。	搬入は本市が行います。
786	要求水準書(案)	36	2	(3)-7		ア	有価利用	「自らの責任と費用で販売すること」との記載がありますが、不可抗力事由や貴市の帰責事由により有効利用が困難になった場合は除外されるとの認識で宜しいでしょうか。	No.752をご参照ください。
787	要求水準書(案)	36	2	(3)-7		ア	脱水ケーキ有効利用業務	「脱水ケーキを販売」は事業として独立採算でなくてもよろしいでしょうか?	脱水ケーキの有効利用は全て事業者の責任としてください。
788	要求水準書(案)	36	2	(3)-7		ア	有価利用	「民間事業者は、有価利用料を提案すること」とありますが、民間事業者が貴市から脱水ケーキを購入する際の料金という意味でしょうか?	ご理解のとおりです。
789	要求水準書(案)	36	2	(3)-7		ア	本業務の内容	「民間事業者が全量を製品の原材料等の有用物として有効利用(有価利用)するもの」とありますが、有価利用は任意事項であり、一部が逆有償や無償物であっても全量を有効利用していればよいとの理解でよろしいでしょうか。	有効利用が任意ではなく提案そのものが任意なので全量有価による有効利用を行ってください。 なお有効利用の提案ができない場合、本市が有効利用を行います。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
790	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	ア		本業務の内容	「本業務は、脱水ケーキ処理及び有効利用(任意)を実施する」と記載されていますが、脱水ケーキ処理とは、非有効利用を示すと理解すればよろしいでしょうか。	No.789をご参照ください。
791	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	ア		本業務の内容	「有効利用(任意)を実施」と記載がありますが、次の文面では「全量を製品の原材料等の有用物として有効利用(有効利用)」と記載されています。有効利用は任意事項でもあり、事業者は有効利用可能量を提案するのみで、その有効利用可能量を超える分については貴市が排出事業者として係る費用を負担すると認識してよろしいでしょうか。	No.789をご参照ください。
792	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	ア		本業務の内容	「全量」とありますが、事業者が有効利用の提案をした場合は、「仁木浄水場からの搬出された脱水ケーキの有効利用」も含まれますか。	含みます。
793	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	ア		本業務の内容	現施設における「脱水ケーキ有効利用」の現況について、具体的にご教示いただけませんか?	園芸用の土として有効利用しています。
794	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	ア		脱水ケーキ有効利用業務	脱水ケーキの有効利用提案を民間事業者が行った場合、評価の対象となるのでしょうか?	評価します。
795	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	ア		脱水ケーキ有効利用業務	民間事業者が脱水ケーキの有効利用を提案した場合、有効利用料は民間事業者が自由に決定できると考えてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
796	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	ア		脱水ケーキ有効利用業務	男川浄水場及び仁木浄水場から搬出される脱水ケーキの量をご教示ください。	男川浄水場については要求水準書P23表2-14をご参照ください。仁木浄水場についてはNo.477をご参照ください。
797	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	ア		脱水ケーキ有効利用業務	任意の脱水ケーキの有効利用は男川浄水場及び仁木浄水場の2浄水場から排出される脱水ケーキのみが対象と考えてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
798	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	ア		脱水ケーキ有効利用業務	「なお、脱水ケーキの有効利用の提案がない場合は、本市が有効利用を行うものとする」とありますが、本来、市から民間事業者の有償で譲渡する(実施方針1(7)ウ(ウ)に記述)べきものの行為自体がなくなり、市が自ら有効利用を行うという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
799	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「民間事業者は汚泥の有効利用に努めること」と記載されてますが、事業者が提案した有効利用量の範囲内で有効利用を努めるものと理解してよろしいでしょうか。	全量を有価利用してください。
800	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	イ		有価利用量の確認	「民間事業者は脱水ケーキの売却相手方より「有価利用状況を証明するに足る書類(買取証明書)の発行を受けること」とありますが、脱水ケーキ有効利用の提案時には、売却予定相手方より「受入表明書」を入手して提案書に添付する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	「受入表明書」等を添付してください。
801	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	貴市がマニフェスト管理を行う際の排出量の管理について、どの様な管理方法を想定されておりますか。	本市が発行したマニフェストを回収する方法です。
802	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	イ		脱水ケーキの有効利用業務(留意事項)	非有価利用分については、貴市が排出事業者としてマニフェストを発行し、貴市が直接産業廃棄物処分業者と委託契約を交わし処分されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、費用の負担者は実施方針P20のリスクと責任分担表のとおりです。
803	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	ア本文2行目に「民間事業者が全量を・・・有用物として有効利用(有価利用)するものとし、・・・」とある一方で、イには「非有価利用分については、・・・」とあります。この点、確認ですが、脱水ケーキを有効利用する過程で、その一部が非有価利用されること(販売せずに廃棄物処理されること)も許容されているという理解でよろしいでしょうか。	No.799をご参照ください。なお、これは不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合を想定しています。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
804	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	の有効利用分とは、民間事業者からの有効利用の提案がない場合に貴市が行う有効利用のことを指すものでしょうか、あるいは有効利用されずに廃棄物として処理される脱水ケーキを指すものでしょうか。	No.799をご参照ください。 なお、これは不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合を想定しています。
805	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	に岡崎市が排出民間事業者としてマニフェストを発行する、とありますが、排出事業者の間違いではないでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
806	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「民間事業者は、濃縮槽の引き抜き汚泥流量と定期的に計測する引抜き汚泥濃度から・・・の合計値との整合性を確認すること。」とありますが、整合性がとれなかった場合のペナルティはありますか。	整合を取るよう計画して頂きたいということで、円滑な運転を実現するためでありペナルティはありません。
807	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	に「岡崎市が排出民間事業者としてマニフェストを発行」とありますが、SPC及び当該業務受託企業は、廃棄物処理の許可を有していなくても構わないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
808	要求水準書(案)	36	2	(3)-7	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	マニフェストが回収できたことを確認するモニタリングは、民間事業者の義務ということによろしいでしょうか。	本市と本市が発注した処理業者間で行います。
809	要求水準書(案)	37	(3)	- (8)			警備業務(場内)	侵入者対策として警備会社に委託することは可能でしょうか。	可能です。
810	要求水準書(案)	37	2	(3)	9	ア	見学対応業務	見学者対応業務の頻度を御教示ください。	No.358をご参照ください。
811	要求水準書(案)	37	2	(3)	9	ア	施設見学頻度	浄水場見学の主たる対象者は「小学生」と考えてよろしいでしょうか？ また、その頻度についてのお考えがあればご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、No.358をご参照ください。
812	要求水準書(案)	37	2	(3)	(3)-8	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	旧男川浄水場のITVカメラ、赤外線センサーは、現在活用されていますので、活用できるものはそのまま使用することが可能でしょうか。	可能ですが、維持管理期間中の修繕、更新は事業者の責任で行ってください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
813	要求水準書(案)	37	2	(3)	(3)-8	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	「24時間監視」とありますが、民間事業者は24時間常駐することが想定されないため、これは市の運転管理員が行うのでしょうか。それとも、両方で時間帯を分担するのでしょうか。 また、旧男川浄水場の監視業務は、平成44年9月まで継続するのでしょうか。	前段については24時間の監視体制を構築するということであり警備会社への委託も可能です。 後段についてはその予定です。
814	要求水準書(案)	37	2	(3)	(3)-8	イ	監視設備	ITVカメラを設置することになっていますが、中央本館のみから監視できるようにすればよろしいのでしょうか。	死角の無いようカメラを設置し、管理室のモニターで監視します。
815	要求水準書(案)	37	2	(3)	(3)-8	イ	本業務の実施にあたっての留意事項	旧男川浄水場内にITVカメラ、赤外線センサーなど～設置し、24時間監視を可能にする。とありますが、旧男川浄水場にある設備はそのまま使用できますか。	No.812をご参照ください。
816	要求水準書(案)	37	2	(3)	(3)-8		警備業務	「警備業務」とは、警備業法に係らない保安業務と理解して宜しいでしょうか。	要求水準で求めている警備業務は、警備業法の警備業務には該当しないと考えます。
817	要求水準書(案)	37	2	(3)	(3)-9	ア	本業務の内容	見学対応協力はどの程度の回数を想定すればよいかご教示願います。	No.358をご参照ください。
818	要求水準書(案)	37	2	(3)	-8	ア	本業務の内容	「警備に対する警備業務提供委託に関する指針について(通達)(警察庁丁生企発第408号 平成15年12月15日)」の中で、『2-(3) 警備業務の提供行為の委託を受ける者の認定の取得』において、警備業務の提供行為の委託を受ける者は、法第4条の認定を受けることが必要とされているが、本業務の資格要件としては、警備業の1号施設警備の認定を受ける必要があると理解してよろしいか?	要求水準で求めている警備業務は、警備業法の警備業務には該当しないと考えます。
819	要求水準書(案)	37	2	(3)	-10	ア	新設対象施設の引渡し	「事業終了後1年以内に...施設等を引渡すこと。」との記載がありますが、この場合、帰責事由が事業者にならない場合は除外されるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
820	要求水準書(案)	37	2	(3)-10	ア		新規対象施設の引渡し	「事業終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することのない状態」とありますが、薬品注入設備のオーバーホール等も必要のない状態という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
821	要求水準書(案)	37	2	(3)-8	ア		警備業務	旧男川浄水場における警備業務について、業務範囲をお示し願います。また、業務期間(旧男川浄水場の撤去予定)をご教示下さい。	No.813をご参照ください。
822	要求水準書(案)	37	2	(3)-8	ア		本業務の内容	テロ等の妨害行為は業務含まないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
823	要求水準書(案)	37	2	(3)-8	ア		本業務の内容	現施設ではどのような警備がされているのか、ご教示いただけませんか？	警備会社へ委託した赤外線センサーによる浸入監視及びITVカメラによる直営の監視です。
824	要求水準書(案)	37	2	(3)-8	イ		侵入監視設備の設置	男川浄水場及び旧男川浄水場構内のITV等による監視は、貴市職員様が男川浄水場中央管理室にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
825	要求水準書(案)	37	2	(3)-8	イ		警備業務(留意事項)	「24時間監視を可能」とありますが、夜間・休日の監視は貴市または事業者のどちらが行うと考えればよろしいでしょうか。	ITVカメラについてはNo.824をご参照ください。赤外線センサー及び警備業務は事業者が行ってください。
826	要求水準書(案)	37	2	(3)-8	イ		警備業務計画	「民間事業者管理範囲の安全を確保すること」とありますが、出入口の施錠は、事業者の運転管理範囲となる排水処理施設の出入口のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
827	要求水準書(案)	37	2	(3)-8	イ		警備業務 本業務の実施に当たっての留意事項	警備業務及び監視設備について、事業者側の施設整備範囲及び管理責任範囲について、その対象を明示下さい。	施設整備は全て事業者の負担であり、警備業務についてはNo.825をご参照ください。
828	要求水準書(案)	37	2	(3)-8	イ		警備業務(留意事項)	「・・・侵入監視設備を設置し、24時間監視を可能とすること」と記載がありますが、24時間監視できる設備を整備し、貴市が侵入監視設備にて24時間監視を行うと理解してよろしいでしょうか。	本市でITVカメラにて監視を行いますが、民間事業者が設置する赤外線センサー等の侵入監視設置による警報対応は民間事業者が行ってください。
829	要求水準書(案)	37	2	(3)-8	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	警備業務は機械警備が主体であり、現地に警備員を常駐させる必要はないと理解しいてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
830	要求水準書(案)	37	2	(3)-9	ア		新設対象施設の引渡し	「・・・修繕を要することの無い状態」を具体的にご教示ください。	1年間の保証という意味です。
831	要求水準書(案)	37	2	(3)-9	ア		施設見学対応協力業務	施設見学対応協力業務について、場外施設等は本業務から対象外と認識しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
832	要求水準書(案)	37	2	(3)-9	ア		施設見学対応協力業務 本業務の内容	見学者の人数として「約100人程度」との記載がありますが、年間の実施回数及び来訪者の総計実績についてご教示下さい。	No.358をご参照ください。
833	要求水準書(案)	37	2	(3)-9	ア		施設見学対応協力業務 本業務の内容	施設見学対応協力業務について、場外施設等は本業務から対象外と認識しておりますが、よろしいでしょうか。	No.831をご参照ください。
834	要求水準書(案)	37	2	(3)-9	ア		施設見学対応協力業務 本業務の内容	見学者への対応について、「説明および対応は市で行う」と記載がありますが、予約管理や事業者側の立会い等は不要と考えて宜しいでしょうか。	予約管理は市で行いますが、資料作成及び施設見学時の補助等を行っていただきます。
835	要求水準書(案)	37	2	(3)-9	ア		施設見学対応協力業務 本業務の内容	施設見学対応協力業務の作業の人件費や準備する資料の制作費を算出するため、見学者受入頻度を御教示下さい。	No.358をご参照ください。
836	要求水準書(案)	37	2	(3)-9	ア		本業務の内容	現在、現施設で実施されている見学について、実施時期及び頻度、参加人数、見学時間、内容をご教示願います。	No.358をご参照ください。 5～7月に週6日程度その他不定期 2000人 1時間半 場内説明、案内、質疑応答
837	要求水準書(案)	37	2	(3)-9	ア		本業務の内容	民間事業者が見学者の安全対策を行う旨が定められていますが、見学者の事故リスクは全て民間事業者が負うということでしょうか？	安全施設は民間事業者が築造するものでありこれに建設と維持管理の不備による欠陥等がなければ市がリスクを負うものです。
838	要求水準書(案)	37	2	(3)-9	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	年間のおおよその見学者数をご教示願います。	No.836をご参照ください。
839	要求水準書(案)	37	2	(3)-9			施設見学対応協力業務	パンフレット等配布資料の作成部数はどの程度を想定しているのでしょうか？	原稿の作成とします。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
840	要求水準書(案)	37	2	(3)-9			施設見学対応協力業務	パンフレット等の作成費用はイニシャルコストとして維持管理業務開始時に別途出来高認定され支払われるのでしょうか？それともランニングコストとして維持管理業務の中で均一に支払われるのでしょうか？	イニシャルコストとして考えています。
841	要求水準書(案)	38	2	(4)	(4)-1	ア	本業務の内容	「補修」とは、修繕に含まれると考えますので、対象外と理解して宜しいでしょうか。	P40. 補修業務をご参照ください。
842	要求水準書(案)	38	2	(4)	(4)-1	ア	場外施設等維持管理業務	保守点検対象となる場外施設の住所をご教示下さい。	水道局工務課にて閲覧可能です。
843	要求水準書(案)	38	2	(4)	(4)-1	ア	場外施設の新設	場外施設が新設され、業務負荷量が増大した際は、協議の上維持管理費の見直しをして頂けるのでしょうか。	施設の増減があった場合、協議により見直しを行います。
844	要求水準書(案)	38	2	(4)	(4)-1	ア	場外施設の新設	施設の統廃合・新設の記載がありますが、施設の統廃合または新設の計画をご教示下さい。	現段階では統合または新設に関する具体的な計画はありません。
845	要求水準書(案)	38	2	(4)	(4)-1	ア	本業務の内容	貴市が行う修繕業務等の立会いは業務範囲外という解釈でよろしいでしょうか。仮に業務範囲内であれば、過去の立会回数をご教示下さい。	業務範囲外であり、ご理解のとおりです。
846	要求水準書(案)	38	2	(3)	(3)-10	イ	維持管理マニュアル	維持管理マニュアルとありますが、本マニュアルは、運転管理・保守点検・危機管理マニュアルを総合したものでしょうか。	引渡し後の維持管理に必要なマニュアルの作成をお願いします。
847	要求水準書(案)	38	2	(4)-1		ア	本業務の内容	「施設の統廃合、新設が行われても同様に業務を行う。」とありますが、要員配置の増減があった場合、協議の対象となりますでしょうか。また、具体的な統廃合(新設)の計画はありますでしょうか。	前段についてはNo.843、後段についてはNo.844をご参照ください。
848	要求水準書(案)	38	2	(4)-1		ア	(1) 機械電気点検	業務対象となる機械設備及び電気設備の数量、仕様等が不明ですので、提示いただけるでしょうか。	水道局工務課にて閲覧可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
849	要求水準書(案)	38	2	(4)-1	ア		本業務の内容	「施設の統廃合、新設が行われても同様の業務を行う。」と記載がありますが、現時点では統廃合及び新設の時期と具体的な業務内容が判断できません。入札説明書、要求水準書の公表以降の施設の統廃合、新設については、別契約となるものと理解してよろしいでしょうか。	No.843をご参照ください。
850	要求水準書(案)	38	2	(4)-1	ア		本業務の内容	施設の新設が行われても同様に業務を行うとありますが、対象施設が増えた場合には費用増額は認められるのでしょうか。	No.843をご参照ください。
851	要求水準書(案)	39	2	(4)	1		管末の水質点検について	場外施設及び管末水質観測点における、各詳細住所等の位置(場所)を全てご教示下さい。	No.842をご参照ください。
852	要求水準書(案)	39	2	(4)	1	ア	水質点検	各管末、給水から採水を行い、水質測定するとありますが、各採水点のリスト及び場所をご教授下さい。	No.842をご参照ください。
853	要求水準書(案)	39	2	(4)	1	ア	警備業務	場内警報装置の設置という記述がありますが、警報装置は整備業務の対象と考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
854	要求水準書(案)	39	2	(4)	1	ア	警備業務	上記の場合に整備するレベルの指定はありますか？(浄水場については赤外線センサーやITV設置が与条件となっています)	現状の警備内容と同等とします。内容については侵入者対策として警備会社に委託しており赤外線センサー等で監視、異常時確認です。
855	要求水準書(案)	39	2	(4)	1	ア	清掃業務	清掃対象に水槽は入っていませんが、対象外と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
856	要求水準書(案)	39	2	(4)	(4)-1	ア	(ウ)水源点検	男川取水口等の土砂の浚渫・処分を行うとありますが、浚渫の頻度、処分量、処分費(外部委託の際は委託費)の過去実績をご教示下さい。	水道局工務課にて閲覧可能です。
857	要求水準書(案)	39	2	(4)	(4)-1	ア	各種設備の保守点検業務/水源点検	水源点検を「平日1回」行うこととされていますが、「平日」に入らない「休日」の定義をご教示願います。	土日、祝日、年末年始です。
858	要求水準書(案)	39	2	(4)	(4)-1	ア	各施設の水質点検(ア)水質点検	水道法に記載がある定期検査は貴市が行うという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
859	要求水準書(案)	39	2	(4)	(4)-1	ア	各施設の水質点検(ア)水質点検	各管末、給水栓等から採水を行い、水質検査を行うこととありますが、各検査測定地点(住所)をご教示願います。また、検査頻度は表4-1に記載される頻度でよろしいのでしょうか。	No.842をご参照ください。
860	要求水準書(案)	39	2	(4)	(4)-1	ア	各施設の水質点検(イ)配水池採水	配水池内から試料を採水し、市へ提出することとありますが、表4-1に記載される頻度でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
861	要求水準書(案)	39	2	(4)	(4)-1	ア	警備業務	「警備業務」とは、警備業法に係らない保安業務と理解して宜しいでしょうか。	要求水準で求めている警備業務は、警備業法の警備業務には該当しないと考えます。
862	要求水準書(案)	39	2	(4)	(4)-1	ア	警備業務	北野配水場等に場内警報装置を設置することとありますが、既設で設置されているものがあれば、装置の概要をご教示下さい。	水道局工務課にて閲覧可能です。
863	要求水準書(案)	39	2	(4)	(4)-1	ア	植栽管理業務	現在は専門業者に委託されているのでしょうか。また、過去の刈草の発生量、施工費(委託費)、処分費、運搬費をご教示下さい。	水道局工務課にて閲覧可能です。
864	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア	(ウ)	水源点検	過去における、男川取水口及び大平用水取水口の土砂の浚渫・処分の頻度、発生土砂量、処分費の実績をご教示ください。	No.856をご参照ください。
865	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア	(ウ)	水源点検	男川取水口、大平用水取水口の土砂の浚渫について、発生する土砂の量及び、現状の浚渫方法をご教示願います。	前段についてはNo.856をご参照ください。後段については強力吸引車にて実施します。
866	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア	(ア)	水質点検	各管末における水質試験は、水道法で定める毎日検査ではないとの理解でよろしいでしょうか。	No.858をご参照ください。
867	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア	(ア)	水質点検	回収・運搬する滅菌剤注入停止時のタンク内残薬品は、産業廃棄物には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。また、タンク内清掃した時の廃液も同様に産業廃棄物には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	原則産業廃棄物と認識しております。現在は、他ポンプ場等に利用できるように工夫しています。(委託者)

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
868	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア		(7)	水質点検	業務対象となる水質計器類、薬品注入機の数量、仕様等が不明ですので、提示いただけるでしょうか。	No.848をご参照ください。
869	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア		(1)	配水池採水	「配水池から採取した試料を貴市へ提出する」と記載がありますが、水質検査機関への提出等のために、特別に配慮すべき事項はありますか。(量、頻度、採取方法、容器等)	配水池内目視点検とPH、残留塩素測定し記録する。(様式は指定していません)異常が見つかれば、採水し水道局指定検査機関に持込で測定(検査料金水道局負担)。
870	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア			水質点検	各管末、給水から採水を行い、水質測定するとありますが、各採水点のリストをご教授下さい。	No.842をご参照ください。
871	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア			各施設の水質点検	水質検査について、厚労省登録機関による計量証明書が必要となるでしょうか。	必要ありません。
872	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア			警備業務	「北野配水場、上地配水場、六供配水場、額田南部浄水場、日名水源送水場の場内警報装置を設置し、施設の警備を行う」とありますが、装置設置業務も本事業の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。尚、その場合、装置設置対象施設は記載の5ヶ所のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
873	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア			警備業務	本項に挙げられている施設の警備業務について、場内警報装置の種別・方法等は、事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。参考にNo.854をご参照ください。
874	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア			警備業務	本項に挙げられている施設は、現状どのような警備システムが導入されているかご教示下さい。	No.854をご参照ください。
875	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア			警備業務	警報装置作動時に貴市へ発報させる必要はあるでしょうか。	必要です。
876	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア		(7)	清掃作業	本清掃業務で発生する廃棄物は産業廃棄物に該当し、運搬・処分についても廃棄物処理法に則った運搬・処分が必要との理解でよろしいでしょうか。	No.760をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
877	要求水準書(案)	39	2	(4)-1	ア		(7)	清掃作業	「b 廃棄物の運搬・処分」とありますが、参考までに現状の廃棄物の量をご教示願います。	少量です。
878	要求水準書(案)	39						警備業務(場外)	場内警報装置とは、侵入者用の検知装置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
879	要求水準書(案)	40	2	(4)	1	ア		表4-1 対象施設数一覧	清掃、植栽管理は、記載のある通り3回/年のみとしてよろしいですか。また、協議の上追加で実施する場合は精算頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	標準的な回数であり、変更契約はありません。
880	要求水準書(案)	40	2	(4)	(4)-1	ア		本業務の内容	表4-1の点検頻度に「日(平・休)」とありますが、これは例外なく「毎日」という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
881	要求水準書(案)	40	2	(4)	(4)-1	ア		場外施設保守点検業務の内容	場外施設点数が極めて多くありますが、水質点検等は週1回で実施することとあり、多人数での対応が必要かと想定されます。現在の巡視体制を参考にご教示頂ければ幸いです。	水道局工務課にて閲覧可能です。
882	要求水準書(案)	40	2	(4)	イ				「機能劣化や設備故障の発生前」に行う補修や修繕について、内容や金額的な限度をご教示下さい。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
883	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	ア			補修業務	「消耗品の交換など簡易に出来る施設・設備の整備及び調整を行うこと。ただし、必要な消耗品・材料は岡崎市が支給する。」とあり、a~fの項目が列記されていますが、この場合の消耗品・材料とは、鉄線、塗料、モルタル、コーキング材等を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
884	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	「配置人員の能力、資質、経験等は男川浄水場の保守点検と同等の技術者を配置する。」とありますが、男川浄水場との兼務は許容頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。
885	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	ア	表4-1		対象施設数一覧	表4-1にて、主な業務の点検頻度が記載されていますが、実際の頻度については添付資料10によるものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
886	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	ア		表4-1 対象施設数一覧	表4-1に示される点検頻度と添付資料10(場外施設等の点検頻度と点検内容)の点検頻度において、もし齟齬が生じる場合は添付資料10を優先させる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
887	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	ア		表4-1	点検頻度は現況の点検頻度と同じでしょうか。	No.885をご参照ください。
888	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	イ		技術者の配置	「男川浄水場の保守点検と同等の技術者」とありますが、(3)-1イ 項に記載の「業務に必要な能力、資質及び経験を有する人員」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
889	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「男川浄水場の保守点検と同等の技術者を配置」とありますが、男川浄水場の技術者が兼務してもよろしいでしょうか?	No.884をご参照ください。
890	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「男川浄水場」と「同等の技術者を配置する」とありますが、現在の技術者の能力、資質、経験をご教示ください。	P41. をご参照ください。
891	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	イ		保守点検マニュアル	「機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行うこと」とありますが、修繕業務については貴市の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	No.882をご参照ください。
892	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	現状実施されている場外施設等の精密点検の内容をご教示願います。	No.882をご参照ください。
893	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行うこと。・・・」とありますが、場外施設においては修繕業務も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.882をご参照ください。
894	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「精密点検(試験検査等)」とありますが、分解等を要しない軽微な点検と理解してよろしいですか。	No.882をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
895	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	また、「機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行うこと。」とありますが、同項及びにて、「修繕は本市(岡崎市)で対応する。」とありますので、本業務の範囲に修繕業務は含まないと理解してよろしいですか？	No.882をご参照ください。
896	要求水準書(案)	40	2	(4)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	業務名が保守点検業務となっているのに対して、機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行うこととなっていますが、場外施設では修繕業務も含むということでしょうか。	No.882をご参照ください。
897	要求水準書(案)	41	2	(4)	(4)-1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「業務責任者」の記載がありますが、これは維持管理業務全体の責任者と兼務することができますか。	可能です。
898	要求水準書(案)	41	2	(4)	(4)-2	ア		各施設の水質点検(ア)水質点検	各管末、給水栓等から採水を行い、水質検査を行うこととありますが、各検査測定地点(住所)をご教示願います。また、検査頻度は表4-2に記載される頻度でよろしいのでしょうか。	前段についてはNo.842をご参照ください。後段については詳細は資料10をご参照ください。
899	要求水準書(案)	41	2	(4)	(4)-2	ア		本業務の内容	「補修」とは、修繕に含まれると考えますので、対象外と理解して宜しいでしょうか。	補修業務は含みます。
900	要求水準書(案)	41	2	(4)	(4)-2	ア		簡易水道施設保守点検業務	保守点検対象となる簡易水道施設の住所をご教示下さい。	No.842をご参照ください。
901	要求水準書(案)	41	2	(4)	(4)-2	ア		本業務の内容	場外施設や簡易水道施設の点検において、保全管理員が各浄水場のスペースを休憩等で使用する際は、無償という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
902	要求水準書(案)	41	2	(4)	(4)-2	ア		本業務の内容	現在、簡易水道施設の点検は何名で管理しているのでしょうか。また、巡回点検ルート等がありましたらご教示下さい。	前段については1名3班です。後段については効率的なルートをご提案ください。
903	要求水準書(案)	41	2	(4)	(4)-2	ア		本業務の内容	貴市が行う修繕業務等の立会いは業務範囲外という解釈でよろしいでしょうか。仮に業務範囲内であれば、過去の立会回数をご教示下さい。	No.845をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
904	要求水準書(案)	41	2	(4)-1	イ			保全管理員の変更	「保全管理員が変更となった場合でも対応可能なように配慮すること」とありますが、保全管理員の定義をご教示ください。	従事者のことです。
905	要求水準書(案)	41	2	(4)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	異常発生時および点検中に異常を発見した場合における修繕について、貴市が対応されることになっていますが、この場合の修繕とは、ア 補修業務に定められたもの以外を指すとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
906	要求水準書(案)	41	2	(4)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	水源点検の頻度は、2 (4)-1 ア (ウ) 項に記載されている様に「平日1回」と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
907	要求水準書(案)	41	2	(4)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	業務責任者は、2 (3)-1 イ 項で記載する現場業務責任者と兼務してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
908	要求水準書(案)	41	2	(4)-1	イ			具体的な施設場所・頻度	「施設場所・頻度を別表4-3に示す」とありますが、= 添付資料10との理解でよろしいでしょうか。 尚、その場合、水質点検の施設数等について表4-1と添付資料10で一部整合が取れていませんが、添付資料10が「正」との理解でよろしいでしょうか。	前段については入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。 後段についてはご理解のとおりです。
909	要求水準書(案)	41	2	(4)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	別表4-3とは、添付資料10(場外施設等の点検頻度と点検内容)を示すのでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
910	要求水準書(案)	41	2	(4)-1	イ			本業務の実施に当たっての留意事項	「別表4-3に示す。」とありますが、表が存在しておりません。表をご提示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
911	要求水準書(案)	41	2	(4)-2	ア		(イ)	機械電気点検	業務対象となる機械設備及び電気設備の数量、仕様等が不明ですので、提示いただけるでしょうか。	No.848をご参照ください。
912	要求水準書(案)	41	2	(4)-2	ア		(ア)	水質点検	業務対象となる水質計器類、薬品注入機の数量、仕様等が不明ですので、提示いただけるでしょうか。	No.848をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
913	要求水準書(案)	41	2	(4)-2	ア		各施設の水質点検	各管末における水質試験は、水道法で定める毎日検査ではないとの理解でよろしいでしょうか。	毎日検査ではありません。
914	要求水準書(案)	41	2	(4)-2	ア		本業務の内容	「点検項目及び頻度は、本市が示したものを下回らないこと。」とありますが、その項目及び頻度は、添付資料10によるものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
915	要求水準書(案)	42	2	(4)	2	ア	清掃業務	清掃対象に水槽は入っていませんが、対象外と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
916	要求水準書(案)	42	2	(4)	(4)-2	ア	植栽管理業務	現在は専門業者に委託されているのでしょうか。また、過去の刈草の発生量、施工費(委託費)、処分費、運搬費をご教示下さい。	No.863をご参照ください。
917	要求水準書(案)	42	2	(4)	(4)-2	ア	本業務の内容	表4-2の点検頻度に「日(平・休)」とありますが、これは例外なく「毎日」という意味でしょうか。	No.880をご参照ください。
918	要求水準書(案)	42	2	(4)-2	ア	(7)	清掃業務	本清掃業務で発生する廃棄物は産業廃棄物に該当し、運搬・処分についても廃棄物処理法に則った運搬・処分が必要との理解でよろしいでしょうか。	No.760をご参照ください。
919	要求水準書(案)	42	2	(4)-2	ア	(7)	清掃作業	「『(4)-1 場外施設の保守点検業務』と同等とする。」とありますが、「b 廃棄物の運搬・処分」について、参考までに現状の廃棄物の量をご教示願います。	No.877をご参照ください。
920	要求水準書(案)	42	2	(4)-2	ア	(イ)	排泥作業	排泥作業以降の汚泥の最終的な処分方法をご開示願います。	本市の責任において男川浄水場へ運搬し排水処理施設で処理を行います。
921	要求水準書(案)	42	2	(4)-2	ア		補修業務	「(4)-1場外施設の保守点検業務」とする」とありますが、(4)-1 の補修業務と同様の業務という意味でしょうか？	ご理解のとおりです。
922	要求水準書(案)	42	2	(4)-2	ア		表4-2 対象施設数一覧	表4-2に示される点検頻度と添付資料10(場外施設等の点検頻度と点検内容)の点検頻度で差異が生じる場合は、添付資料10を優先させる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
923	要求水準書(案)	42	2	(4)-2	ア		表4-2	点検頻度は現況の点検頻度と同じでしょうか。	No.922をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	項						
924	要求水準書(案)	43	2	(4)	(4)-2	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	「業務責任者」の記載がありますが、これは維持管理業務全体の責任者と兼務することができますか。	可能です。
925	要求水準書(案)	43	2	(4)-2	イ		具体的な施設場所・頻度	具体的な施設場所・頻度が記載されている添付資料10は3枚構成ですが、3枚目以降が簡易水道施設保守点検業務に関する項目との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
926	要求水準書(案)	43	2	(4)-2	イ		具体的な施設場所・頻度	表4-2と添付資料10を比較しますと、給水栓(管末含む)の点検頻度等に相違がありますが、添付資料10が「正」との理解でよろしいでしょうか。	No.922をご参照ください。
927	要求水準書(案)	43	2	(4)-2	イ		具体的な施設場所・頻度	「保守点検マニュアル」の記載がありませんが、場外施設保守点検業務と同様にマニュアル作成と貴市による承認ならびに毎年の改善に向けたマニュアル更新が必要との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
928	要求水準書(案)	43	2	(4)-2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	ろ過池の削り取り・補砂について、過去5年間の作業実績をご教示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。
929	要求水準書(案)	43	2	(4)-2	イ		その他の施設	「その他の施設については、表4-1の場外施設と同様な頻度と内容で保全管理を行う」とありますが、簡易水道施設保守点検業務には水源点検業務の記載がないため、簡易水道水源の点検内容は巡視点検と同等との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
930	要求水準書(案)	43	2	(4)-2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	業務責任者は、2(3)-1イ項で記載する現場業務責任者と兼務してもよろしいでしょうか。	可能です。
931	要求水準書(案)	43	2	(4)-2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	簡易水道施設保守管理業務の業務責任者は、場外施設保守管理業務の業務責任者が兼務してもよろしいでしょうか?	可能です。
932	要求水準書(案)	15~21	2	-(2)	7	(7)~(I)	全般	当ご要求をすべて満たした提案書作成には、事前にご確認をしていただく事が必要と考えました。そのような機会をいただけるかどうかご教示願います。	考えていません。

	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
933	要求水準書(案)	16 18	2 2	(2)- 2	ク	(7) (1)	f c	安全・防災・防犯計画 見学者説明室	会議室及び見学者説明室の災害対策本部機能として、具体的にどのような役割・機能内容を想定されているでしょうか。	水道局の災害対策本部であり災害時に他自治体を受入れ可能な機能を想定しています。またNo.385をご参照ください。
934	要求水準書(案)	2~3	1	(2)	オ			対象施設及び対象業務	「表1-3 整備業務・維持管理業務の対象施設及び事業範囲」で、運転管理業務を含むものは備考欄に記載のある排水処理施設のみと理解してよろしいですか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
935	要求水準書(案)	添付資料 1							工事用搬入道路(案)の整備については、河川管理者との協議等が必要となるため、本業務の事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	本業務の事業範囲内です。
936	要求水準書(案)							その他	既設の水、スラッジのサンプリングは可能でしょうか。	可能です。
937	添付資料8							添付資料8 必要諸室の仕様及び備品	添付資料8に記載の各室面積は基準と思われますが、各室面積の上限及び下限はありますでしょうか?	提案により変更は可能です。
938	添付資料7							地質推定断面図	構造物によって標高+10m程度まで掘削する必要があります。ところがこの深さ付近では花崗岩層となっており、非常に硬い岩盤であることが予想されます。当調査時にて圧縮強度試験等を行っていたら、資料のご提示をお願いします。	行っていません。
939	添付資料7							管理棟平面図案	本図では諸法令に従うため変更がありうると思いますが、それらを加味した図面をご提示いただけたらと思いますがよろしいでしょうか。	管理棟平面図案以外ございません。
940	添付資料1								未買収地が3箇所ありますが、事業開始までに買収は終了するものと理解してよろしいでしょうか。	No.2をご参照ください。